

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

報月查調

昭和八十一年三月

第一卷 第三號

◇ 調査 ◇

中支新通貨施策概況

牲畜流通に關する調査

蒙疆二炭田調査中間報告

上海に於ける損害保險調書

◇ 資料 ◇

天津特別市教育宗教の現況

蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

大東亞省

社

アシア出版社
Asia Publishing House
1933年3月1日

317

732

祕

調
查
月
報

第一卷
第三號

大東亞省總務局調查課

昭和十八年三月

調査月報 第三號卷 目次

内閣文庫
九〇六〇六号
和書

調査



中支新通貨施策概況

牲畜流通に關する調査

蒙疆二炭田調査中間報告

上海に於ける損害保險調書

資料

天津特別市教育宗教の現況

蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

一一一

三三六

雜錄

大東亞戰爭關係重要日誌

三四四

中支新通貨施策概況

まへがき

大東亜戦争の勃発は中支新通貨施策に新たな段階を劃せしめた。實に大東亜戦争の發端に於て皇軍の上海租界進駐が決行せられ、茲に支那事變以來我が諸旗東を阻み來つた租界の敵性がその根底から覆滅されるに至つた。それは新秩序支那創造の一切の施策に軌跡を與ふるものであり、又從つて中支新通貨施策に大道を開くものであつた。此の大道を推進されたる中支新通貨施策の記録、それが本稿の全内容である。

本稿は昭和十七年九月、當時の興亞院華中連絡部財務局に於て調査したる「中支に於ける皇軍租界進駐以後の金融施策概況」(第三編)より環境諸事情を考慮しつゝ適宜採録せるところに係り、其の第一編は興亞院調査月報の昭和十七年九月刊第三卷第九號に「皇軍上海租界進駐以後の金融施策概況」として掲載、更に其の第二編も同じく興亞院調査月報の昭和十七年十月刊第三卷第十號に「上海敵性企業會計監督放管理施策概況」として掲載した。これ等第一乃至第三の三編に依て皇軍上海租界進駐の昭和十六年十二月八日より同十七年六月三十日に至る間に展開されたる波瀾重疊の中支金融施策の全貌が鮮明に浮影され、又その輝かしき足跡が印刻される。(編者記)

目次

- 第一、大東亜戦争勃発以後に於ける新通貨工作的の経過日記
- 第二、大東亜戦争勃発以後に於ける儲備券の流通擴充に関する措置
- 一、新舊法幣等價離脱前に於ける措置
 - (イ) 新券流通擴充に於ける措置
- 二、新舊法幣等價離脱以後全面交換實施直前に於ける措置
 - (イ) 新券流通擴充に於ける措置

- 一、本月報ハ省内職員ノ執務参考資料トシテ編纂セルモノニシテ省内相互間ニ於ケル資料ノ疏通利用ニ資セムトスルモノナリ
- 一、本月報ハ主トシテ本省及在外公館ノ調査ニ係ルモノヲ輯錄シタルモノニシテ大冊ノ調査資料、時事資料、部外資料及極秘資料等ハ別途取扱フコトトシ雜錄中ニ其ノ目録ノミヲ掲記スルコトセリ
- 一、本月報ハ秘報トシ一般ニ頒布スル印刷物等ニ引用セザルモノス
- 一、尙本月報所載ノ記事中意見ニ亘ルモノハ凡テ擔當調査者ノ見解トス

中支新通貨施設概況

二

- (ロ) 軍管理公事業會社料金の新券建實施
(ハ) 租界内主要百貨店、ホテル、アパートの新券建
 實施
(シ) 租界内主要飲食店、映畫館、紹、人絹、綿、毛
 織物商の新券建實施
(ホ) 日本側商社の新券賣舊券買取引に許可制實施

三、新舊法幣全面交換實施以後に於ける措置
(イ) 日本側主要會社及軍管理會社の舊券受入拒否
(ロ) 租界内主要華商百貨店、ホテル、映畫館、飲食
 店及紹、人絹、綿、毛織物商の舊券受入拒否
(ハ) 工部局の收支の新券一本への改訂
(ニ) 吾方公共事業會社料金を軍票新券兩建にて徵收
(ホ) 新券の流通擴充具體策の新通貨對策委員會決定
(コ) 特種獎品及臨的新券賣實施
(ト) 今後の新券流通擴充施策要領

第三、新舊法幣全面交換に關する措置
(イ) 新券の舊券に對する交換制限に關する措置
(ロ) 中央儲備銀行の窓口等價交換停止及特別交換實
 施

- 一、新券の舊券に對する等價交換
(イ) 新券の舊券に對する交換引締實行要領
(ロ) 中央儲備銀行の窓口等價交換停止及特別交換實
 施
- 二、新券の舊券に對する交換制限に關する措置
(イ) 新券の舊券に對する交換引締實行要領
(ロ) 中央儲備銀行の窓口等價交換停止及特別交換實
 施
- 三、新舊法幣等價離脱に關する措置
(イ) 新舊法幣等價離脱に關する聲明
(ロ) 中央儲備銀行の窓口交換再開政に錢莊に對する
 指示
(ハ) 特別交換制の整備合理化

四、中支に於ける通貨整理に關する措置
(イ) 新券の對舊券價值引上げ措置
(ロ) 全面交換に關する聲明

五、全面交換に關する措置
(イ) 全面交換に關する財政部佈告並に諸法令公布
(ロ) 全面交換に關する中央儲備銀行の公告
(ハ) 舊幣回收事務取扱銀行錢莊名
(ミ) 舊幣建債權債務の新券建への切替に關する銀行
 側の措置
(ホ) 全面交換實施
(ト) 全面交換に關する吾方の協力措置
(チ) 同外國側の協力措置
(リ) 新券流通に對する流言の取締
(ヌ) 全面交換制限の一部延長に關する措置

- 第一、大東亞戰爭勃發以後に於ける新通貨工作の經過日記
大東亞戰爭勃發以後吾方に於て採りたる新通貨工作の經過日記を述れば次の如し。
昭和十六年
十二月八日 (イ) 大東亞戰爭勃發 (ロ) 皇軍租界へ進駐 (ハ) 銀行營業休止 (ニ) 故國銀行及重慶系四行の軍
 に依る差押
十九日
十五日
銀行營業休止
十九日
二月十四日
工部局の諸稅金手數料を新法幣建にて徵收
十九日
在華紡製品の新券建販賣
三月九日
(イ) 軍票公定建値を儲備券建に改訂(賣二十四) (ロ) 儲備銀行及日本側銀行の新舊法幣預金の
 區別 (ハ) 儲備銀行の窓口等價交換一人一日三百元に制限
廿三日
(イ) 儲備銀行窓口等價交換停止 (ロ) 特別交換開始、市中錢莊の儲備券對舊券相場七七元
三十日
(イ) 國民政府の新舊法幣等價離脱に關する聲明發表 (ロ) 儲備銀行窓口交換再開、交換相場儲
 備券對舊券七七元

中支新通貨施設概況

三

中支新通貨施設概況

四

- 三月卅一日 特別交換に關する指定錢莊の取締強化
- 四月七日 特別交換制の整備合理化實施
- 十日 儲備銀行の指定華商銀行の追加
- 五月二十日 (イ) 儲備銀行新舊法幣交換比率を七四元に改訂 (ロ) 軍管理公共事業會社料金の新券建實施
- 廿一日 儲備銀行の新舊法幣交換比率を七一元に改訂
- 廿二日 (イ) 儲備銀行新舊法幣交換比率を六六元に改訂 (ロ) 軍票對儲備券の公定相場を十八圓(毫)に改訂
- 廿三日 儲備銀行新舊法幣交換比率を六〇元に改訂
- 廿四日 主要華商百貨店、ホテル、アパートの儲備券建實施
- 廿五日 儲備銀行の新舊法幣交換比率を五三元に改訂
- 廿六日 (イ) 儲備銀行の新舊法幣交換比率を五〇元に改訂 (ロ) 主要華商飲食店、映畫館の儲備券建實施
- 廿七日 (イ) 全面交換に關する財政部長の聲明發表 (ロ) 重慶系四行の處理に關する軍及財政部の佈告發表 (ハ) 級、人級、綿、毛織商の儲備券建實施
- 廿八日 中央及中國農民兩行清算開始
- 廿九日 物價安定臨時辦法公布
- 卅一日 全面交換に關する財政部佈告並に諸條令公布
- 六月一日 (イ) 舊法幣建債權債務を儲備券建に切替完了 (ロ) 錢莊の軍票取引許可制實施 (ハ) 邦人銀行十萬圓未滿の軍票對新券の賣買自由とす
- 四日 舊幣回收事務取扱銀行、錢莊名發表
- 八日 新舊法幣全面交換開始
- 十三日 舊幣流通禁止に關する財政部長聲明發表
- 十六日 新券流通の流言に關する財務官及財政部長の談話發表
- 十七日 日本側主要會社及軍管理會社の舊幣取引廢止
- 十八日 工部局舊幣の受入廢止
- 十九日 (イ) 舊幣流通禁止に關する財政部長第二次談話發表 (ロ) 主要華商百貨店、ホテル、映畫館、飲食店及紗、人級、綿、毛織物商舊幣取引廢止
- 二十日 公共事業會社料金を軍票、新券兩建にて徵收
- 廿二日 (イ) 軍票對儲備券の正金建値を十八圓一本建に改訂 (ロ) 奧地に於ける軍票對儲備券の兩面交換實施
- 廿三日 舊幣使用禁止に關する財政部佈告並に禁止辦法公布
- 廿五日 南京、上海に於ける舊幣使用禁止
- 中支新通貨施設概況

中支新通貨施策概況

六

- 七月三日 平定物價暫行條例、取締私抬物價暫行條例公布
ノ
十四日 米邦、磅、香港邦に於ける取引禁止
ノ
十五日 蘇州清鄉地區に於ける舊幣使用禁止
ノ
八月一日 (イ)杭州、嘉興、鎮江に於ける舊幣使用禁止 (ロ)特種藥品及鹽の小賣の新券賣賣施
ノ
十五日 太湖東南第一期清鄉地區に於ける舊幣使用禁止
ノ
卅一日 物價統制に關する日華兩當局の發表
ノ
九月一日 中國、交通兩行復業

以下各項に分ちて詳細に記述すべし。

第二、大東亞戰爭勃發以後に於ける儲備券の流通擴充に關する措置

一、新舊法幣等價離脱前に於ける措置

(イ) 新券流通擴充に關する措置

大東亞戰爭勃發に伴ふ皇軍の租界進駐直後吾方に於て採りたる應急對策は上海金融界の混亂と動搖を防ぎ、中支經濟の復興を容易ならしむるべき基礎を維持せんとする舊幣經濟の暫定的安定策なりき。即ち軍票對舊幣の公定相場の二十五圓(實)の發表、新匯劃制度採用による舊幣經濟維持策の容忍、新舊法幣等價關係の持續等是等は何れも舊幣經

濟に安定感を與へ、他面物資の面に於ける移動制限に依る取引沈滯と相俟て上海經濟は極めて平穩に推移せり。

然れ共右は非常時局に際し中支經濟の激動混亂を避くる爲の暫定策にして儲備券による中支幣制統一は既定方針な

り。

大東亞戰爭の勃發は右方針の達成に絶好の機會を齎らしたものと謂ふべく、儲備券の流通擴充を圖り舊幣に代替せしめ以て舊法幣經濟の新法幣經濟への圓滑なる移行を圖るべきなり。

此の爲一月二十三日現地に於ける關係機關の責任者參集協議の結果、新法幣の流通擴充に關する措置要領を決定し、今後は之に依り新法幣擴充工作を關係方面と連絡の上強力に實行することとなれり。

(ロ) 國策會社、在華紡使用華人の給與新券拂實施

興亞院に於ては中支に於ける國策會社及在華紡績會社代表者を招致し其使用華人に對する俸給、諸手當、賞與等に新券使用方を示達せる結果何れも新券にて支給することに決定せり。但し當時の舊法幣の流通及新法幣の準備の狀況を考慮し主として儲備券一元券にて支給することとせり。

(ハ) 工部局新券建徵收

一年七千數百萬元の經常豫算を持ち、頑強に儲備券否認の態度を探り來りし工部局が二月十四日左記告示を發し、一切の財政收支を總て儲備券建とし同日以降稅金、鑑札料金其他料金を總て儲備券を以て徵收することとなれり。

當時の情勢に於ては右實施に當り舊券に對する深刻なる影響を一部に於て憂慮せる同もありたるが格別舊法幣經濟の混亂を惹起するが如きことも無く市場は極めて平靜なりき。

中支新通貨施策概況

七

中支新通貨施策概況

今回の工部局の措置は公共事業會社其他一般商社の新券建を促進するに效果ありたり。

告示第五七八八號

本日以降工部局ニ納入スペキ滞納金及今後ノ諸納入金ヲ現金納入スル場合ニハ中央儲備銀行券ニ限り受入ルモノトス。

右告示ス。

一九四二年二月十四日

上海共同租界工部局

又當地本邦側紡績及綿布商に於ては毎月數くとも一億元以上の取引を示し居たる處、當局の勸奨に依り二月十九日以降原則的に新券建に改めたり。其他邦人商社の新券建に變更するもの續出し、斯くて新券流通擴充施策は各方面より全面的に行はることとなれり。然れ共新舊法幣等價交換を維持つゝ新法幣の流通擴充を圖るは却つて舊法幣の不安を増大し、舊法幣の不安增大は對軍票相場を弱め延いて新法幣自體の不安を助長する結果、新法幣強化を圖る爲の新法幣流通擴充工作は軍票投機をあぶり却つて新法幣の不安を惹起するが如き逆效果を齎らし、他面國民政府の租稅、關稅の新券納入、工部局稅の新券納入勵行は其實質は儲備銀行に對する舊券の預入を單に新券口座に振替へ新券小切手による納入を強ぶるものに外ならず、而も舊券の預入による新券口座への振替竝に新券小切手振出は何等手數を要せず極めて簡単に實行せらるゝものなれば後段に於て説明する如く新券流通擴充に關する其效果は極めて限局せられ、加ふるに軍票投機を惹起する結果は一時新券の擴充工作を差控ふるの已むなき狀態に立至りたり。

二、新舊法幣等價離脱以後全面交換實施直前迄に於ける措置

(イ) 新券流通擴充に關する措置

三月六日興亞院會議に於て「大東亜戰爭開始に伴ふ中支通貨金融暫定處理要綱」決定後は中央儲備銀行に於ける舊券に對する新券の等價交換は引締められ、斯くて從來の等價交換に依る障害は除去せられ新通貨政策の更に積極的な實施を期し速かに新券の流通擴充を圖ること緊要となり、新券工作は再び活潑となり、諸般の措置實施せられたる處五月二十日現地關係機關の責任者興亞院財務局長室に參集協議の結果左記新券流通擴充に關する措置要領を決定せり。依つて今後は右により全面的に新券の擴充工作を關係方面と連絡の上實行することとなれり。

◎新券流通擴充ニ關スル件 (昭一七・五・二〇興中通現地關係機關決定)

第一 方 銀

(1) 純通貨政策ノ圓滑ナル實施ヲ期スル爲ニ上海地區經濟ヲ先ツ速カニ新券建ニ切り替ヘ、次ギニ新券ノ市面流通狀況ヲ睨ミ合セ新券ニ依ル決済ヲ擴充スルコト肝要ナリ。此ノ爲主要物價、公共事業會社料金其他サービス料等消費部面ヲ新券建又ハ新券決済ニ移行セシムルト共ニ相平行シテ給料、勞賃其ノ個人經濟ニ於ケル收入部面ヲ新券建又ハ新券決済ニ改ムモノトス。

尙新券經濟ノ確立ニ當リテハ其ノ價值安定ヲ圖ルコト先決問題ニシテ之ガ爲對軍票十八圓ヲ堅持シ、新券ト軍票トハ一體トナリ其ノ價值維持ニ努ムモノトス。

第二 要 銀

一、左ノ要領ニ依リ新券建取引ノ擴充ヲ圖ルコト
 (1) 租界側百貨店、公共事業會社料金其他華人人口商社ノ商品ノ賣價、ホテル料金及公董局ノ稅金、米、麥等攝下地價段等ハ逐次速カニ新券建ニ改メ實行スルコト
 右新券建實施ニ當リテハ會計監督官派遣中ノ會社ニ對シテハ極力之ヲ利用シ、吾方軍管理下ニ在ルモノニ對シテハ受託會社ヲ指導シ、然ラザルモノニ對シテハ同業組合ヲ活用スルコト
 尚公共事業會社料金ノ新券建ヘノ改訂ニ付テハ先般瓦斯、電氣、水道ニ付テハ實施済ニ付電話、電車ニ付至急實施方措置スルコト

中支新通貨施策概況

中支新通貨施設概況

一〇

- (2) 吾方ノ租界ニ對スル軍配抜物資及中輸帶拔物資ハ軍票費ヲ軍票建賣ニ改メ軍票又ハ新券ニ依ル決済トシ、物動物資ハ極力新券賣ニ改ムルコト。軍票建賣物資ノ代金ニシテ新券ヲ以テ決済スルトキノ軍票ニ對スル相場ハ十八圓トシ、新券賣物資ノ代金ニシテ舊券ヲ以テ決済スルトキノ新券ニ對スル相場ハ中央儲備銀行發表ノモノニ依ルコト。右ノ場合新券ヲ收入シタルモノガ軍票ヲ必要トスルトキハ財務官事務所ニ於テ、舊券ヲ收入シタルモノガ新券ヲ必要トスルトキハ中央儲備銀行ニ於テ實需分ハ簡易ニ交換ヲ認ムルコト。
- (3) 本邦會社及銀行等ニシテ使用華人ニ對シ（イ）軍票ヲ以テ給料ノ支拂ヲ爲スモノニ在リテハ原則トシテ新券建新券拂トシ（ロ）舊券ヲ以テ給料ノ支拂ヲ爲スモノニ在リテハ原則トシテ新券建新券拂トシ、軍票對新券及新券對舊券ノ場合ハ前記（イ）記載スル處ニ依ルコト。
- 右ノ爲新券ノ必要アル者ニ對シテハ財務官事務所ハ軍票對價新券ノ供給ヲ、中央儲備銀行ハ舊券對價新券ノ供給ヲ簡易ニ認ムルコト。
- (4) 本邦會社國策會社ノ舊券建取引ハ成ル可ク速カニ總テ新券建取引ニ改ムルコト。
- 一般ノ軍管理敵國會社ニ對シテハ舊券建取引ヲ成ル可ク速カニ新券建取引ニ改メシメ、總テ會計ヲ新券建基準ニ改メシムルコト。
- 二、舊券建取引ヲ新券建取引ニ改訂スルトキハ、原則トシテ右切替ニ依リ實質上値段ノ昂騰ヲ來サザル様適當措置スルコト。
- 三、軍票ト新券トノ交換比率ハ十八圓トシ、業者及市民ノ新券對價ノ軍票又ハ舊券對價ノ新券ノ調達ニシテ實需ニ基クモノハ夫々財務官事務所又ハ中央儲備銀行ニ於テ簡易ニ供給スル如ク配意スルコト。
- 四、中央儲備銀行ハ市内二十ヶ所程度ノ新券舊券ノ交換所ヲ至急設置シ、舊券ト新券トノ交換ニ對シ新券ノ簡易ナル市面供給ニ付特ニ考慮スルコト。
- 右交換所設置ニ付テハ日本側各機關ハ極力便宜ヲ供與スルコト。
- 五、新券建取引ハ右交換所ノ設置其ノ他新券流通部面ノ擴充ノ情況ニ應ジ漸次新券ニ依ル取引ニ改訂シ行クコト。

（口）軍管理公事業會社料金の新券建實施

以 上

前記要領に基き先づ租界内軍管理公事業會社の料金を新券建に改訂すべく各關係會社代表者を興亞院に招致し右實施方を指示通達せり。此の結果上海電力、滬西電力、上海瓦斯、上海水道の諸會社は五月二十日より一齊に新券建に改訂する旨五月十八日發表せり。其他上海電話、上海電車等も至急實施方準備に着手せり。右新券建料金收入に當りては成る可く新券を希望するも舊券を以て受領するときは儲備銀行の定むる舊券と新券との交換率により算定したる舊券金額によることとせり。

（ハ）租界内主要百貨店、ホテル、アパートの新券建實施

後述の如く連續的舊法幣價值の暴落に伴ふ物價の昂騰を防止し、新券の流通を擴充し新券建物價を普遍化し以上上海經濟の安定を圖らん爲、當局に於ては五月二十三日租界内主要百貨店及ホテル、アパートの代表者を興亞院に招致し種々懇談の結果、彼等も當局の方針を諒解し之に協力方を誓ひ從來の舊券建賣值又は料金を新券建に改訂五月二十四日より實施することとなり同切替相場は前日の市中相場たる舊幣百元に對し新法幣六十六元の相場に依れり。而して當局に於ては新券建に改訂する際實質的値上げとなる恐れある爲不正を監視し所謂火事場稼ぎの如き態度を探るものは嚴重取締ることとし此の爲會計監督官をして監督せしめ更に一般に右に關し同日左の如き興亞院當局談を發表したり。

◎興亞院當局談

租界の大百貨店の賣值は從來舊法幣建であつたが最近に於ける舊法幣暴落の状況並に之に對する新法幣（中央儲備銀行券）の價值安定せる現狀に鑑み各商百貨業より新法幣建值に改訂方申出があつたので當局に於ては新法幣の育成強化、上海經濟の安定の建前より之を許可し二十四日より永安、新新、先施、大新、福利、惠羅、中國國貨、麗華の八店につき新法幣建值を實

中支新通貨施設概況

一一

施することとした。

百貨店の資値を新法幣建に改訂するに當つては實質上の値上げにならない様に從來の舊法幣建値段を五月二十二日の儲備銀行發表相場に基き三割四分引の割合で算出した値段を新法幣建値段とするとした。即ち從來舊法幣百元のものは新法幣十六元となる譯である。

今後は是等の百貨店は一様に其資値を新法幣建に改訂するので其實却代金は新券を希望するのであるが、當分の間は從來通り舊法幣でも受取るのであって大體當日の儲備銀行發表相場より換算した舊法幣金額を受取ることとなるのである。

次に租界内の主なるホテル、アパートの宿泊料、問代、飲料代金等についても右と同様の方法により二十四日より從來の舊法幣建値段を新法幣建に改むることとしたのである。

今回百貨店、ホテル、アパートの主なるものが其資値又は料金を新法幣建値に改訂した結果實上代金又はサービス料として受入る通貨は價値の安定してゐる新法幣又は新法幣建であるから從來の様に不安定の舊法幣建値から来る値段の引上げは全く其理由がなくなつたので、今後は從來の様に舊法幣値段の下落を理由として頻繁に値段が引上げられることはなくなる筈である。

この點は物價安定上非常に喜ばしい次第であつて當局に於ても新法幣建値に切替後の實値、料金の引上げに付てはこの見地より充分監視して行く方針である。

一般商店等に於ても今回の百貨店、ホテル、アパートの新法幣建値への改訂に従來舊法幣建のものは速かに新法幣建に切替へて行くことを希望する。然し右切替の方法は切替により實質上値上げにならぬ様にし當時の新法幣と舊法幣との相場に従ひ、從來の舊法幣値段を適當に値下げした金額を以て新法幣値段とすべきであつて切替の機會に、例へば從來の舊法幣値段を正當の理由なく其値新法幣値段に改訂する如きことは所謂火事場稼ぎの類であつて右の如きことをなす者に對しては日本側機關に於ても嚴重に取締る方針である。

市民は當局の趣旨を諒とせられ速かに其取引を舊法幣建より新法幣建に改訂し以て新法幣の育成強化に協力せらるゝと共に上海經濟界の安定に寄與せられんことを切に希望する次第である。

(1) 租界内主要飲食店、映畫館、絹、人絹、綿、毛織物商の新券建實施

前述の租界内百貨店、ホテル、アパートが五月二十四日より其資値、料金を新券建に改訂するのに對應し、更に新

券建物價の形成を促進する爲當局に於ては二十五日租界内主要飲食店、映畫館、及絹人絹、綿、毛織物卸小賣商の代表者を招致し物價の新券建切替に關し懇談せるが、各業者は何れも當局の方針に全幅の贊意を表明し飲食店、映畫館は二十六日より、絹、人絹、綿、毛織物卸小賣商は二十七日より一齊に新券建に切替實施することとなり同切替相場は共に切替前日相場たる舊幣二對新法幣一の比率に依り。右に關し興亞院は同日左の如き當局談を發表せり。

◎興亞院當局談

租界内の主要百貨店、ホテル、アパートの商品代價又は料金は本月二十四日より新法幣建値に改訂されたことは義に發表された通りで改訂後の實施狀況は唯今の處極めて好成績である。

特に百貨店にあつては從來正札附が寧ろ少なかつたが、二十四日より物價の公正を期する爲新法幣建正札制を勵奨した處各百貨店とも當局の方針に協力して之を實施してゐるが、上海經濟は日蔭の經濟より自日化の經濟に復歸した觀があり、上海經濟の明確化の爲闘貿に堪へない。

當局では右に引續き租界内の主要飲食店、映畫館の料金及絹織物、綿布、毛織物の代價は舊法幣建値を新法幣建値に改訂することになり、飲食店、映畫館は二十六日より、絹織物、綿布、毛織物は二十七日より實施することになった。

この新法幣建値改訂の方法は市場の新法幣對舊法幣相場は一對二を示現し各業者とも織込済と思はれるので、新法幣建値の改訂に際し實質上の値上げをしない建前より本日の舊法幣建値の五割引の金額、即ち一例を取れば從來舊法幣百元のものは新法幣で五十元に改訂し實施することになった。尤も映畫館の料金の如きは最近殆んど値上げをしてゐるのであるが、一應右の方法により從來の舊法幣建値段の半額を新法幣建値段とすることにした。

新法幣建値又は金額を舊法幣で受領する時は受領當日の相場で換算した金額とせねばならぬことで右の新法幣對舊法幣の相場は各業者に對し興亞院當局より指示することになつてゐるが、二十六日は新法幣百元に對し舊法幣二百元の比率とする。

一般商店でも市中の新法幣對舊法幣相場が一對二とすることになり、既に織込済の向きにあつては大體同様の方法により即ち舊法幣建値段の半額を新法幣建と速かに改訂方實施を希望する次第である。從つて建値通貨の不安から來る物價の値上りは全くなくなると思ふ。

アシガラガルバニヤー

中支新通貨施設概況

尙今後物價の安定を期する爲正札制を實行する様勧奨する積りであるから一般市民は當局の意圖をくみ新法幣建の正札價段で物を貰ふ様希望する次第である。

今回改訂される飲食店は新雅、金門、京華、慈華等主要飲食店三十数軒で映畫館はグランド、キャセイ、南京、大上海はか十餘軒であり、紡織物は上海市綢緞業同業公會、錦布は上海市錦布同業公會、毛織物は毛絨紡織業產銷聯合會の會員商社の總てである。

以 上

(六) 日本側商社の新券賣舊券買取引に許可制實施

前述の如く當局指導の下に(イ)租界内公共事業會社が五月二十日より(ロ)百貨店、ホテル、アパートが二十四日より(ハ)飲食店、映畫館が二十六日より(ニ)紺、人絹、綿、毛織物卸小賣商が二十七日より夫々其質値、料金を新券建に切替へたるを以て租界内に於ける主なる取引は總て新券建となり一般小賣物價も新券建に改訂されつゝありたるが、更に一層之を促進する爲當局に於ては本邦商社が市中錢莊に於て、一日六千元以上の新券賣舊券買をなさんとする場合は財務官の許可を必要とすることとし五月二十五日此の旨左記通牒を以て上海日本商工會議所を通じ指示通達せり。

昭和十七年五月二十五日

上海日本商工會議所

會頭 青木 節殿

在 上 海

海外駐劄財務官 小原正樹

本邦商社ガ市中錢莊ニ於テ一口新法幣六千元以上ノ新法幣賣舊法幣買ノ取引ヲ爲サントスル場合ハ爾今事前ニ當所ノ許可ヲ要スルコト致候條右周知方可然御取計相成度此段及通知候也

以 上

三、新舊法幣全面交換實施以後に於ける措置

(イ) 日本側主要會社及軍管理會社の舊券受入拒否

五月二十七日全面交換發表以來上海に於ける舊券建取引は急速に新券建に改訂されつゝありしが、吾方に於ては六月八日より開始されたる全面交換を機とし更に一層新通貨政策に協力し舊幣を抹殺し新法幣に依る幣制統一並に新券の健全なる發展を圖り、他面全面交換終了後に於ける舊幣の價値不安並に舊幣の流通禁止を豫想し之に備へしめる爲六月十七日より本邦主要會社及軍管理會社をして舊券の受拂を一切自發的に廢止し總て新券取引に改めしむることに決定、六月十日是等關係諸會社代表者を興亞院に招致し之が實施方を示達すると共に同日左記當局談を發表せり。

今回の措置により全面交換終了に先立ち建値決済の兩方面より新券を基調とする體制を確立し、舊券の流通を自發的に否認し以て全面交換の目的達成に多大の效果を挙げたり。

◎興亞院當局談(六月十日)

本邦主要會社及び軍管理會社も來る六月十七日より舊法幣(補助券を除く)の受拂をなさず、從來の舊法幣取引は今後専ら新法幣取引一本に改めることとなつた。國民政府は我方協力下に去る六月八日より新舊兩法幣の全面的交換を實施中であるが、在上海本邦主要會社(即ち國策會社、在華紳、中輪聯關稅會社、商工會議所會員會社、其他的主要本邦會社)及軍管理會社(即ち軍管理租界公共事業會社、地產會社、ホテル、アパート、映畫館等)に於てはこの新通貨政策に協力し併せて全面交換期間經過後の舊法幣價値不安に備へる爲其所有する舊法幣はこの際全部新法幣に交換し、更に來る六月十七日以降は舊法幣の受拂をなさず、從來舊法幣取引のもの又は新法幣建を舊法幣建決済でなくてゐたものは總て新法幣のみの取引に改め實施することとなり、殊に上海地區に於て舊法幣を使用せんとする時は事前に興亞院の承認を要することとなつた。但し軍票取引は從前通りである。從つてこれら本邦會社及軍管理會社との取引先に於かれては右の主旨を説明され其の所有する舊法幣は全部

中支新通貨施設概況

一五

中支新通貨施設概況

新法幣と交換、一切の舊法幣取引を廢し總て新法幣取引に改むることを希望する次第である。

一六

(口) 租界内主要華商百貨店、ホテル、映畫館、飲食店及紗

人絹、綿、毛織物商の舊券受入拒否

日本側主要會社及軍管理會社が六月十七日より舊券の受入を一切停止し新券取引に改めたるに對應し、當局に於ては更に租界内主要華商百貨店、ホテル、映畫館、飲食店及紗、人絹、綿、毛織物卸小賣商の代表者を六月十一日興亞院に招致し種々懇談の結果、彼等も當局の趣旨を了解し之に協力方を誓ひ六月十九日より舊券の受入は一切之を拒否し總て新券取引に改むることに決定せり。

右に關し同日興亞院に於ては左の如き當局談を發表せり。

之により上海に於ける舊券取引は日華主要業者の拒否する所となり、之は必然的に其他一般にも波及し新券の流通に極めて好結果を齎らせり。

◎興亞院當局談（六月十一日）

日本側主要會社及日本軍管理會社が來る六月十七日より舊法幣の受入を一切停止し新法幣取引に改め、以て新通貨政策に協力することになったことは既に發表の通りであるが、租界内主要華商百貨店、ホテル、映畫館、飲食店及紗、人絹、綿、毛織物卸小賣商にあつても當局に於て懇談の結果、來る六月十九日より舊法幣の受入は一切拒否し總て新法幣取引一本に改むることに決定した。依つて一般華商に於ても全面交換期間經過後の舊法幣の價值不安に備へ、其の所有する舊法幣は總て速かに新法幣に交換し、右華商の扱に準じ一切の取引を舊法幣に依らず新法幣一本とせらるゝことを希望する次第である。尙當局と懇談の結果六月十九日以降新法幣一本と爲す華商主要會社は左の通りである。

1 百貨店 永安公司、大新公司、新々公司、先施公司、中國國貨公司、惠羅公司、福利公司、麗華公司

- 2 ホテル 金門大酒店、パークホテル
3 映畫館 大華大戲院、滬光大戲院、新光大戲院、皇后大戲院、金都大戲院、大上海大戲院、金城大戲院、大光明大戲院、南京大戲院等十二店
4 飲食店 大東酒樓、新華酒家、冠生園、紅錦酒家、金門大酒店、新雅粵菜館、大三元酒樓、怡紅酒家、榮華酒家、京華酒家、大華酒樓、功德林蔬食處、美華酒樓、新新酒樓、東亞酒樓、錦口川茶館、悅賓樓、大三元茶館、致美樓、新三和樓、成都川茶館、會賓樓、杏花樓、南華酒家等二十九店
5 織布生地商 (イ) 上海市綢緞業同業公會組合商 (ロ) 上海市綢布同業公會組合商 (ハ) 中華民國毛絹紡織業產銷聯合會
組合商

(ハ) 工部局の收支の新券一本への改訂

工部局に於ても六月十七日以降租界内にて販賣せらるゝ一切の物品の小賣價格を新券建とすることに決定、更に六月十八日以降舊券による同局に對する諸支拂は一切之を受入ざる旨六月十五日及六月九日に夫々告示せり。工部局の今回の措置は各方面に舊券の受入拒否となりて現はるゝことを豫想させ一般の新舊法幣交換を一層促進したり。尙拂租界公董局に於ても同様の措置を探れり。

◎告示第五九四八號

儲備券建價格

一般物價ニ關スル告示第五五九六號、五六一號、五六二七號及五七三七號ハ之ヲ取消シ一九四二年六月十七日以降共同租界内ニテ販賣セラル一切ノ物品ノ小賣價格ハ儲備券建トナスベシ
該儲備券建價格ハ一九四二年五月二十六日乃至二十八日平均ノ舊法幣建價格ノ五割ヲ超ユルコトヲ得ズ、工部局ノ許可無クシテ右限度ヲ超エテ値上ヲ行フコトヲ得ズ、値上ノ許可ヲ申請セントスル時ハ江西路一〇九號工部局物價統制課宛ニ行フモノトス

中支新通貨施設概況

本告示第二節ハ工部局ガ現ニ最高價格ヲ定ムル物品ニハ適用セズ、最高價格指定品ハ工部局ノ諸告示ノ通ノ價格トベ
右告示ス

一九四二年六月十五日

◎告示第五九三九號

六月十八日木曜日以降工部局ニ對スル諸支拂ニハ舊法幣ヲ認メズ

六月十九日金曜日以降儲備券勘定現金小切手若ハ儲備券ニ限り受入ルモノトス

一九四二年六月九日

(二) 吾方公共事業會社の料金を軍票、新券兩建にて徵收

前述の如く六月十七日より日本側主要會社が十九日より主要華商が夫々舊券の受入を拒否し取引一切を新券建一本に改めたるを以て新券の流通は益々促進せられたるが、現地關係機關では更に積極的に新券の流通擴充を圖り其の價值を一層鞏固ならしむる爲、六月十三日參集協議の結果左記公共事業會社料金を軍票、新券兩建徵收に改正の件を決定し、從來軍票一本建に收納され居たりし蘇浙皖三省内に於ける汽車、汽船、バス、瓦斯、水道等公共事業の料金を六月二十日以降新券百元對軍票十八圓のレートにて軍票、新券の二本建に改むることとなり、右に關し六月十五日興亞院に各關係公共事業會社代表者を招致し之が實施方を示達すると共に同日左記當局談を發表せり。

斯くて軍票經濟と新券經濟の一體化が更に一步前進し通貨統一は愈々促進し新券の今後の發展に多大の好結果を齎せり。

上海共同租界工部局

◎吾方公共事業會社料金ヲ軍票儲備券兩建徵收ニ改正ノ件

(興中連一七・六・一三現地關係機關決定)

(一) 料金ノ軍票儲備券兩建徵收ハ成ル可ク速カニ實施ニ移スモノトシ、大體來ル六月二十日ヲ豫定シ準備ヲ進ムルコト

(二) 實施方法ハ差當リ

1 切符等既ニ料金支拂済ノモノハ之ヲ其ノ價使用シ賣り場ニ軍票儲備券兩建賣ヲ公示シ併セテ軍票十八圓對儲備券百元ノ比率ニ依ルコトヲ明示スルコト

2 瓦斯、水道等使用料ニ基キ徵收スルモノニ在リテハ料金ハ軍票ヲ記載シ、別ニ儲備券ニ依ル納入ヲ認メ之ガ比率ハ十八圓ニ依ルコトヲ明記スルコト

3 尚右計算ハ五分ヲ單位トシ未滿ハ二捨三入トスルコト

舊法幣(民衆及各種雜券ヲ除ク)ノ五角以下ノ補助券ハ當分ノ間其ノ二分ノ一ヲ以テ儲備券同様受入ヲ認ムルコト

(三) 尚實施後ノ情況ヲ勘察シ適當ノ時期ニ切符等料金ハ軍票、儲備券兩建記入トスルコト

(四) 本件實施會社ハ華中鐵道、華中バス、華中水電、上海內河汽船、中華輪船、華中電氣通訊、大上海瓦斯、中華航空、東亞海運(揚子江櫻)、華中運輸(日本通運)、上海特別市輪渡公司、中支航空統制組合トスルコト

尙中華航空ニ付テハ華北トノ關係モアリ係官通絡ノ上決定スルコト

(五) 本件實施ノ爲ニ各關係會社ハ錢等ノ價所要ノ新法幣ヲ正銀銀行ヨリ供給ヲ受ケルコト

(六) 各會社ニ於テ收納シタル儲備券ハ其ノ要求ニ應じ隨時本邦八銀行ニ於テ軍票ト交換ニ應スルコト

(七) 本件實施決定ノ上ハ興亞院ニ於テ之ヲ括シ成ル可ク速カニ各種新聞通訊ニ掲載シ民衆ニ周知セシムルコト

(八) 本件實施情況ハ當分ノ間各會社ニ於テ隨時之ヲ興亞院華中通絡部ニ報告スルコト

(九) 本件實施ニ關スル各社ノ各地方店舗ニ對スル連絡ハ極力軍用電話ニ依リ又ハ特務機關等ヲ通ジ遺憾ナキヲ期スルコト

(十) 軍ニ於テ特務機關ニ適當連絡スルコト

◎興亞院當局談(六月十五日發表)

中支に於ける新通貨對策の實施により舊法幣は整理せられ、新法幣の流通は擴充を見、其の價値は大いに安定することとな

中支新通貨施設概況

一九

中支新通貨施策概況

一〇

ことになつたのであるが、今般更にこの実施を促進する爲に各關係機關協議の上、從來軍票一本で徵收されて居た汽車、汽船、バス、ガス、水道等の公共事業料金は蘇浙皖三省内に於ては来る六月二十日以後、軍票、儲備券兩建を以て徵收することに改め換算率を新券百元に付軍票八十圓の割合に依ることとした。従つてこれを料金の支拂に際しては右十八圓の割合に依り軍票を以てするも新法幣を以てするも其の希望に従ひ自由となる譯である。

一般民衆は今回の處置を充分玩味せられ新法幣に對する確固たる信賴を以て之が育成強化に協力せらんことを希望する。今其の料金が軍票儲備券兩建徵收に改められた會社は左の通りである。
華中鐵道、華中バス、華中水電、華中電氣通訊、上海內河汽船、中華輪船、大上海ガス、東亞海運(揚子江航路)、華中運輸
(舊日本通運)中華航空(華北當局と打合せ中であるが、二十日以降兩建實施となる見込)、上海特別市輪渡股份有限公司、中支航運統制組合

前述の如く公共事業會社の料金は既に當局の指令に基き重票、新券兩建にて徵收實行中の處、更に一層之を促進する爲七月十七日現在關係機關の責任者參集協議の上左記の如き施策要領を決定、之を實施することとせり。
斯くて軍票經濟と新券經濟の一體化は奥地に於ても一層促進され新券の擴充を強めて良結果を齎す。

第十一章 七項地圖關係機關決定

(二) 各公共事業會社ハ其ノ料金徵收方法ニ付極力右(一)ノ方法ニ依ルコトトシ之ガ困難ナルトキハ其ノ徵收ニ付具體的方法ヲ速カニ興亞院華中連絡部ニ届出ズルコト

各公其事業會社ハ右ニ依リ其ノ料金ノ軍票新券兩建徵收勵行方ヲ奥地店舗又ハ子會社ニ通牒シ各徵收地ニ在リテハ一般

卷之三

卷之三

民衆ニ之ガ周知方ニ付新聞廣告其ノ他ノ方法ニ依リ充分ノ措置ヲ講スルコト
是モ本邦ニ於テ之ニ付く事無事也。此ニ付く事無事也。此ニ付く事無事也。

五）各公私事業會社ハ右料金ノ軍費新勞再建復收實行指點詳況ニ付當ニ勇士附至中通參音ニ對付ニ爲之
（八月一日現在）

一九三〇年六月一日
新規開通
新規開通

社名 概観及實施效果 証明書請求書領收書等二對スル公示一般二對スル周知方法一附帶事業ノ實施狀況對策並ニ措置

華中鐵道
本公司ハ華中バスト
目下ノ處切符ノ殘餘
1運賃ノ兩建收受
附帶事業トシテ醫
院今草所ホテ
一、民衆ニ對スル周
間敷氏方要求ス

實ノ施ナノルニ
效果付レハ兩
新進券流收
有付スルモ
儲備券又料金
支票車軍ニ付
運收貨物公受貿
料金ノ兩大產一
種

當選者大ラナルモノニアリ
投票券貰ト候備券賣シ居レ
上場登海毎日兩新聞

年兩り、
及建
行料尙
金軍
表票
示
諸ノ儲備
切符券

本公司、深井二省内現在軍票切守ノ在車内及乗車券發賣ナシ
作成方目下記置中

華中都市公共汽車
股份有限公司
主要都市
（上海、南京、蘇州、無錫）
相當多量之客車
使甲種軍票儲所
大量第ニ次之
運貨票券兩種
公示スル
元一圓ヲ儲備券六
元ニ換算申ノ處

錫杭州主業運營、於テ乗車券ヲ使用スル見込ナ
合自動車運營、主業運營、於テ乗車券ヲ使用スル見込ナ
券ヲ使用スル見込ナ
收受方公告ス
ト共ニ兩建ニ依ル
軍票十八圓鑄新
券ニ依正方要求
トニ依正方要求

トスルモノニシテ革人ニ對シ密接關係ニ付關係右軍票乘車券使用中
八車中及乗車券發賣中

ニル周知方ニ付
ニル徹底方要求ス
新券ノ流通擴充ニ相
應微收實施ノ效果ハ下
貨ヲ公示シ兩建ニ依ルセ
シ運

當ナルモノアリ
ノ居レリ

中支新通貨

中交新道處旅策推況

中支新通貨施策概況

中支新通貨施策概況

一一四

海、南京兩市にては舊券の使用禁止。二戰一二〇九月一日

て今後は主として奥地に於ける新券の流通擴充並に舊券に對する攻撃を強化することを目途として新券工作に進むることとなり、六月二十七日上海に於て開催せられたる新通貨對策委員會に於て新券の流通擴充に關する措置の決定を見たり。

(八) 特種薬品及鹽の新券賣實施

特種薬品及鹽の販賣は小賣部面に於ては舊券使用禁止區域を除き、地方に於ては今尙舊券を以て販賣し居たるを以て六月二十七日の新通貨對策委員會決定の趣旨に従ひ、新券の流通擴充の強化に資する爲新券賣となすべく七月二十三日現地關係機關の責任者參集協議の結果實施要領を決定し、八月一日より總て新券賣に改めしむることとせり。斯くて奥地の舊券使用禁止區域以外に於ても新券の著しき流通狀況の進捗を見たり。

第三 新舊法幣全面交換に關する措置

一、新券の舊券に對する等價交換

大東亜戦争勃發に伴ふ皇軍の租界進駐により中支に於ける舊幣は其發行統制機關なりし中、中、交、農四行を吾方に差押へられ、其對外價値の支持援助者たりし米英敵國銀行は吾方に接收の上清算されし結果、民衆の信認と其價値

中支新通貨施策概況

維持の支柱を全く失へり。

他面吾方乃至國民政府の上海租界に對する政治的經濟的支配力は敵國又は重慶政權の領分を排除して強化され舊幣生殺與奪の権は吾方の掌握する所となれり。

昨年十二月十六日皇軍の租界進駐直後銀行再開に當り軍票對舊幣の正金建値を二十五圓(壹元)に公定せし政策は中支經濟の混亂を防ぐ意圖の下に實施され、軍票、舊法幣三者の價値關係を暫定的に確定し中支に於ける通貨の安定を招來し落落に瀕せる舊幣の悲劇的運命を一應救濟せり。

然るに舊正明け以後中支通貨の安定は漸く動搖の兆を示すに至り、二月十九日頃より軍票相場は昂騰し始め、三月六、七日には遂に二十圓臺となり、之に對應し正金は三月四日より實際上市中相場にて交換を行ふこととせり。右の如き舊幣安は勿論舊幣自身の内在的不安に依るものなる處吾方の新券擴充工作等に依り新舊法幣等價離脱説を生み舊幣に對する不安漸く深化したる結果なり。

即ち南方に於ける戰果の擴大に伴ふ吾國力への信賴の増加、逆に重慶政權に對する不信賴、工部局諸納入金の儲備券建徵收への改訂、邦人紡績會社の製品の儲備券建賣等に基因せり。又二月下旬より市中錢莊中には新法幣にブレミアムを附する者も現はれ、斯かる情勢より新法幣の前途が明朗となるや舊正明け以降儲備銀行に於ける舊法幣預入による新法幣預金口座への振替、舊法幣窓口交換が日を逐ひ激增するに至れり。

然るに新舊法幣が等價關係にある限り軍票價値の昂騰は新法幣の下落を意味し、逆に新法幣の流通擴充は舊幣の不安を深め却つて軍票投機を招來することとなり、此の結果新法幣が舊法幣に追隨して崩落するが如き現象を惹起し又

等價交換の建前を續け他方新券の流通擴充をなすも夫れは儲備銀行に對する舊券拂込により新法幣口座への移管を齎らすのみにして市面に於ける新券流通擴充には其效果極めて限局されたり。此の爲新法幣の擴充強化の爲には舊幣との絶縁舊幣よりの獨立を必要とする事態に立至れり。

二、新券の舊券に對する交換制限に關する措置

(イ) 新券の舊券に對する交換引継實行要領

茲に於て三月六日興亞院會議に於て決定せる「大東亜戰爭開始に伴ふ中支通貨金融暫定處理要綱」に基き三月七日財務官を中心に関係者參集協議の結果中央儲備銀行に於ける舊法幣に對する新法幣交換引継實行要領を決定三月九日より之を實行することとせり。

一方從來軍票の對舊幣公定相場(正金建値)は二十五圓の處舊幣不安は漸く深化し當局に於ても右相場の維持を圖り以て租界進駐後維持し來れる通貨の安定方針を持続せんとしたるも金融操作に依りては舊幣の弱勢は到底之を支へ切れず、市中相場は相當の低落を示すこととなり依つて三月四日に至り正金建値は其の儘とし實際の正金相場を市中相場に追隨せしむることとせり。

斯くて正金建値を改訂する必要に迫られたる所軍票建値を從來の如く對舊券相場とすれば(イ)舊券は更に下落し新券も之に附隨して益々下落し行くこと(ロ)情勢の進展は最早舊券を相手とせず新券中心で進む可き時期に達したるものと認めらるゝに至つたこと等の理由に依り當局に於ては三月七日午後左記の如き發表を行ひ三月九日以降從來の對舊法幣軍票公定相場を廢止し、對舊法幣軍票相場は市中相場の成行に任し、軍票は新法幣との間に於てのみ公定

中支新通貨施策概況

二八

相場を設け而して正金建値は新法幣に對し賣、二十四、買二十圓八分の一と決定せり。
尙日本側銀行に於ても同日より新舊法幣預金を區別して取扱ふこととせり。

◎財務官當局發表

- 一、從來正金銀行ノ建テル軍票相場ハ新舊法幣ニ共通ノモノナリシ處三月九日以降ハ專ラ新法幣ニ對シテノミ相場ヲ延ツルコトニ改メタリ。尤モ舊法幣モ市場相場ヲ基準トシテ軍票トノ交換ヲ認メル。
- 二、三月九日ノ正金建値ハ新法幣ニ對シ賣二十圓 買二十圓八分ノ一トス

◎小原財務官談

最近舊法幣物價の動搖激しく其民生に與へる影響は頗る憂慮さるゝに至つた。依つて當局では民生の安定を圖る爲物資配給には重慶側の通貨たる舊法幣に統制を加へることは困難であつて、儲備券に依る物價安定を圖るほかに方法がない、即ち國民對してのみ建てることになつた。其一助として正金の軍票相場は儲備券に今後は凡て取引や物價が儲備券建に移行して行けば舊法幣の動搖による物價の暴騰は避けられると考へる。

右措置は事實上の新舊法幣等價離脱とも認められ舊幣打倒を期し新法幣に依る幣制統一に進む以上當然の措置にして、舊幣不安に對處して新法幣を舊幣の價値不安より獨立せしめ、新法幣建經濟の確立により上海經濟の安定を圖らんとする第一歩たり。

然れ共右の結果は當地市場に妙からざる衝撃を與ヘラングーン陥落によりビルマ・ルートが遮断され、重慶の抗戰力が極限されたことと相俟て舊幣不安に拍車をかけ其價値低落を招來し、市場は不安氣分横溝し、軍票、金條、綿長蛇の列をなせり。斯かる情勢は單に上海分行のみならず南京、蘇州等にも波及し舊法幣の前途及其處理に對する不安、危惧の念が普遍化し當地經濟界に相當の動搖を與へ爲に取引は殆んど停止の状態に陥り舊法幣對策確立の要望の聲が起れり。

(口) 中央儲備銀行の窓口等價交換停止及特別交換實施

茲に於て斯かる舊法幣不安情勢に對處せんが爲三月二十日財務官室に財務官以下關係者參集協議の結果新法幣市面供給暫定措置(特別交換)實施要綱を決定同二十三日より之を實行することとし、二十一日正午儲備銀行上海分行に上海市錢業同業公會及上海銀錢業臨時聯合委員會に對し今次措置の趣旨を説明し之に對する協力を要請せり。

右措置は一般に新券に對する需要大にして取引の安定を圖る爲には正常なる需要者に對しては新券の積極的供給を爲す必要あるに拘らず、之が供給方法に關し市中に於ては新券對舊券の打歩が三、四割なるにも拘らず儲備銀行が依然等價交換を實行するは不合理であり且つ同銀行自身の負擔も妙からず、さりとて國民政府の正式等價離脱聲明無き

中支新通貨施策概況

三〇

以上同銀行自體に依る打歩附交換も實行不可能なるを以て一時儲備銀行の恣意交換を停止し、市中錢莊を通じ一定レート（當分の間舊幣百元に對し新法幣七十七元の相場）を以て新法幣を正常なる需要者に供給しつゝ舊券の急落を阻止し以て諸取引の應急的安定を圖り、混亂様相を示せる上海經濟界を平穏なる運行に復歸せしめんとせしものなり。

三、新舊法幣等價離脱に關する措置

(1) 新舊法幣等價離脱に關する聲明

三月二十七日南京に於て新通貨對策委員會開催され「新舊法幣等價離脱に關する特別措置の件」を付議せる結果愈々等價離脱を斷行することに決定せり。

斯くて國民政府は南京還都記念日たる三月三十日左記の如き財政部佈告を以て新舊法幣等價離脱を斷行すべし旨内外に正式に發表すると共に等價離脱に關する整理貨幣暫行辦法修正法を公佈し三月三十一日より實施することとなれり。

右に伴ひ周財政部長は左記の如き聲明を發表し貨幣價值の穩定、物價の抑制、民生の安定を圖る旨闡明し、之に呼應し帝國大使館も協力態度を明かにして左記當局談を發表せり。

◎新舊等價切離に關する財政部長聲明

財政部部長聲明（民國三十一年三月三十日）

顧るに中央儲備銀行は民國二十九年五月六日開設準備を開始し三十年一月六日首都に於て成立開業せるが原より財政政策と金融計畫との互助的遂行を期し本部長は我國民の納稅、爲替取引及公私金一切の收支に付ては均しく中央儲備銀行の兌換券を以て新法幣となし暫時舊法幣と等價にて流通せしむる旨聲明すると共に既切に佈告し慎重の措置を探り穩健に進行し人民明せることあり今日に至り斷々固として緊急措置をなすに非ざれば絕對に挽救する能はず。

仍て今般三月三十一日より舊法幣と中央儲備銀行發行の法幣との等價流通辦法を廢止し納稅其他一切の取引は悉く中央儲備銀行の法幣を以て基準となすことせり但し各方面財產の寄る所を顧慮し現在市面流通の各種舊幣に付ては特別なる事情あるものを除き從來通り暫時流通せしむることとし政府に於て各辦法を規定し公布施行することとなれり本部長は職責として斷固執行し以て國計を維持し民生を利し金融政策をして健全に實行せしめ以て幣價を穩定し物價を抑制し人心を安定するの至計を達せんとする所し風聞に惑惑し原因もなく事端を起すものは斷固嚴重處罰しきも假借せず就ては普く本旨を體し顧念せざる機切望する次第なり。

◎財政部佈告（民國三十一年三月三十日）

中央儲備銀行成立以來本部ハ凡ソ人民ノ納稅、爲替取組及ビ一切ノ公私收支ニ付テ均シク中央儲備銀行發行ノ新法幣ヲ使用スベキモノトシ、且ツ金融市場ヲ安定シ、人民資產ヲ保障スル見地ヨリ市面ニ流通スル各種舊法幣ニ付テハ暫時新法幣ト等價ニテ使用ヲ許可シ、以テ兩者ノ考慮ヲ期スル旨聲明布告セリ。然ル舊法幣ハ日ニ膨脹シ幣價下落シ漫然トシテ停止セズ、物價暴騰、民生益困難化シ、隱患ノ及ブ所豫想外トナレルニ鑑ミ、今般政府ハ金融ヲ安定シ、民生ヲ蘇生セシムル見地ヨリ特ニ民國二十九年十二月十九日本部長證明ニ基キ實施辦法ヲ左ノ通り規定ス。

一、中央儲備銀行發行ノ兌換券ト各種舊紙幣ト等價ノ規定ハ民國三十一年三月三十一日ヨリ即時廢止ス

二、凡ソ現在市面ニ流通スル各種舊紙幣ハ特別ナル事情アルモノヲ除キ尙暫ク流通セシム

三、凡ソ民國三十一年三月三十日以前ニ締結シタル契約ニシテ特別ノ約定ナキモノハ舊紙幣ノ計算ヲ以テ支拂フベキモノトス

ス、但シ中央儲備銀行自體ノ受拂ニ關スル辦法ハ該行ニ於テ之ヲ定ム

以上辦法ハ當面ノ應急措置有效施設ナルニ付各此ノ趣旨ヲ體シ切實ニ進行スベシ。若シ故意ニ造謗シ之ヲ奇貨トシテ投機スル等ノコトアラバ法ニヨリ處罰シ断ジテ假借セズ。右夫々通告スルノ外布告周知セシム。茲ニ布告ス。

中支新通貨施策概況

三一

(◎)新舊等價切離ニ關スル整理貨幣暫行辦法ノ修正ニ關スル財政部佈告

茲ニ整理貨幣暫行辦法第三條第四條及第六條ノ條文ヲ修正シ之ヲ公布ス

第三條原文 「民國二十四年十一月三日公布ノ新貨幣法令ニ規定セル各種法幣(以下舊法幣ト稱ス)ハ暫ク中央儲備銀行發行

修正文 「民國二十四年十一月三日公布ノ新貨幣法令ニ規定セル各種法幣(以下舊法幣ト稱ス)ハ暫ク中央儲備銀行發行

第四條原文 「中央儲備銀行ハ其ノ發行セル法幣ヲ以テ暫ク等價ニテ現在流通セル各種法幣ニ回收シ以テ幣制ノ統一ヲ促成

修正文 「中央儲備銀行ハ其ノ發行セル法幣ヲ以テ暫ク等價ニテ現在流通セル各種法幣ニ回收シ以テ幣制ノ統一ヲ促成

第六條原文 「中央儲備銀行ハ其ノ發行セル法幣ヲ以テ現在流通セル各種舊法幣ヲ回收シ以テ幣制ノ統一ヲ促成スルコトヲ

修正文 「中央儲備銀行ハ其ノ發行セル法幣ヲ以テ暫ク舊法幣ト稱スハ暫ク中央儲備銀行發行ノ法幣ヲ使用スルモノトス」

修正文 「公租公課其他政府ニ對スル一切ノ支拂ハ一律ニ中央儲備銀行發行ノ法幣ヲ使用スルモノトス但シ暫ク舊法幣

令ヲ以テ特ニ定メタル場合ニハ暫ク舊法幣ヲ使用スルモノトス但シ財政部ノ命令ヲ以テ特ニ定メタル場合ニハ暫ク舊法幣ヲ使用スルモノトス」

本辦法ハ中華民國三十一年三月三十一日ヨリ實施ス

得」

(◎)整理貨幣暫行辦法修正各條原文及修正文

第三條修正文 「民國二十四年十一月三日公布ノ新貨幣法令ニ規定セル各種法幣(以下舊法幣ト稱ス)ハ特別ナル事情アルモノヲ除クノ外暫ク流通セシムルモノトス」

「原文」「民國二十四年十一月三日公布ノ新貨幣法令ニ規定セル各種法幣(以下舊法幣ト稱ス)ハ暫ク中央儲備銀行發行ノ法幣ト等價ヲ以テ流通セシムルモノトス」

第四條修正文 「中央儲備銀行ハ其ノ發行セル法幣ヲ以テ現在流通セル各種法幣ヲ回收シ以テ幣制ノ統一ヲ促成スルコトヲ

「原文」「中央儲備銀行ハ其ノ發行セル法幣ヲ以テ暫ク等價ニテ現在流通セル各種舊法幣ヲ回收シ以テ幣制ノ統一ヲ促成スルコトヲ得」

第六條修正文 「公租公課其他政府ニ對スル一切ノ支拂ハ一律ニ中央儲備銀行發行ノ法幣ヲ使用スルモノトス但シ暫ク舊法幣ヲ除クノ外暫ク流通セシムルモノトス」

「原文」「公租公課其他政府ニ對スル一切ノ支拂ハ一律ニ中央儲備銀行發行ノ法幣ヲ使用スルモノトス但シ暫ク舊法幣ヲト等價ヲ以テ流通セシムルモノトス」

「原文」「公租公課其他政府ニ對スル一切ノ支拂ハ一律ニ中央儲備銀行發行ノ法幣ヲ使用スルモノトス但シ暫ク舊法幣ヲ以テ中央儲備銀行發行ノ法幣同様使用スルコトヲ許スモノトス」

本辦法ハ中華民國三十一年三月三十一日ヨリ實施ス

(◎)帝國大使館當局談

中央儲備銀行は開業一年有餘にして分支行辦事處整備し、兌換券發行高既に五億圓を超ゆるの發展を示せるは吾人の慶賀に堪へざる所なると共に、國民政府及び銀行兩當局者の努力に對しては日本側の常に敬意を表し同行將來の發展を期待するものなり。

この間國民政府においては人民の苦痛を出來得る限り輕減し、且つ經濟復興に資する方針の下に暫く舊法幣を中央儲備銀行券と等價を以て流通せしめたるが、國際情勢の轉換及び戰局の推移に基き英米勢力の支持喪失し、その衰勢日に顯著となり、財政窮乏及び經濟疲弊に基き通貨濫發せられ、爲に舊法幣の下落、物價の騰貴はその止まる所を知らざる勢ひなり。

これ全く右の如く重慶側の責に歸すべきものにして國民政府の責に非ざるのみならず、國民政府側においては之を誤認すること能はざる所なり。今回政府が中央儲備銀行券と舊法幣との等價流通を廢止せるは國民政府が中央儲備銀行を設立し新法幣の發行により金融の安定、通貨價值の維持を圖り民生の向上を期するの根本方針よりするも當然の措置なるべく、本措置の實行により右根本方針が漸々達成せらるべきを疑はず、日本政府は國民政府及び中央儲備銀行の強化發展に關し從來共全幅の協力を爲し來りたるところ、今後國民政府が右根本方針を達成する爲の必要とする援助は欣然これを供與せんとするものなるを以て、中國在留邦人亦率先して中國側の通貨安定措置に協力し新中國の發展に寄與せらんことを希望するものなり。

今回の措置は國民政府の通貨政策上劃期的進展なれ共三月九日儲備銀行の舊券に對する等價交換の制限並に正金銀

行の軍票建値の舊券建より儲備券建への改訂實施以來市場に於て新舊法幣間に打歩を生じ既成事實を法的に確認し、金融の安定と民生の向上を圖りたるものなり、此の爲現在市中に流通せる舊法幣に對しても特別なる事情あるものを除き從來通り之を認め併而三月三十日以前に締結したる契約に付ても特約なき限り舊法幣計算にて支拂ふべしと指示したるものにして今回の措置に依り特に市場に動搖を起したる事實なかりき。

一方大藏省に於ても次の如き大藏大臣談を發表、今後の儲備券の育成強化に付ては能ふ限り援助をなす旨帝國政府の方針を阐明せり。

◎大藏大臣談

中華民國國民政府は今回中央儲備銀行券と舊法幣との等價關係を廢止する措置をとるに定めた。即ち義に中央儲備銀行の設立以來舊法幣に對しては中央儲備銀行券としばらく等價を以て流通する事を容認してゐたのであるが、中央儲備銀行券は爾今變動常なく財政權と共に崩潰の運命にある舊法幣と絶縁し、獨自の價値をもつ事になつた事であつて茲に中支金融經濟の基礎となる安定通貨たるの實を備へるに至つた。中央儲備銀行は昨年一月開業以來堅實なる基礎の上に健全なる運營方針を持しその發行する銀行券は國民政府の勢威伸張と相まつて民衆の信賴をから得、廣く流通浸透すると共に發行高も漸實に増加高を示し漸次舊法幣以内に進出し之に代替するに至つた。

この間に於ける國民政府並びに中央儲備銀行當局者の努力に關しては眞に敬服する次第である。爲めに重慶政權の政治經濟力は特に大東亞戰爭勃發後急激に衰退の度を加へ、米英金融經濟援護も全くその效を生ぜざる結果、舊法幣の前途は絶望を以て迎へられその價値は近時しきりに崩落を重ねるに至つた。帝國政府としては今回國民政府がこの間の情勢に處し、中央儲備銀行券を舊法幣より絶縁し、中支に於ける通貨金融ひいては民衆の安定を計るため一層積極的な方途を講ずるに至つた事は誠に時宜に適したところとして深く賛意を表すると共に、その政治經濟上の意義も亦重大なる事を認むる。從つて右の國民政府の措置が遺憾なく效果を擧げる様帝國政府としても歓、中央儲備銀行の確立發展に付き提携協力すると共に中央儲備銀行券の育成強化については能ふる限りの援助を續ける方針である。尙國民政府が今回の措置に關聯しその財界に與ふる影響等につい

て適當なる對策を講じつゝある點は誠に慎重にして公當なる措置と考へる次第である。

(口) 中央儲備銀行の窓口交換再開並に錢莊に對する指示

三月二十三日以降儲備銀行は市場に於ける新舊法幣の打歩を認め錢莊の對顧客新券賣に對し七七元の割合を以てカバードに應じ來たるも、今回前記整理貨幣暫行辦法修正法が公布され法的に新舊法幣の等價離脱が確立されたるを以て三月三十一日より儲備銀行も舊券百元に對し新券七七元の割合を以て窓口交換を再開せり。次に錢莊の對顧客賣に付ては華南銀行に於ける舊法幣預金の新法幣預金への振替に利用されたるもの相當ありと認められ又投機筋の目的に悪用されし如き形跡もあるを以て此の種取引を取締る意味にて儲備銀行は新舊法幣等價離脱の聲明と同時に指示事項を錢莊に申渡し三月三十一日より實行することとせり。

(八) 特別交換制の整備合理化

四月三日開催せられたる新通貨對策委員會に於て更に現地情勢を考慮し協議の結果特別交換制の整備合理化に關する決定を爲し同七日より實行することとし、四月六日午後儲備銀行に錢業同業公會、銀錢業公會及銀錢業臨時聯合委員會の代表者を招致し指示要項を通達し併而儲備銀行總行より各分支行に對し本措置に關する指示を與へたり。

四、中支に於ける通貨整理に關する措置

(イ) 新券の對舊券價値引上げ措置

五月十九日寄附賣對新法幣一三三元五〇仙買一三一元五〇仙なりし舊券は漸落、遂に當時一般に内包せられ居たる舊券に對する不安人氣も加はり、舊券は暴落し新券は一四〇元臺を出現、引け賣一四四元と約一〇元方の暴騰を見た

中支新通貨施策概況

三六

るを以て儲備銀行は市場相場の實勢を種々の角度より検討し財務官と協議の上餘りに先走らざる程度に於て新舊法幣交換比率を七四元に決定、引け際に「市場の實勢に應じ明五月二十日より新舊法幣交換比率を七四元（一三五・一三）に變更する」旨發表せり。

斯くて儲備銀行の新舊法幣交換相場改訂後は舊券に對する不安は激成せられ、先行舊券安を見込む投機取引も活潑となり舊券は暴落を重ね行きたるを以て儲備銀行は新舊法幣交換比率を市場の實勢に則して連續的に引下げを行、遂に五月二十五日對舊券百元に對し新法幣五十元に決定し二十六日より實施する旨發表せり。

交換比率引下げの經過左の如し。

新交換比率 <small>（舊法幣百元に對し新法幣）</small>	發表日	實施日
第一 次 七四元	十九日	二十日
第二 次 七一元	二十日	二十一日
第三 次 六六元	二十一日	二十二日
第四 次 六〇元	二十二日	二十三日
第五 次 五三元	二十三日	二十五日
第六 次 五〇元	二十五日	二十六日

（同時に軍票對新法幣公定相場を二十圓より十八圓に引下發表〔二十二日より實施後段参照〕

あるを以て五月二十五日儲備銀行は第六次交換比率引下げとして愈、五〇元を二十六日より實施する旨發表同時に中央の承認を得て之を最終的交換比率と決定せり。

二十六日更に交換比率の變更を期待せし投機筋もありしが、同日以降何等變更なかりし爲市場に於ても一對二が儲備銀行の意圖する交換比率なりと見透し、二十六日以降相場は一應安定を見るに至りたるも右の舊券暴落の餘燐は尚收まらず、經濟界は不安の極に達し一日も早く當局の確固たる方針を闡明し之が安定を圖る要切なるものありたり。

（口） 全面交換に關する聲明

儲備銀行は既に新舊法幣の最終的交換比率を二十五日五〇元と定め二十六日より實行する旨發表し新法幣沒落に一應の終止符を打ちたる譯なるも、右は單に交換比率の決定を見たるのみにして爾後の問題は未解決なり。新舊法幣交換比率の確定は單に新法幣による中支幣制統一の前提に過ぎず、中支幣制統一の根本方針を中外に闡明し之を周知せしむることは一日も忽せにすべからざる所なり。

茲に於て五月二十七日午後六時周財政部長は左記の如き聲明を發表し舊法幣の法貨性を剝奪し、一對一の比率を以て舊法幣の全面的回收をなし以て新法幣による中支幣制統一を斷行すべき劃期的方針を闡明し、同時に日華兩當局は中、中、交、農重慶系四行處理に關する方針を明示せり。

一方大蔵省に於ても次の如き大蔵大臣談を發表し舊法幣を排除し中支金融經濟の基礎となるべき安定通貨たる儲備券の育成強化に全面的援助を與ふる旨明示せり。

◎全面交換ニ關スル財政部長聲明（民國三十一年五月二十七日）

中支新通貨施策概況

三七

比年戰氣未だ熄マズシテ國民ノ困窮益、深マリ、通貨ハ膨脹シ金融ハ常ヲ失ヒ、物價ハ日ニ昂騰シ、生活ノ負擔ハ益々過重ニ趨ケリ。本部長ハ念ヒア茲ニ及ビ、每ニ心中恐然タリ。故ニ既定方針ニ基キ先ツ中央儲備銀行ノ設立ヲ促進助成シ、準備確實ナル法幣ヲ發行シ、以ツテ之ガ補救ヲ圖ラントセリ。何ソ斜ラン、重慶方面ハ戰局ノ推移ニ伴ヒ其ノ戰力財力義堅著シク、紙幣ノ發行底止スル所ナシ。已ムヲ得ス、先ツ本年三月應急ノ措置ヲ採用シテ新舊法幣ノ等價行使ヲ廢止シ、一時的治標ノ計トナセリ。然レドモ其ノ後舊幣ノ低落ハ益、顯著ニシテ、爲ニ民心動搖シ經濟安定セズ速カニ中央儲備銀行券ニ依ル通貨統一ヲ推進スルニ非ザレバ效ヲ治ムナシ。仍テ本部長ハ茲ニ先ツ蘇浙皖、南京上海地區ニ於テ中央儲備銀行券ノミヲ法幣ト認メ舊幣ニ付テハ其ノ法的通貨性ヲ剝奪シ、特ニ本部長ノ定ムル場合ニ非ザレバ之ガ正式使用ヲ認メザルノ方針ニ決定セリ。然レドモ舊幣ハ人民財產ノ寄ル所ニシテ而モ其ノ流通數量多キニ鑑ミ舊幣ニ對シノ割合ヲ以テ全面的ニ中央儲備銀行券ト引換フルコトヲ許スコトシ、之ガ爲必要ナル措置ハ關係法令ト共ニ近ク公布ズベシ。國人今其ノ手持舊幣ヲ中央儲備銀行券ト引換フルハ獨リ和平經濟ノ安定ヲ圖ルノ所以ナルノミナラズ、其ノ自ラノ財產ヲ擁護スルコトナルベキヲ以テ等シク思ヒヲ茲ニ致シ政府ノ施策ニ協力セソコトヲ希フ。本部長ハ職責上自ラ當ニ力ヲ盡シテ赴キ以テ民生ノ蘇生繁榮ヲ期スルモノナリ。

終リニ本部長ハ本指置ニ關シ友邦日本國政府ガ終始與ヘ來レル協力ニ對シ感謝ノ意ヲ表スルト共ニ今後一層ノ支援方ヲ切望スルモノナリ。

◎大藏大臣 謂

『中華民國國民政府は義に新舊法幣の等價離脱を斷行して中央儲備銀行券の獨自の價值確立に一步を進めたのであるが、去る二十一日には日本側と緊密なる連繫の下に中央儲備銀行券の對軍票相場の維持安定方針を開明して儲備券經濟と軍票經濟との一體化を圖り、以て中央儲備銀行券の價值確立方策を推進し回更に中支の經濟上極要なる地域に於て中央儲備銀行券と舊法幣交換を實施することになったのである。之により中支に於ける舊法幣排除の態勢は整備せられ、舊法幣は蔣政權と共に愈、崩壊の一途を辿ることとなるであら。右の措置は中央儲備銀行券をして愈、獨自の態勢を以て中支金融經濟の基礎となるべき安定通貨たるの實を擧げせむるものであると共に他面に於て新舊法幣の全般交換に關しても其の交換率を大體現在の新舊法幣の市場相場を勘案して之を「對一」としたる如きは舊法幣の慘落に依る過度の經濟混亂を回避し、民生に不測の損害を與ふることを防止せんとするものであつて民生安定の爲にも誠に機宜を得たる措置であつて衷心慶賀に堪へぬ處である。帝國政府も感、中央

儲備銀行の確立發展に就き提携協力すると共に、中央儲備銀行券の育成強化に就いては能ふ限りの援助を續ける方針である。』右聲明に依り中支通貨策の大綱が明白となり其内容も大體豫想通りなりしを以て市場には安定感を與へたりしも、他面近く公布さるべき必要なる措置及關係法令に關し各種の措置が行はれ、舊法幣預金に對する強制的公債交付、預金引出制限、新法幣調制度の創設等種々の風説流布され市場は尚不安狀態に在り銀行預金の引出は激増し成行は憂慮せられたり。斯くて歴史的全面交換諸法令の公布は六月一日と豫期されし處前述の如き混亂に差迫られて其發表は早められ、五月三十一日曜日に感其全貌が明瞭になると共に經濟界の動搖も解消され猛烈を極めし銀行預金引出の風潮も收まり。

五、全面交換に關する措置

(一) 全面交換に關する財政部佈告發表並に諸法令公布

中支幣制統一の根本方針に付ては五月二十七日國民政府財政部長の聲明により闡明されたるが、愈、全面交換の準備全く整ひたるを以て六月八日を期し之を實行することに決定、五月三十一日其の具體的辦法が左記財政部佈告として一聯の諸法令と共に發表せられたり。之により民國二十四年十一月幣制改革以來中國に於ける法的通貨として鞏固たる地盤を堅持し來りし舊幣は六月八日以降正式に法的通貨性を剝奪され、中央儲備銀行券のみが法幣と認められ、今後に於ける中支の金融、財政、經濟は總て儲備券を基礎として確立せられ東亞共榮圈建設に協力することとなれり。財政部佈告と共に公布されたる諸法令次の如し。

(二) 整理舊法幣條例

(1) 整理貨幣暫行辦法の適用方に關する辦法

(2) 國民政府民國三十一年金融安定公債條例

(3) 國民政府民國三十一年金融安定公債特種會計辦法

中支新通貨施策概況

中支新通貨施設概況

(五) 整理舊法幣條例の施行期日に関する國民政府令

◎全國交換ニ關スル財政部佈告(民國三十一年五月三十一日)

四〇

查スルニ近年以來舊幣ノ數額日ニ益々多キヲ加ヘ金融ハ其ノ平衡ヲ失ヒ物價ハ益々動搖ス、故ヲ以テ本部ハ本年三月末應急措置ヲ辨ジ新舊法幣等價流通ノ規定ヲ廢止シタリ。然レドモ舊幣ノ低落ハ其ノ後益顯著ニシテ爲ニ民心動搖シ經濟安定セズ、速カニ中央儲備銀行券ニ依ル通貨統一ヲ推進スルニ非ザレバ效ヲ治ムルナシ。仍テ今回本部ハ先づ蘇浙皖南京、上海地區ニ於テ六月八日ヲ期シ斷乎左ノ措置ヲ實施スルコトシ之ガ爲必要ナル法的措置ヲ採レリ。

一、爾今中央儲備銀行券ノミラ法幣ト認メ舊幣ハ特ニ本部長ノ定タル場合ノ外之ガ正式使用ヲ認メズ。

二、舊幣ハ政府ニ於テ之ヲ收回スル爲目的ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券ト交換ス。但シ中央儲備銀行券トノ交換ニ代ヘ國債ト交換シ又ハ銀行ニ對スル預金ト爲サシムルコトアルベシ。

三、前項ノ交換ニ伴ヒ交付スキャ國債ニ付テハ正當ナル事由アルトキハ中央儲備銀行ニ於テ額面ニ依ル擔保貸ヲ爲スノミナラズ政府ハ別ニ之ガ整理ノ爲ノ特種會計ヲ設ケ計算的ニシテ且速カナル償還ヲ期ス。

四、現存ノ舊幣建價債務ハ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券建ニ改メラレタルモノト看做シ且舊幣建ノ新規契約ハ今後一切之ヲ無効トス。

五、舊幣ノ和平地區外ヨリ和平地區内ヘノ搬入ニ付テハ爾後嚴重ニ之ヲ取締ルコトトス。

右ニ依リ舊幣ノ法的通貨性ヲ剥夺スルハ中央儲備銀行券ニ依ル整制ノ統一ヲ促成セシガ爲ナリ。舊幣ヲ中央儲備銀行券ト引換フルハ同時ニ舊幣所有者ヲ保護スルノ便法ナリ。各界人士其ノ持スル所ノ舊幣ヲ政府ニ提供シ、中央儲備銀行券ノ交付ヲ受クルハ獨り政府ノ幣制統一ニ協力シ和平地區ノ經濟安定ニ效アルニ止マラズ亦以テ自ラノ財產ヲ保護スル所以ナリ。各界人士須ク政府ノ意ノアル所ヲ察シ聰明悔ヲ残ザルノ措置ニ出ツベシ。右ニ付テハ本日整理貨幣暫行辦法ノ適用方ニ關スル辦法、整理舊法幣條例、國民政府民國三十一年金融安定期公債條例、國民政府民國三十一年金融安定期公債特種會計辦法ヲ公布シ政府公

報、財政公報ヲ以テ刊佈セルモ特ニ茲ニ佈告シテ周知セシム。

(一) 整理舊法幣條例(民國三十一年五月三十一日)

國民政府令

第一條 國民政府ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ舊法幣ヲ整理ス。

第二條 舊法幣整理ノ爲回収スベキ舊法幣ハ中央銀行、中國銀行及交通銀行發行ニ係ル銀行券トス。

第三條 舊法幣回収ニ關スル事務ハ中央儲備銀行ヲシテ之ヲ行ハシム。

第四條 回收シタル舊法幣ニ對シテハ中央儲備銀行ヲシテ舊法幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券ヲ交付セシム、但シ政府ハ中央儲備銀行券ノ交付ニ代ヘ同一額面ノ國債ヲ交付シ又ハ同額ノ中央儲備銀行ヘノ預金ト爲サシムルコトヲ得

前項ニ依リ中央儲備銀行ヲシテ中央儲備銀行券ヲ交付セシタル額及同行ヘノ預金ト爲サシムタル額ニ付テハ同行ニ對シ同一額面ノ國債ヲ交付ス。

第五條 舊法幣補助券ハ同一額面ノ中央儲備銀行補助券ノ半價ヲ以テ暫ク流通セシム。

第六條 現存ノ舊法幣建價債務ハ舊法幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券建ニ改メラレタルモノト看做ス。

第七條 本條例施行後ニ於テハ舊法幣ニ依ル新規契約ハ之ヲ無効トス。

第八條 本條例施行ノ地域ハ差當リ蘇浙皖三省及南京上海兩市トス。

第九條 舊法幣回収ニ關スル細則ハ中央儲備銀行ノ定ムル所ニ依ル。

第十條 本條例施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

(二) 整理貨幣暫行辦法ノ適用方ニ關スル辦法(民國三十一年五月三十一日)

財政部令

整理貨幣暫行辦法第三條及第六條ノ規定ハ民國三十一年五月八日以降蘇浙皖三省及南京、上海兩市ニ於テハ之ヲ適用セズ

附 則

本辦法ハ六月八日ヨリ之ヲ施行ス。

(参考)

中支新通貨施設概況

四一

中支新通貨施策概況

四二

整理貨幣暫行辦法

第三條 民國二十四年十一月三日公布ノ新貨幣法令ニ規定セル各種法幣（以下舊法幣ト稱ス）ハ特別ナル事情アルモノヲ除クノ外暫ク流通セシムモノトス。

第六條 公租公課其他政府ニ對スル一切ノ支拂ハ一律ニ中央儲備銀行發行ノ法幣ヲ使用スルモノトス但シ財政部ノ命令ヲ以テ特ニ定メタル場合ニハ暫ク舊法幣ヲ使用スルコトヲ許スモノトス。

（三）國民政府民國三十一年金融安定公債條例（民國三十一年五月三十一日）

國民政府令

第一條 國民政府ハ舊法幣ヲ整理シ金融ヲ安定セシム爲民國三十一年金融安定公債ヲ發行シ其ノ限度ヲ十五億元ト定ム。

第二條 本公債ノ元利金ハ總チ中央儲備銀行券ヲ以テ支拂フモノトス。

第三條 本公債ハ民國三十一年六月一日發行ス。

第四條 本公債ノ發行價格ハ額面價格ニ依ル。

第五條 本公債ノ利率ハ年五分トス。

第六條 本公債ノ利子ハ毎年二回支拂ヒ發行ノ日ヨリ起算シ六ヶ月毎ニ一回支拂フモノトス。

第七條 本公債ハ抽籤法ニ依ル二十ヶ年償還トシ發行ノ日ヨリ起算シ十ヶ年以内ハ單ニ利子ノミ支拂ヒ第十二年自ヨリ六ヶ月毎ニ一回抽籤ヲ行ヒ毎回總額ノ四十分ノ一ヲ償還シ民國六十一年五月ニ至リ全額還済スルモノトス但必要ニ應ジ何時タリトモ其ノ全部又ハ一部ヲ還済スルコトヲ得。

第八條 本公債ノ元利金支拂事務ニ關シテハ財政部ハ中央儲備銀行ニ委託シ代理經理セシム。

第九條 本公債ノ元利金支拂ハ特種ノ會計ヲ設ケ之ヲ處理スルコトシ本特種會計ヨリ中央儲備銀行ニ對シ本公債元利金支拂所要額ヲ交付シ民國三十一年金融安定公債基金口座ニ記帳整理セシム。

前項ノ特種會計ニ關スル辦法ハ財政部ニ於テ之ヲ定ム。

第十條 本公債ノ額面ハ十萬元、五萬元、一萬元、五千元及一千元ノ五種トシ記名式トス。

第十一條 本公債ハ隨意ニ賣買シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但本公債ヲ擔保トシ中央儲備銀行ヨリ借入ラナス場合ハ此ノ限

（四）國民政府民國三十一年金融安定公債特種會計辦法（民國三十一年五月三十一日）

財政部令

第一條 民國三十一年金融安定公債整理ノ爲ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歲入歲出ト區分整理ス。

第二條 整理舊法幣條例ニ基キ回收シタル舊法幣及別ニ財政部ノ命令ヲ以テ定ムル資產ハ本會計ニ歸屬セシム。

第三條 本會計ハ所屬資產ノ處分運用ニ依ル收入金及一般會計ヨリノ受入金ヲ以テ歲入トシ、民國三十一年金融安定公債ノ元金、利子支拂額及取扱諸費ヲ以テ歲出トス。

第四條 本會計ハ其ノ所屬資產ヲ適切ナル方法ニ依リ處分運用スルコトヲ得。

第五條 本辦法ニ關スル細則ハ財政部ニ於テ之ヲ定ム。

第六條 本辦法ハ六月八日ヨリ之ヲ施行ス。

（五）整理貨幣條例ノ施行期日ニ關スル國民政府令（民國三十一年五月三十一日）

國民政府令

茲ニ整理舊法幣條例ヲ制定シ三十一年六月一日ヨリ施行ス、此ニ令ス。

茲ニ舊法幣條例ヲ制定シ三十一年六月一日ヨリ施行ス、此ニ令ス。

尚整理舊法幣條例は既述の如き金融界の動揺解消の爲支那側銀行の要請もあり、五月三十一日夕刻國民政府財政部に於て協議の結果六月一日より實施することに決定發表せるも舊法幣の回収即ち全面交換は中央儲備銀行をして行はしむこととなり、同行は舊幣回収許可辦法を公布し六月八日より實施することとせり。

又整理貨幣暫行辦法第三條及第六條の規定は六月八日以降蘇浙皖三省及南京、上海兩市に於ては適用せざることとなりたるが、儲備券の流通未だ過少なる地域に於ては特に暫定的に舊法幣の流通を認むることとし五月三十一日財政部長より蘇浙皖三

中支新通貨施策概況

四三

中文新通貨政策概況

省主席宛左の通牒を發し別途六月一日財政部より左記の如き佈告發表せられたり。

◎舊幣ノ法的通貨性割率ニ關スル特例ニ關スル財政部長咨文(民國三十一年五月三十一日)

(財政部長ヨリ蘇浙皖三省主席宛谷文)

財政部長咨文

陳者本部ハ舊幣整理暫行辦法第三、第四及第六條ノ各條ヲ修正セルモ右ハ既ニ費省政府ニ通告済ニ付御承知ノ筈ニ有之候

今回更ニ舊幣ヲ整理スル方針ヲ以テ重ネテ決定ヲ經前記修正整理貨幣暫行辦法第三條及第六條ハ三十一年六月八日以降蘇浙皖三省及南京、上海兩市ニハ適用セザルコトトセル次第ニ候處唯中央儲備銀行券ノ流通未ダ過少ナル地方ニ於テハ其ノ中央中國及交通各銀行、舊幣ニ付テハ本部ハ暫ク從來通り其ノ收受ヲ許可セントス但地方政府機關ハ舊幣ニ對シ一ノ比率ニ據り中央儲備銀行券ヲ計算単位トルコトヲ要スル次第ニ有之候

右通告スル次第ニ付費〇〇〇〇モ了解ノ上所屬機關ニ轉令シ一般周知方手配相成様致度

◎舊法幣ノ法的通貨性割率ニ關スル財政部佈告(民國三十一年六月一日)

本部ハ今回修正整理貨幣暫行辦法第三條及第六條ノ規定ヲ民國三十一年六月八日以降蘇浙皖三省及南京、上海兩市ニ於テハ之ヲ適用セザルコトトシ、舊幣ノ法的通貨性ヲ割率セズモ、中央儲備銀行券ノ流通未ダ過少ナル地域ニ於テハ特ニ暫時從來通り之ガ特例ヲ認ムルコトトセリ。

右佈告シ周知セシム

(口) 全面交換に関する中央儲備銀行—公告發表

中央儲備銀行は整理舊法幣條例に基き舊幣回収ノ關スル詳細辦法ヲ別項ノ通り定メ六月八日ヨリ實施スルニテ公告ス。内容を發表セリ。又六月一日日本側銀行、支那側銀行に對し新舊法幣全面交換に協力方を要請、舊法幣回收取扱事務

説明書と共に依頼狀を發セリ。

中央 儲 備 銀 行

◎舊幣回收詳細辦法

整理舊法幣條例ニ基キ本行ハ舊幣回収ニ關スル詳細辦法ヲ別項ノ通り定メ六月八日ヨリ實施スルニテ公告ス。

中華民國三十一年五月三十一日

- 一、回収ヲナスベキ舊幣ノ範囲ハ中央銀行、中國銀行、交通銀行發行ノ銀行券(五角以下ノ補助券ヲ除ク)トス但シ上海以外ノ地名ノ銘記アルモノ(天津、保定、青島、山東、漢口、重慶等)ハ之ヲ回収セズ
- 二、回収ヲナスベキ地域ハ蘇、浙、皖、三省及南京、上海兩市トス
- 三、回収事務ノ取扱場所(以下單ニ取扱銀行、莊號ト稱ス)ハ左ノ通リトス
イ 中央儲備銀行ノ店舗
ロ、上海、南京等ニ臨時設置シタル中央儲備銀行ノ店舗
ハ、華商銀行
- ニ、日本側銀行
- ホ、錢莊及銀號

右回収事務ヲ取扱フ店舗名ハ別ニ公告ス

四、回収ハ左記ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

1 金融機關以外ノ者ノ所有スル舊幣

甲、一萬元未滿ノ舊幣(小口分)

(1) 一口一萬元未滿ノ舊幣ヲ提供シタル者ニハ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ取扱銀行莊號ハ中央儲備銀行券ヲ交付シ之ヲ回収ス

(2) 前項ノ提供期間ハ民國三十一年六月八日ヨリ同二十一日ニ至ル十四日間トス

(3) 取扱銀行莊號ハ右回収舊幣ヲ前項期間内ニ逐次中央儲備銀行ニ提供シ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券ノ交付ヲ受クルベシ

中文新通貨政策概況

中支新通貨施設概況

四六

乙、一萬元以上ノ舊幣(大口分)

(イ) 一萬元以上ノ舊幣ヲ所有スル者ハ中央儲備銀行又ハ其ノ指定公告スル銀行ニ提供スヘシ
前項ノ提供期間ハ民國三十一年六月八日ヨリ同月二十一日ニ至ル十四日間トス(ロ) 中央儲備銀行及指定銀行ハ右提供舊幣ヲ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券建預金トシテ受入ルヘシ
但シ右預金ハ之ヲ現鈔預金トス(ハ) 指定銀行ハ受入舊幣ヲ民國三十一年七月八日ヨリ二十一日ニ至ル十四日間内ニ逐次中央儲備銀行ニ提供スヘシ
中央儲備銀行ハ右提供舊幣ヲ預金トシテ受入ルヘシ、但シ右預金ハ之ヲ現鈔預金トス

2 金融機關ノ所有スル舊幣

(イ) 金融機關トハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス業トシテ預金貸出業務ヲ營ム華商銀行、錢莊、銀號、信託會社等ヲ云フ
(ロ) 金融機關ハ民國三十一年六月七日現在ノ舊幣手持高明細表ヲ添付シ同十日迄ニ其所有スル舊幣ヲ中央儲備銀行ニ提供スヘシ(ハ) 前項提供舊幣ニ對シテハ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券ニ換算シ其半額ニ相當スル額ニ對シ民國三十一年金融安定公債ヲ交付シ殘額ハ中央儲備銀行ニ於テ預金トシテ受入ルヘシ、但シ右預金ハ金融機關ノ選擇ニヨリ其全部又ハ一部ヲ割頭預金トナスコトヲ得
中央儲備銀行ハ前項割頭預金ニ對シ年三分ノ割合ヲ以テ利息ヲ付シ三ヶ月ヲ超エザル期間内ニ等價ヲ以テ現鈔預金ニ振替フヘシ

◎商銀行兌交換取扱方依頼書

民國三十一年六月一日

中央儲備銀行 副總裁 錢 大 権

日商銀行(華興商業銀行ヲ含ム)代表者宛

拜啓 慶御隆昌之段奉慶賀候

敬具
陳者今般整理舊法幣條例ニ基キ舊法幣回收實施ノコト相成候處右實施ニ當リテハ民衆ノ便宜ノ爲取扱場所多數ヲ必要トスベキ次第ニテ金融機關ノ御協力ニ俟ツ所頗ル大ナルモノ有之候ニ付テハ事情御説察ノ上新舊法幣交換事務取扱方御受諾賜り度舊

尚今次幣制統一と同時に舊法幣を處理し金融の安定化を期する爲國民政府財政部は舊幣整理委員會設置準備を進め居りたりしが、六月二日儲備銀行は左記の如き舊法幣整備委員會章程及舊幣整理委員會總辦事處組織規程を決定し之を發表せり。

◎舊法幣整理委員會章程

- 第一條 財政部ハ中央儲備銀行ト共同シテ舊法幣ヲ整理シ金融ノ安定ヲ圖ル爲舊法幣整理委員會ヲ設立ス
第二條 舊法幣整理委員會ハ左記人員ヲ以テ之ヲ組織ス
甲、中央儲備銀行派遣員 六名
乙、財政部派遣員 四名
- 第三條 舊法幣整理委員會ノ委員長ハ中央儲備銀行副總裁之ヲ兼任ス
第四條 舊法幣整理委員會ハ日華金融專門家ヲ招聘シテ顧問トナスコトヲ得
第五條 舊法幣整理委員會辦事處ハ事務上ノ必要アルトキハ組ニ分チテ事務ヲ處理スルコトヲ得
第六條 舊法幣整理委員會ノ職員ハ中央儲備銀行員中ヨリ之ヲ選任ス
第七條 舊法幣整理委員會ハ計劃ノ執行ニ關シ中央儲備銀行總分支行及辦事處ニ委託シテ之ヲ處理スルコトヲ得
第八條 舊法幣整理委員會ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支給ス
第九條 舊法幣整理委員會ハ舊法幣ノ整理完成ノトキヲ以テ之ヲ解散ス
第十條 本章程ハ認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎整理舊幣委員會總辦事處組織規程

四七

中支新通貨施設概況

中支新通貨施設概況

四八

- 一、本辦事處ハ整理舊幣委員會章程第五條ノ規定ニ依リ之ヲ組織ス
二、本辦事處ハ左記ノ各組ニ分チテ事務ヲ處理ス

- 甲、會計組
乙、出納組
丙、計劃組
丁、事務組

- 三、會計組ノ取扱事務左ノ如シ

- 一、帳簿ノ記入、計表ノ作製並ニ收集ニ關スル事項

- 二、各分辦事處ノ振替及決算ニ關スル事項

- 三、本處對財政部ノ決算ニ關スル事項

- 一、其他一切ノ帳簿ノ記入計表ノ作製及審查ニ關スル事項

- 二、會計上ノ指示ニ關スル事項

- 三、出納組ノ取扱事務左ノ如シ

- 一、新舊幣ノ受拂及保管並ニ運送ニ關スル事項

- 二、公債ノ出納及保管ニ關スル事項

- 三、本組ノ受拂保管帳簿及計表記入ニ關スル事項

- 四、其ノ他一切ノ出納ニ關スル事項

- 五、計劃組ノ取扱事務左ノ如シ

- 一、章則ノ起案及一切ノ計劃ニ關スル事項

- 二、調查及關係資料蒐集ニ關スル事項

- 三、其他各種ノ整理計劃處理ニ關スル事項

- 四、事務組ノ取扱事務左ノ如シ

- 一、本處ノ信書電報ノ起草及校正受付發遣保管整理ニ關スル事項

(八) 舊幣回收事務取扱銀行錢莊名發表

中央儲備銀行に於ては舊幣回收地域が蘇浙皖三省及南京、上海兩市の廣地域に亘れる爲交換事務の煩雜を避け一般民衆の便宜を圖るべく全地域内に多數の銀行、錢莊を指定し圓滑なる運營に資することとなり、六月四日舊幣回收詳細辦法に基き舊幣回收事務取扱銀行、錢莊名を左の通り指定發表せり。

◎舊幣整理委員會指定新舊法幣交換取扱場所 (○印ナキモノハ一萬元以下ノ交換取扱場所)

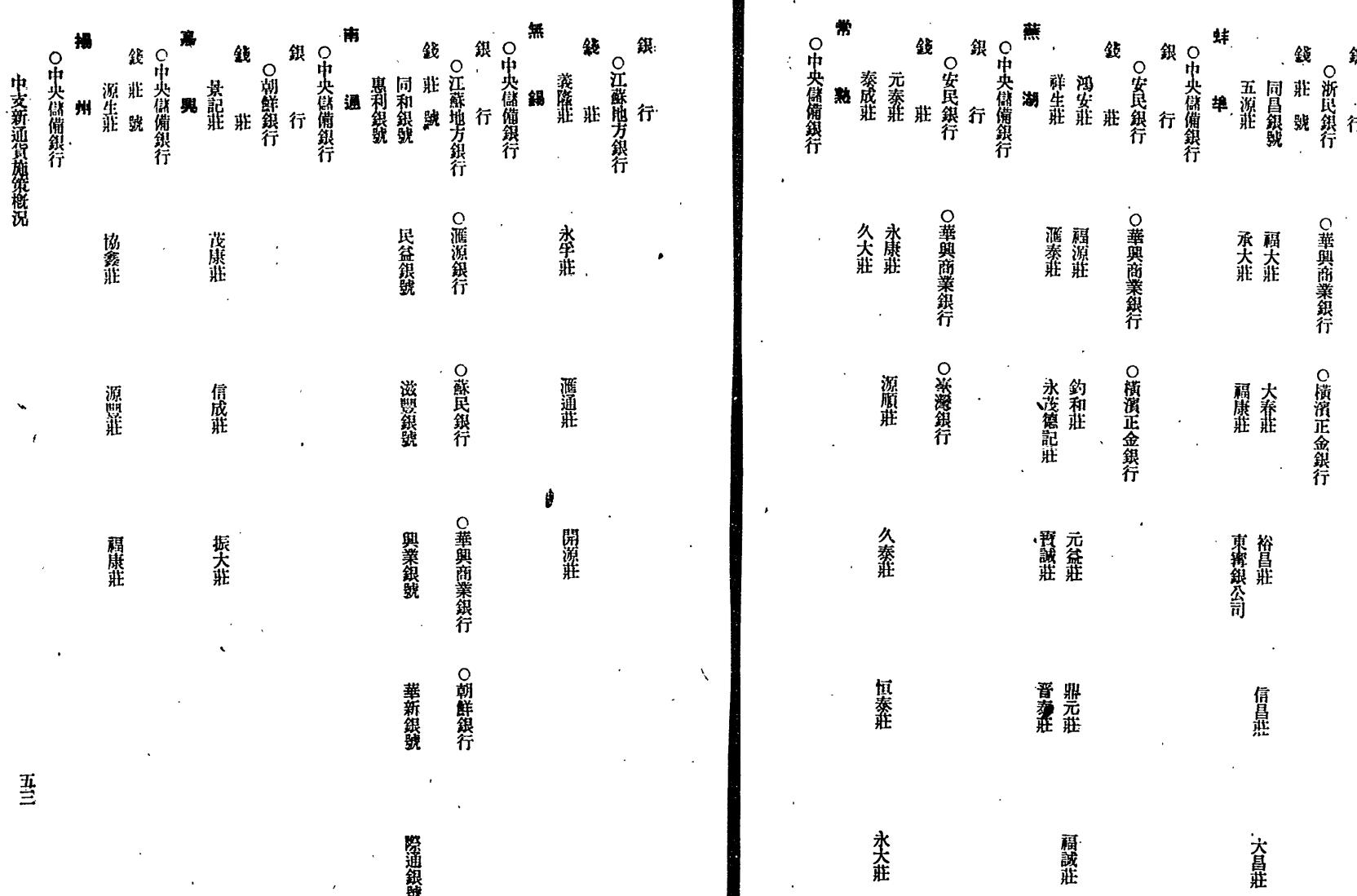
南京	○總行	○南京興業銀行	○江蘇地方銀行	○南洋商業銀行	○華華商業銀行
中央儲備銀行	○總行	○南京市銀行	○農商銀行	○漢口銀行	
銀 行		○華興商業銀行	○橫濱正金銀行	○臺灣銀行	
錢 莊					

中支新通貨施設概況

四九

中支新通貨施設概況

五一

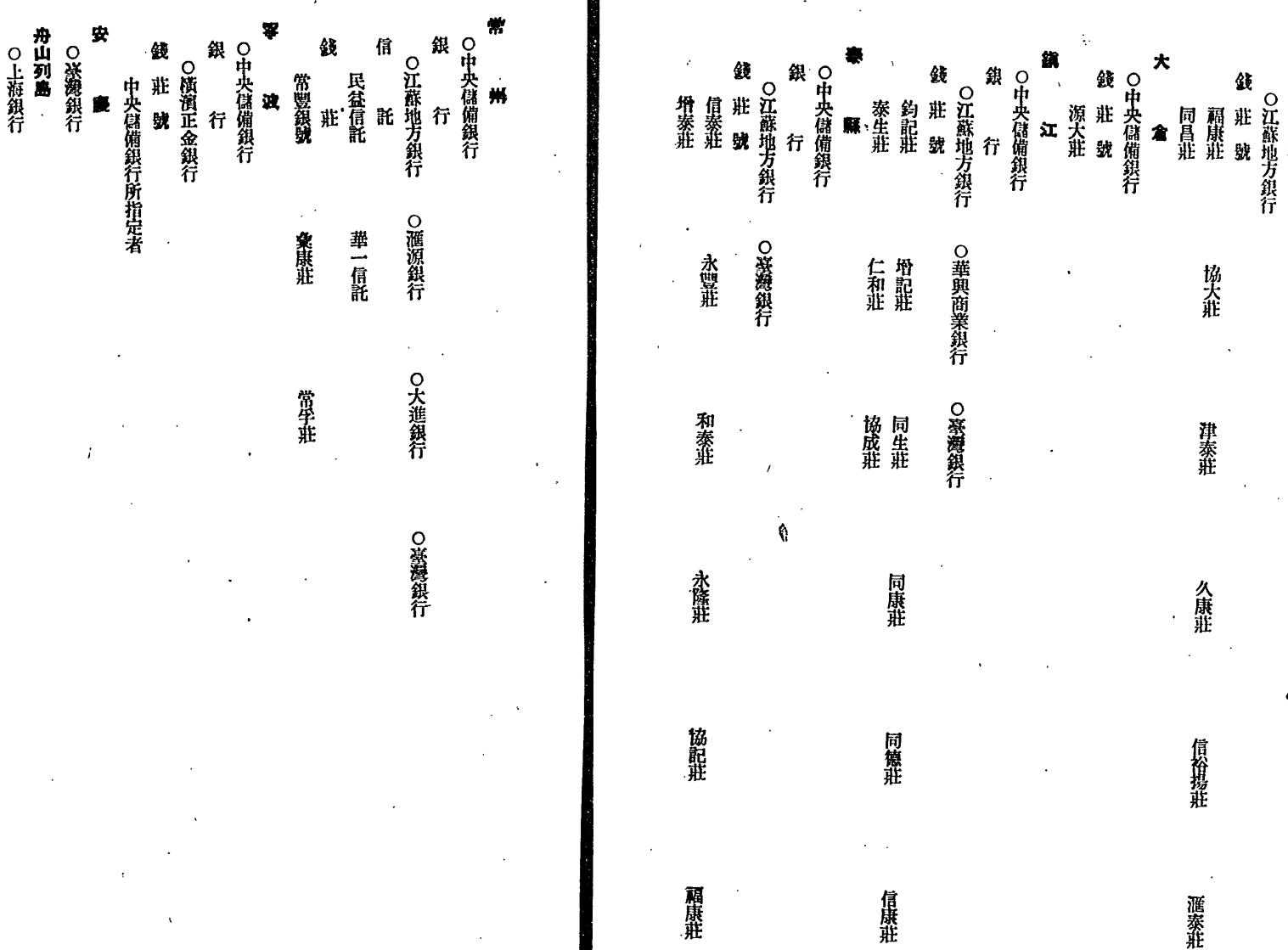


中支新通貨施設概況

五一

中支新通貨施策概況

五四



(二) 舊幣債權債務の新券建への切替に關する銀行側の措置

既述の如く五月三十一日公布整理舊法幣條例第六條及第七條の債權、債務に關する規定は六月一日より實施することに決定したるを以て (A)支那側銀行 (B)日本側銀行、清算敵國銀行 及(C)外國側銀行に關し夫々左の如き措

中支新通貨施策概況

五五

置が採られ、六月一日現在に於ける舊法幣建預金貸出金其の他債權債務は總て一對一の比率を以て新法幣建債權債務に一齊に切替を完了し、同日以降舊法幣建に依る預金貸出の新規契約を中止せり。

(A) 支那側金融機關の措置

上海市銀錢業同業會員臨時聯合委員會に於ては全面交換に關する諸法規並に中央儲備銀行よりの通牒に關する具體的措置を決定する爲、六月一日午後銀錢業聯席會議を開催、各種手續、方法等につき協議の結果左記の如き辦法(一)を、又六月一日より舊法幣現鈔及割頭の手形交換を停止し同日より儲備券割頭の手形交換を新に開始する事項(二)を決定し實施することとせり。又同銀行業聯合準備委員會は資金流通の見地より一月二十六日以來實施し來りたり同業者の破損舊法幣入れは六月一日より之を停止する旨各會員に通告せり。

(1) 上海銀行業同業公會聯合準備委員會通告第100號

六月一日ヨリ本會各行莊預入、借入舊法幣金額儲備券建改訂ニ關スル各種辦法ノコト

一、各行莊ノ大會ニ於ケル舊法幣現鈔預金ニ就テハ各行莊ハ六月一日ニ本會ニ於ケル三十一年五月三十日現在殘高ニ對シ振替請求書又ハ小切手ヲ作成シ本會ニ送付スルモノトス、本會ハ二對一ノ財政部規定比率ヲ以テ儲備券金額ニ換算シ各該行莊原有ノ儲備券口座ニ振込ヲ行フ。上述ノ儲備券口座トハ儲備券現鈔口座ヲ謂フ。

二、各行莊ノ本會ニ於ケル舊法幣割頭預金ニ就テハ各行莊ハ六月一日ニ本會ニ於ケル三十一年五月三十日現在殘高ニ對シ振替請求書又ハ小切手ヲ作成シ本會ニ送付スルモノトス。本會ハ二對一ノ財政部規定比率ヲ以テ一枚毎ニ儲備券金額ニ換算ノ上右金額ヲ手形面ニ赤字ヲ以テ記載シ各該行莊ノ「儲備券現鈔口座」或ハ「儲備券割頭口座」ニ振込ムモノトス。(元舊

三、各行莊ノ本會ニ於ケル原有ノ舊法幣現鈔口座及舊法幣割頭口座ハ前記兩規定ニ依リ換算振替ヲ行ヒタル後ハ之ヲ締切ルモノトス。各行莊ガ五月三十一日以前ニ振出セル舊法幣手形ノ預入ニハ「二對一」ノ財政部規定比率ヲ以テ一枚毎ニ儲備券金額ニ換算ノ上右金額ヲ手形面ニ赤字ヲ以テ記載シ各該行莊ノ「儲備券現鈔口座」或ハ「儲備券割頭口座」ニ振込ムモノトス。

四、各行莊ノ大會ニ於ケル舊法幣現鈔口座ニ、元舊法幣割頭ノモノハ儲備券現鈔口座ニ預入ス。

五、六月一日ヨリ六月六日迄ニ各行莊ガ本會ニ於ケル舊法幣現鈔預金ヲ引出サントスル時ハ引出金額ヲ二對一ノ財政部規定比率ニヨリ換算シ儲備券現鈔口座ノ振替請求書又ハ小切手ヲ作成シ且舊法幣現鈔引出ナル文言ヲ明瞭ニ記載シテ本會ヨリ受取ルモノトス。

六、各行莊ガ本會ヨリ舊法幣割頭ヲ以テ借入タル金額ハ本會ニ於テ對帳方法ヲ以テ各行莊署名捺印ノ對帳回單ニ依リ六月一日二對一ノ財政部規定比率ヲ以テ「儲備券割頭」金額ニ換算ス。

七、舊法幣金額ヲ儲備券ニ換算スルニ際シテハ舊法幣金額ノ「分位ガ奇數ノ時ハ一分ヲ加ヘテ偶數トナシタル後二ヲ以テ之ヲ補正ス」。

八、各行莊ノ預金者ガ儲備券割頭手形ヲ振出しシ或ハ各行莊自身ガ本會儲備券割頭手形ヲ振出セル時ハ華文ナルトヲ不問、必ズ「儲備券割頭」ナルスタンブヲ押捺スルモノトス。然ラザレバ儲備券現鈔手形ト看做サル可シ。

(2) 上海銀行業同業公會聯合準備委員會通告第199號

舊法幣現業及割頭手形交換ヲ新シク開始ノ事
上海市銀錢業同業會員臨時聯合委員會財政部規定比率ヲ以テ「儲備券」(即チ儲備券現鈔)及「儲備券割頭」金額ニ換算シ、換算金額ヲ手形面ニ赤字ヲ以テ明記シ交換ニ提出或ハ代收ヲ委託スルモノトス。

九、五月三十一日本會ニ預入レタル翌日勘定振込ノ外商銀行手形ニ就テハ本會ハ二對一ノ財政部規定ノ比率ヲ以テ「儲備券現鈔」或ハ「儲備券割頭」トシテ受入ルモノトス。各行莊ハ各自所有ノ上述外商銀行ノ手形ノ本會ニ對スル預金對數單控ヲ直チニ本會ニ提出シテ訂正ヲ行フ可シ。

中支新通貨施策概況

五、舊法幣金額ヲ儲備券ニ換算スル場合ハ舊法幣金額ノ「分」位ガ奇數ノ時ハ一分ヲ加ヘテ偶數ナシタル後二ヲ以テ之ヲ除シ端数ヲ生ゼシメザルモノトス。

(B) 日本側銀行及清算敵國銀行の措置

財務官は邦人八銀行の支配人を同日財務官事務所に招致し、通牒の要旨を説明し國民政府の措置に協力する様要望せり。

尚華興商業銀行に對しては興亞院華中連絡部長官より同趣旨の通牒を發し、同様中國側措置に協力方要望せり。次に吾方に於て清算中の敵性銀行に關しては該清算受託本邦銀行六行支配人宛興亞院華中連絡部長官より通牒を發せり。

尚華興商業銀行に對しては該清算受託本邦銀行六行支配人宛興亞院華中連絡部長官より通牒を發し、同様中國側の措置に協力することとせり。

(C) 外國側銀行の措置

第三國銀行たる德華銀行(獨)、華義銀行(伊)、東方滙理銀行(佛)、中法工商銀行(佛)、莫斯科國民銀行(露)等に對しては六月一日財務官室に參集を求める財務官より協力方を要請し舊幣表示債權債務の切替及其の回収處置に關し指示せり。

右に對し外國銀行は總て財務官の指示に従ひ國民政府の全面交換に協力すべき旨回答し所要の措置を了したり。

(ホ) 全面交換實施

金融機關の基調が儲備券建となり又綿製品市場を始め各市場は儲備券建取引に改訂されたる結果儲備券に對する需要が急激に増大するに至れり。

斯而六月八日より愈、新舊法幣の全面交換が開始されたるが、儲備銀行は回収事務取扱場所に對し儲備券を豊富に用意せしめ且代理交換事務を一齊に開始せしめたる爲舊法幣の回収は極めて順調に推移し儲備券の流通面は漸次擴大されるに至れり。

尚舊法幣整理委員會は全面交換開始と共に事務繁忙になりたるを以て從來の儲備銀行上海分行内より元交通銀行内に移轉せり。

(ヘ) 全面交換に關する吾方の協力措置

國民政府の中支新通貨統一政策に積極的な支援を與へるべく、帝國大使館は五月三十一日、財政部佈告と同時に左記の如く當局談を發表し之に全面的に協力すべきことを明示せり。

◎帝國大使館當局談

國民政府に於ては舊法幣の暴落に鑑み去る三月三十日中央儲備銀行券と舊法幣との等價流通を廢止したるが、更に中央儲備銀行券の價值安定を圖る爲日本側當局と協議し中央儲備銀行券對軍票の相場を一〇〇對一八に維持することとせり。右は國民政府が金融の安定、通貨價值の維持を圖り以て民生の向上を期するの根本方針に基くものなるが、同政府は今回右方針を更に徹底せんが爲来る六月八日を期し先づ蘇浙皖三省及南京上海兩特別市に於て中央儲備銀行券による舊法幣の全面的交換を一對二の比率により實施し同時に舊法幣債權債務は同比率により中央儲備銀行券を以て契約したるものと看做すこととせり。

抑、中央儲備銀行券は其の發行の當初より各種舊法幣に代るべき基本通貨たるの性格と使命とを有するものにして今回國民政府が舊法幣と中央儲備銀行券とを全面的に交換することとなれるは右の如き性格と使命とを有する中央儲備銀行券の地位を益、鞏固ならむると共に舊法幣所持者の利益を保護し舊法幣による惡性インフレーションの災害より一般民衆を救はんとするものにして實に和平建國の重要な經濟工作なりと云ふべし。

中支新通貨施策概況

右の如く本措置は國民政府通貨金融の根本的施策にして之が實行により國民政府の企圖する幣制統一、金融安定、民生向上

は着々達成せらるべし。日本政府は國民政府及中央儲備銀行の諸施策に對し常に協力し來れるものにして今回の新舊法幣の交換並舊法幣建値償債務を中央儲備銀行券建に改變するに當りても日本側銀行及商社を始め中國在留邦人は率先して協力し國民政府所期の目的達成を支援せんとするものなり。

次ぎに六月四日登部隊管下蘇、浙、皖三省內特務機關長會議が登部隊司令官主宰の下に上海特務機關に於て開催せられ、各特務機關管轄地區内に於ける全面交換に關する打合せが爲され、斯くて各地方に於ても特務機關指導の下に全面的交換に關する現地の萬全の措置が講ぜらるゝこととなりたり。

右特務機關長會議には小原財務局長、本院野田課長、中央儲備銀行吉川副顧問出席し全面交換に關する説明が爲され、茲に全面交換に關する國民政府の措置は完全に吾方特務機關に依り理解せられ、其の協力下に現地全面交換が施行せらるゝこととなれり、而して特務機關の現地に於て占むる經濟政治工作上の地位に鑑み右特務機關長會議に依り決定せられたる特務機關の國民政府金融工作に對する全面的協力は奥地に於ける全面的交換に對し極めて有效なる效果を挙ぐるを得たり。

一、現在迄に本行のなしたる交換準備

イ、上海分行より各地への本行券現送

ロ、整理舊法幣委員會の設置

上海分行内に右委員會總辦事處を、各地總支行、辦事處内に右委員會の辦事處を設け、本件に關する事務を取扱はしむることとせり。

ハ、經理會議の開催

一日二日の兩度に亘り上海分行に經理會議を開催し事務打合せを行ひたり。

ニ、宣傳の方法

A、交換取扱場所一覽表を新聞公告、折込又は人目に付き易きところに貼附の等

B、財政部佈告、本行の取扱方法（整理舊法幣詳細辦法）も右に準ずる等

C、宣傳ポスターの配布、貼附をなす

ホ、交換委託銀行莊に對する依頼

A、上海は六月一日邦銀並に華銀莊に依頼狀發送済

B、上海以外の地に於ては經理より直接依頼の等

ヘ、關係計表類の作成

(ト) 全面交換に關する工部局、公董局の協力措置

新舊法幣全面交換に關し工部局及公董局の協力方を要請する爲六月二日上海特別市政府より兩租界當局に對し申入れを爲せり。

右に關し工部局に於ては六月十二日六月一日現在に於て舊法幣建預金は二對一の比率を以て儲備券建預金に切替へたる旨の告示を發せり。

公董局に於ても右と同様の措置を探れり。

◎告示第五九四六號

中支新通貨施策概況

中支新通貨施策概況

一般預入金

一九四二年六月一日以前ニ工部局ニ預入タル舊法幣預入金ハ舊法幣二元對儲備券一元ノ公定交換率ニテ六月一日現在ニヨリ
儲備券ニ切換ベラレタルモノト看做ス

右告示ス

一九四二年六月十一日

上海共同租界工部局

(子) 全面交換に關する外國側の協力措置

全面交換に關し第三國人の協力を要請する爲六月二日上海特別市政府より領事團に對し前記同様の協力方申入れをなせり。右申入れに基き領事團より之に關する回章ありたるを以て吾方總領事より全面的贊意を表し置けり。

(リ) 新券流通に對する流言の取締り

國民政府の新舊法幣全面交換は六月八日開始以來着々所期の効果を收めつゝあり、其豫定期間も半ばに達し、又近き將來舊法幣の流通禁止を斷行すべき旨闡明せる財政部長の聲明發せられたる折柄、六月十三日汪國民政府首席の廣東視察出發を機とし之を謀略宣傳の奸餌となし、六月十五日早朝より上海市内一般に「汪精衛は重慶に脱出し周佛海暗殺せらる、儲備券は近く流通禁止となり舊法幣復活す」等の惡質なる流言流布せられ、爲に一部自拔の商店に於ては一時店舗を閉じ、小賣店、煙草店等に於ては儲備券の受入を拒否するものあり一般人心殊に支那人下層階級間に動搖著しきものありたり。之は通貨統一を妨害せんとする重慶側其他の惡質巧妙なる經濟謀略なるも吾方憲兵隊の機敏果敢なる活動の結果是等流言工作隊の首魁始め隊員悉く逮捕せられたり。國民政府の幣制統一方針は確乎不動たるものにして二對一の比率による全面交換には何等變化なく、一般市民も斯かる荒唐無稽なる流言に乗せらるゝことなく農民券等を摑まざるゝ事なき様實成され度い。

當局の措置に協力する様要望し、六月十六日夕刻財務官及財政部長は左記の如き談話を發表せり。

◎新券流通の流言に關する小原財務官談

最近上海地區に於て中央儲備銀行券に關し種々惡質の宣傳をなす者があり爲に無智の民衆の中にはこの宣傳に乘せられ中央儲備銀行券を安く舊法幣又は中國農民券と交換するものがあつたが、之は重慶側が日支双方の通貨攻略に對し惑、窮したる結果最後の惡足搔きを示したもの過ぎない。帝國としては過日大藏大臣の聲明にもある如く通貨の方面に於ても國民政府育成強化の固き見地に立つて飽運中央儲備銀行券に依る中南支通貨の統一を援護する方針を堅持するものである。即ち新舊法幣の全面交換等に依り一般民衆に對し適當の措置を講ずるも遠に舊法幣を和平地區内より驅逐せんとする方針には毫末も變化がないのである。一般民衆はよくこの趣旨を諒解し、重慶側の惡宣傳に迷はざれ全面交換による財產保持の機を失することのなき様注意すべきである。尙民心の動搖に乘じ又は之に乘じ不正の利を貪らんとする不良錢莊等により價值を失ひつゝある舊法幣農民券等を摑まざるゝ事なき様實成され度い。

◎新券流通の流言に關する周財政部長談

整理舊法幣條例は絶対に變更しない、人民は續々と交換に來て居り數日來に於ける交換額の多きは既に想像以上に達して居り、市場に於て新法幣の受取を拒絶して居ると外部で流言を飛ばしてゐるが決して斯かる事實はない。此の種流言に付ては政府機關に於て既に嚴重に取締ることとなつたから人民は決して流言に迷はざれぬ様希望する。

(ヌ) 全面交換期限の一部延長に關する措置

中支幣制統一を目指し六月八日より蘇浙皖三省及南京、上海兩市に於て實施せられたる新舊法幣全面交換は豫期以上的好成績を收め六月二十一日其法定期間を終了、茲に國民政府の幣制改革は最後の目標に向ひ劃期的前進を記錄するに至れり。

同時に六月十三日周財政部長は全面交換期間終了後に於ける舊幣の流通禁止方針を闡明し各地特殊事情に應じ區別する

中支新通貨施策概況

六二

中支新通貨施設概況

六四

域、期間を定め逐次擴大實施すべきことを聲明し、更に同十九日再び周財政部長は先づ南京、上海兩市に就き舊幣の流通禁止を斷行すべき方針並に舊幣の流通禁止法令を公布すべきことを聲明せり。

然るに上海、南京、蘇州、杭州、蚌埠、常熟、嘉興、鎮江、無錫、蕪湖の十一都市を除く太倉、揚州、泰縣、南通、寧波、安慶、舟山列島及其附近各地に於ては交通の不便なること、其他止むを得ざる理由にて六月二十一日迄の法定期間内に新法幣との交換をなし得ざりし舊法幣持者の勘なからざる事實に鑑み、特に六月三十日迄新舊法幣全面交換を繼續實施することと此の旨正式に發表せり。又前記十一都市に於ても回収最終日たる二十一日は日曜にも不拘交換希望者儲備銀行に殺到し之に應じ切れざりし實情を考慮、法的には六月二十一日を以て交換終了せるが、特に交換漏れの舊法幣持者の便宜を圖り六月二十二日、二十三日、二十四日の三日間「對一」の比率にて儲備銀行の店舗及臨時兌換所（指定銀行及錢莊を除く）に於て窓口交換に應ずる等温情ある措置をとれり。

以上

牲畜流通に關する調査

例　　書

一、本資料は中支調查機關聯合會農業分科會調查項目「牲畜類の農家産先より小賣商迄の運輸並運賃調査」の報告書である。

二、本資料は中支調查機關聯合會農業分科會、上海牲畜市場股份有限公司擔當の調査に係る。

三、本資料は昭和十七年十月現在の調査である。

一、由來上海を中心とする江南主要消費都市への肉畜供給地たる江北地區の現下の治安は運輸上極めて複雜多岐なる情景を呈し、殊に事變後は移動したるや實に昨日を以て明日を推し、今日を以て明日を計るべからざる底の有様である。從て本報告も一時期に於ける牲畜運輸の斷面として見なければならぬと思考する。就中本報告に記載せる江北地區の運賃諸掛は主として過橋行又は客人につき調査せるものであるから、何れも虛偽なるものとは言ひ難く、他日補正をするもの多きは警戒を俟たない。しかし現今に於て世上この種資料に乏しき折柄一箇の素材たるの價值は無視出来ないであらう。

一、本資料は昭和十七年十月、興亞華中資料第四五一号、中調聯農資料第三六號として送付された。

目　　次

- 一、緒　　言
- 1、生產地域
- 2、集荷事情
- 3、主要集散地並出荷港
- 二、運輸機関
- 附錄　陸路運輸關係資料

牲畜流通に關する調査

六五

一、緒 言

中支三角地帯に於て消費される猪(豚)の主なる給源地は揚子江北岸の所謂江北地方であるが、中でも如皋・泰興を結ぶ地點は飼養最も盛である。

今江北猪の生産地域を大雑把に指摘するならば、揚子江北岸浦口淮陰に至り、淮陰より更に益林を経て海岸に至る線を以て割することが出来る。

この江北地方が何故に猪の主産地になつたかは、重要な一つの課題として別な研究に譲るべきであるが、一言にして掩へば江北の特殊的な地理的社會的條件が必然的にかかる典型的有畜農業を形成せしめたと見るべきであらう。

2、集荷事情

農家に飼育せる猪を地方の小販子（小販子には之を專業にせるものと農業兼業者とがある）が一頭、二頭と買集して、それが客の手に渡る（客人とは専門の鮮猪取扱業者で、問屋側にて斯く指稱す）その客の手に集つた鮮猪は各集散地の過儀行（過儀行とは豚と客の宿屋と運輸と問屋とを兼ねたる如き機能を有するものを）を經て夫々の出荷港に運ばれ、民船によりて上海其他の消費地に輸送せられる。尚出荷港には過儀行の外に主として船舶の世話をする洋棚なるものがある。客人は奥地から消費地の猪行（上海では牲畜市場）に来る途中は携行の鮮猪と共に各地の過儀行に宿泊して行程を進める。消費地に到着した客人は猪行のある處では、猪行に宿泊して肉商との間に商取引が行はれるのであるが、上海では事變後「昭和十四年五月」近代的取引機関としての牲畜市場が出現した爲に同市場を通して一切の取引が行はれる。

3、主要集散地並出荷港

出荷港並後の集散地は如皋縣では海安鎮、東鎮、白蒲鎮（南通縣境）、金陵港等又泰興縣の黃橋鎮、泰縣の曲塘鎮、靖江縣の季家市、江都縣の仙女廟等有數の集散地である。

揚子江北岸から上海への主なる出荷港を上流から列記すれば、次の如くである。

瓜州、口岸、天星橋、八卦港、新港、張黃港、新生港、天生港、任家港、青龍港

この内現在江北猪の出荷最も殷盛を極むるは新生港（張黃港を含む）及び新港である。

二、運輸機關

1、蘇北地區

蘇北地區に於て各農家から地方集散地を経て出荷港までの運輸は主として小車又は民船が利用せられる。

2、出荷港—上海間

江岸の出荷港から上海までの運輸は豚積専用の大形民船（平均四〇噸位で、六十噸に及ぶものあり）を主とし、その外本船積と稱し上海通ひの連絡船を利用する事もある。民船にて運ぶには曳航船を用ひる。

口岸、天星橋又は新港、新生港より對岸江南地區への輸送には小形及び大形民船を用ひ、その航行は自力（帆）を以てする。

上海への主なる出荷港である新港、新生港に於ける専用民船及び曳航船の最近狀況を示せば次の如くである。

牲畜流通に關する調査

性畜流通に関する調査

第一卷の一 新潟における民族

昌々々 韶文々 怡渭々々々 正々々 林々々

記 記 記 泰 記 記 記 記

| 行 行 行 行 行 行 行 行

鄭昌昊吳陸丁楊怡渭金金金金金徐廣蘆

大金保恒達達達達泰祥順發記快二松松記

華郎舟舟舟泰聖泰舟舟興生孚利聖利茂龍行

三八〇

備
音
產
調
查
會
調
現
在
月
十
一
年
二
和
明

各 華 各 倍 計

船猪行名

する調査

第一表の二

同

廣徐芦船 陶周乾袁許潘徐林曹錢錢錢錢張康
大金一上三得士記宏長立長長貴學金汝青綱文綱
順龍開名利華舟大順田興梅寶成生林郎大傑齋

九	三一〇	三〇〇
八	二六〇	二〇〇
八	二四〇	一〇〇
〇	二三〇	
一	二五〇	
五	三一〇	
〇	二八〇	
一	二五〇	
八	二一〇	
〇	二六〇	
一	二三〇	
八	二三〇	
〇	一八〇	
一	一五〇	
八	八〇	

(昭和十七年九月十七日現在)
畜産調査會再調

六九

昭和十七年九月十七日現在
畜産調査會再調査者

六九

牲畜流通に関する調査

各 // // // // // // // 各 // // 各 // 怡 潤 // // 正
猪 猪 泰 記 記
行 行 行 行 行 行
錢 吳 袁 薛 許 錢 林 繆 許 錢 潘 徐 陸 曹 張 鄭 羊 怡 潤 金 金 金
汝 二 宏 萬 虎 慶 貴 廣 長 紅 立 長 順 學 文 松 祥 泰 記 達 達 達
林 舟 大 利 章 郎 保 德 順 大 田 安 泰 成 傑 郎 泰 舟 舟 興 生 利 舟

計 7 7 7 7 7 7 7

次に新港に於ける曳航船は本年九月調査の結果では次表の如くである

以上は新港に於ける沙船(民船)及び曳航船數で、新生港に於ても民船數は次表に示す如く新港と略、同數を有してゐるが、曳航船は新港よりも少い。尙張黃港には別に専屬の民船を有するも、曳航船は新生港と共通である。

畜產調查會現在

性畜流通に関する調査

大丁何孫大德記錦元記美公
船來行名
大丁何孫大德記錦元記美公
船來行名
金三載劉何何何金金金金趙曹蘇張陳
船
勝合義長長長義萬長源合如美茂錦子長遇
利興二貴春順沅泰利利利興發源先文記發順
名

老
大
名(船長)
國 金 福 三 二 貢 松 茂 根 五
大 二 二 濱 二 浪 順 林 綱 保 庭 蓮 林 壽 二 先 田 陳 喬 氏

昭和十七年一月三十日現在
畜産調査會調査

牲畜流通に關する調査

中國に於ける奥地運輸の不便にて、物の不廉で、余は勿論、

材を左に記載して研究の資に供したいと思ふ。(以下各表單位・一頭)

三道貿易地圖

七五

卷之三

古林港
七〇支里

昭和十七年二月二十八日現在調査不變會調査會再調査三十一日五月底産同畜

提 力(小車・苦力貨)	過 儀 行 費(曲 塘)	新 四 軍 營 業 稅	新 四 軍 稅	小車代(盆林港—新生港)	和 平 軍 稅(東 地)	備 考	新港行は和平軍稅として外に五・〇〇元を加ふ。
一 五 〇	一 五 〇	六 〇 〇	二 五 〇	四 二 〇	四 五 〇	一 三 七 〇	金 額 五 〇 〇
一 五 〇	一 五 〇	六 〇 〇	二 五 〇	四 二 〇	四 五 〇	一 三 七 〇	金 額 五 〇 〇
一 五 〇	一 五 〇	六 〇 〇	二 五 〇	四 二 〇	四 五 〇	一 三 七 〇	金 額 五 〇 〇
一 五 〇	一 五 〇	六 〇 〇	二 五 〇	四 二 〇	四 五 〇	一 三 七 〇	金 額 五 〇 〇

第九表 新嘉坡

四二

四	軍	舊
五	稅(和平軍遊擊隊)	法
六	業	幣
七	營	
八	民	
九	大	
十	眾	
十一	稅(和平軍)	
十二	船(李家市—新港)	

卷之三

計
（註）普通生體六〇—一五〇キロ（農家庭先受渡し）
壹百市斤 舊法幣約四七〇元（昭十七年三月十八日現住）

第一〇表
秦
興—新
港

新港
七〇支里

第一一表 新港に於ける

船費

縣猪
復稅
稅務
新法
五〇〇
七九
牲畜流通に關する調査

卷之三

七九

新編江漢集

（註）
1、奥地よりの運賃は出荷地により一定せざるも現在は車代六支里二元程度なり。
2、前年六月の数字は本社調査課調に據る。

第一三表 塔子泥より新港迄の税金諸掛額

(註) 前年五月末の分は本社調査課調による。
以下第一四表—第一六表は東華洋行調査にかかるものである。

第一回 楊家將(金瓶梅) —— 論金瓶梅

備華洋行調

三

牲畜流通に関する調査

○ ○
○ ○

八三

牲畜流通に関する調査

八四

三〇〇〇
三八九〇
五五六
二七八
一九四五
三三三
五五六
一三九
一六六七〇
三八九〇
五五六
九九〇〇
九〇〇〇
三〇〇〇
三八・四〇〇
一六〇〇
一三〇〇
一六六・三一三

棧橋
碼頭
酒
酒
補助
驗貨
汽船
新生港組合
關頭貨物
場

三〇〇〇
三〇・七〇(〇五五六)

一〇・一〇
一〇・五
一〇・三五
一〇・六
一〇・一〇
一〇・二五
一〇・三〇
一〇・七〇
(碼頭曳船費) 一〇・一〇

券

營業費
隻專目
稅稅
計
棧橋
碼頭
酒
酒
補助
驗貨
汽船
新生港組合
關頭貨物
場

第一五表

泰興(黃浦)より新港を経て上海に至る每頭費用

(昭和十七年九月十五日現在)

考

五元
六〇〇〇
五〇〇〇

金額

元

儲
幣種

券

八五

水報碼理茲提棧市押港沙地提包過省縣和過駁沿行
口頭貨場儀船方儀鐵稅軍喂專
日組合費腳費皮力費料費稅力費稅載船料稅
港水報碼理茲提棧市押港沙地提包過省縣和過駁沿行
口頭貨場儀船方儀鐵稅軍喂專
日組合費腳費皮力費料費稅力費稅載船料稅

八五

物産流通に関する調査

八八

次に上海牲畜市場並に屠宰場扱關係諸経費を一括して記せば左表(一七一一九)の如くである

（續）
一指第五表第一六表中所載の項目と重複せるものあれど茲では一應其の儘と
第一二七

昭和十七年十月一日現在

賣上金の四%	○・三〇	經紀人收入、肉商負擔
○・一五	○・六〇	市政府衛生局、客人負擔
○・四〇	○・四〇	肉商負擔
客人負擔	○・四〇	
(昭和十七年十月一日現在)		
券 票	軍 儲	券 票
一キロに付	一キロに付	一キロに付
○・四〇	○・四〇	○・四〇
肉商負擔	肉商負擔	肉商負擔
客人負擔	客人負擔	客人負擔
金 填 补 補 豚 腎 捕 費 扎 疫 費	金 填 补 補 豚 腎 捕 費 扎 疫 費	金 填 补 補 豚 腎 捕 費 扎 疫 費
第一九表 層 坪 場 諸 掛		

以上は蘇北地區より主として上海牲畜市場に入荷する鮮猪流通過程の梗概であるが今生産者(農家)より消費者迄の流通過程を鳥瞰すれば次の通りである。



性畜流通に関する調査

八九

牲畜流通に関する調査

九〇

本文中に記されたる運賃諸掛中特に吾人の注目に値するものは小車、駁船、沙船、水脚、汽車（トラック）等純粹運賃の占むる比率は極めて少くその他の雜多なる名目による諸掛が著しき額に上ることである。

過儀行、洋棚、市場費等必要なる経費の外新四軍その他による中間的搾取の顯著なる事實は當然消費地に於ける取引相場と農家庭先相場との間に大なる懸隔を生ぜしめ肉畜需給上に於ける最大の痛とも稱さるべきである。

如上の資料は集散地より市場までの移動過程に屬するものであるが更に市場より市中肉商を經て消費者に至るまでの過程も亦等閑に附し能はざるものである。

我々は今後これ等資料の整備を俟ちてあらゆる視點より嚴密なる分析を行ふ必要がある。

（附錄）陸路運輸關係資料

一、陸路運輸機關及積載量

1、貨車（一五噸貨車）

黃牛	一五頭
水牛	一三頭
綿羊	八〇頭—九〇頭

五〇頭

2、トラック（一・五噸積）

豚	五〇頭
七〇頭	

家禽	籠（小）八〇籠（八十市斤入）鐵道輸送は小籠
家禽	籠（小）三〇籠—三五籠（八十市斤入）

3、荷車（大）

豚
一五頭

二、鐵道扱に就いて

（イ）鐵道扱貨物は車扱と小口扱に區別され牲畜類の内牛、馬、豚、羊等は車扱にして家禽籠及肉類は車扱及小口扱何れにても可なり。

（ロ）家畜類積載貨車は主として有蓋一五噸貨車にして牛、馬、豚、羊類は二噸減廻、家禽類は三噸減廻される。但し肉類は減廻なし。

（ハ）控貨物の中種類に依り一級より五級に分類され、家畜類（肉を含む）は三級扱なり。

（ニ）小口扱は此の貨物と積合せにして家禽類は別紙運賃表の五割増なり。

肉類は割増なし。

牲畜流通に関する調査

九一

牲畜流通に関する調査

(ホ) 小口扱は上海北驛にて車扱は麥根路驛にて扱ふ。

聞く處に依ると積込、積下手敷料として五〇延當り凡そ五〇仙立「コンミツシヨン」を支拂はねばならぬ由。

華中鐵道貨物運賃表

牲畜流通に関する調査

九六

蒙疆二炭田調査中間報告

はしがき

一、本資料は、昭和十七年十二月、在張家口大日本帝國大使館事務所より「昭和十七年度重要國防資源調査第一班、錫林郭勒盟西烏珠穆沁炭田調査中間報告、察南涿鹿縣上花園炭田調査中間報告」として送付されたる報文なり。
二、本報文は、昭和十七年度興亞院蒙疆連絡部重要國防資源調査計畫に基き、商工省地質調査所技師田中元之進により實施されたる調査中間報告なり。

一、錫林郭勒盟西烏珠穆沁炭田調査中間報告

班長	(鐵床調査)	興亞院 商工省地質調査所技師	田中元之進
(調查助手)	興亞院 蒙疆連絡部	和田伍	男
(地形測量)	ク	井上登	
(測量助手)	ク	出日治	
(運轉手)	ク	義雄	
(通譯)	阿巴娶中學校生徒	チヨイヂオソル	

錫林郭勒盟西烏珠穆沁王府南西、ハエラハン山脈北麓よりゴーロホンオボに亘る地域。

(二) 調査期間

自昭和十七年八月十八日至同十月十七日六十一日間

(三) 位置及交通

西烏珠穆沁炭田は西烏珠穆沁王府の南西直距離約九粁、ハエラハン山脈の西端北麓にあり。其の露天掘跡は同王府より貝子廟に至る道路の南側約百米にありて王府よりはトラックにより二十分にて達し得。

(四) 地形及地質

調査地域の南部は東西に連なる地形稍急峻なるハエラハン山脈にして、北部はゴーロホンオボ山地なり。前者は主として珪岩石灰岩及砂質粘板岩等よりなり、走向略東西、傾斜北へ七十度内外にして其の主峯ハエラハン(海拔一、二二二米)は全山珪岩よりなり奇岩突兀たり。後者は略東西に並列せる孤立山地をなし粗面安山岩よりなる。産炭地は之等兩山地間に挟まれたる緩斜地のハエラハン山脈寄りにありて傾斜北へ五度内外にして、厚さ一米乃至四米に達する砂質黃土に覆はれ、岩石の露出なし。其の略、中央部に存する露天掘跡も殆ど埋没し、僅かに近時掘下せる北縁に於てのみ炭層の上位層たる暗灰色頁岩、砂質頁岩及灰色砂岩の露出あるに過ぎず、走向北六十五度西、傾斜北へ四十五度なり。露天掘跡は西北西に長徑を有する楕圓形をなし、長徑約百米、短徑約五十米なり。露天掘跡の東西兩線及走向延長上に於ける掘割に於て、夾炭層は主として灰色乃至暗灰色頁岩及砂質頁岩の互層にして、灰色砂岩層は炭層の上盤及下盤に近く介在せられ、其の直上地表には砂岩岩片散點し、炭層賦存範囲を暗示するものの

如し。之等の掘割部に於ける夾炭層の走向は略、北六十五度西、傾斜北へ二十度内外なるを概とす。夾炭層中に包藏せらる、*Cladophlebis* 其の他の植物破片より判するに恐らく下部白堊紀乃至侏羅紀に屬するものなるべし。

(五) 炭 層

(4) 賦存状況

露天掘跡の西端に沿ふ掘割に於ては表土一・五米内外にして約六米を隔て下位に厚さ約七米、上位に約十米に達する二炭層を見るも、露天掘の東端に於ては表土より厚く、炭層は一層となり、其の厚さ數米、更に東方約五十米地城に於ては其の半以下となる。露天掘の西端以西は炭層は西上りとなりて約三十米にして尖滅し、其の西方に於ける切削には全く炭層の賦存を見ず。

(5) 炭 質

露天掘の西端及中央部に於ける石炭は黒色光澤著しく、炭質脆弱にして採取に際し容易に破碎され徑數種以上のものを得ること困難なり。更に以東は粉炭多く光澤なく暗褐色を呈する部分あり。黑色光澤強きものを試焚するに火着稍、困難、焰及臭氣殆どなく、發熱量稍、劣り灰分多し。

(6) 埋 藏 量

露天掘の西端に於ける炭層の厚さ約十七米に及ぶと雖も西方への延長なく、東部程其の厚さを減じ、品質も亦低下す。炭層は露天掘の北邊より傾斜の度を増し四十五度内外となる。

炭層の傾斜方向延長及走向延長を略、等しきものとすれば其の埋藏量は數十萬噸と推定さる。

(六) 要 約

本炭田の炭質は優秀ならざれども普通の燃料としての價值あるも其の埋藏量も僅少且交通不便にして他地方への搬出容易ならざるを以て大規模の採掘を必要とせず。

然れ共該地方は燃料乏しく貝子廟より搬入せる現状なるを以て、當地方に於ては勿論、其の他滿洲國林西方面に於ても本炭田の開發を要望すること切なり。故に速に之が採掘に着手し地方的需要を充すべきものなり。

且本炭田は露天掘にて容易に採炭し得られ、冬季嚴寒の候は北部地區の坑内掘を實施すれば季節に關係なく出炭し得らる。又早急の出炭を要する際は露天掘の西邊部に於て採掘すれば容易に其の要望を充すことを得べし。

二、察南深鹿縣上花園炭田調査中間報告

班 長 (礦床調査)	興亞院	田 中 元 之 進
(調査助手)	商工省地質調査所技師	
(通譯)	興亞院蒙疆連絡部	黑 澤 武 市
	職	心 田

(一) 調査地域

察南涿鹿縣下花園炭田（花園炭礦及寶興炭礦地域）の北西に聳立する玉帶山より以西厚豐炭礦並に磁炮窯部落に亘る地域。

(二) 調査期間

自昭和十七年十月二十三日
至同十二月十一日 五十日間

(三) 位置及交通

調査地域内には産炭地二あり。兩者共最近其の採掘を中止せり。

本炭礦は調査地域の北西部なる寺兒溝に在りて京包線下花園驛の西方直距離五杆、洋河の南側にあり。洋河は水深淺く人馬の渡河困難ならず、冬季は河水凍結し車馬の通行容易なり。

2 磁炮窯炭礦

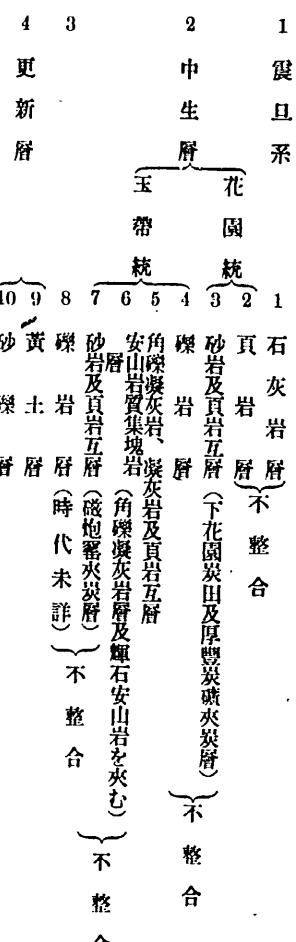
本炭礦は調査地域の南西隅にありて、前記厚豐炭礦の南々東二杆餘、磁炮窯部落の南側地區にして便宜上之れを磁炮窯炭礦と假稱す。磁炮窯部落は下花園驛の西南西直距離約五杆にして同驛よりは花園炭礦及び寶興炭礦第三坑（寶興炭礦事務所所在地）を經て同部落に達する道路あり。下花園驛寶興炭礦第三坑間は自動車を通じ得るも、之れより以西は辛うじて人馬の通行し得る山路に過ぎざるを以て自動車道路の開墾も亦容易ならざる地形を呈せり。

(四) 地形及地質

調査地域の北東部には玉帝山（海拔一、二六八米、洋河面との比高約四〇〇米）聳立し、略弧状をなして北東より

南西に連亘せり。其の北西斜面は洋河に向ひ急斜し、河岸に於ては特に其の斜傾の度を増し、高さ四、五十米の絶壁をなせる處あり。玉帝山の南東側中腹以上の大部分は懸崖をなし登攀困難なるも中腹以下は稍緩傾斜をなし、其の南側より西側地區は丘陵地帯をなし、南は涿鹿平野となる。

本地域は主として水成岩よりなる層序關係を下位より列記すれば次の如し。



中生層の(3)(5)(6)(7)中に含有せらるる *Cladophlebis* 其の他の植物破片より判するに、恐らく之等は下部白堊紀乃至侏羅紀層なるべし。

火成岩の分布は局部的にして調査地域の北東部に於ける(3)(4)(5)及(6)中に岩床として貫入せるもの及調査地域の全域に亘る断層面及乗上げ断層面に沿ひて进入せる粗粒玄武岩のみにして、其の貫入は恐らく下部白堊紀

なりと思考す。

頁岩層(2)は下花園炭田の東及南側を始め、調査地域の南及北西側に廣く分布し、更に南西に連亘せり。本岩は菲薄にして剝離し易く黃綠色、青綠色、暗赤色及黒色等を頁岩の互層にして、其の上部即ち夾炭層に接する部は厚さ二、三十米乃至百米に達する黑色頁岩層にして油分を含有す。調査地域・北西部なる康家溝に於て採集せる試料の分析結果次の如し。(北支那開發株式會社分析、分析試料五箇を平均せるものを示す)

残 沛	油 分	瓦斯液
九五・七%	○・八%	二・七%

(五) 炭 層

(イ) 賦存状況

夾炭層は主として灰色乃至暗灰色頁岩及灰色砂岩の互層より成り、屢々赤褐色硬質頁岩又は砂岩層を夾む。本層は黒色頁岩層(2)と整合にして下花園炭田に於ける礫岩層(4)を缺き、帶綠灰色凝灰質砂岩及頁岩層(5)に不整合的に被覆せられ、走向略、北七十度東、傾斜南々東へ四十度内外なり。本層の分布區域は狹少にして寺兒溝に於ける東西約二百米地域(A)と其の東方洋河に近き延長約三十米の地域(B)とに過ぎざるを以て野外に於ては炭層の賦存状況を詳かにすること困難なり。炭層は夾炭層の下部に賦存し、東部地區(B)の露頭を掘下して厚さ四十釐及夫より數米上位に厚さ二十五釐なる二炭層を見たり。寺兒溝西部(A)露頭に於ても前者と同様夾炭層の下部に二炭層

賦存すれどもその厚さ二十釐以下なり。

本地域には數ヶ所に試掘坑あれども入坑可能のものは傾斜北西三十度内外の斜坑一あるのみ。その坑口より二十一米先は崩壊し炭層は露れず、土民の談によれば二年前採掘し、炭層の厚さ約〇・六米、冬季のみ稼行し賣炭せりと。前記(A)(B)兩地域の略、中間、寺兒溝の南側山麓に堅坑あり。寶興炭礦技師長王氏の談に依れば、本坑に於ては日產六十噸に及び、最近東滿洲產業株式會社の經營する處となるも出炭するに至らずして中止せりと云ふ。堅坑の深さ約百米、炭層は一層にして其の厚さ約三米、粉炭多く、炭質は有煙炭にして下花園炭田のものより稍劣質なり。

寺兒溝の南西方山地は礫層に被覆せらる。其の西側の康家溝に於ては夾炭層の厚さ數米にして掘削の結果斜坑口跡を發見し炭層の一部を檢したり。土民の談によれば、本坑は約四十年前のものにして、約三十米にして厚さ一・五米なる炭層に達したるも當時交通不便且其の價格低廉なりしため中止せりと云ふ。

(ロ) 炭 質

露頭部に於ける石炭は粉末にして其の炭質の判定困難なれども、試掘坑附近より得たるものは下花園炭田のものより稍劣れる有煙炭なり。

夾炭層の露出地域狹少且舊坑内の調査不可能なるを以て今直に其の埋藏量を算出すること困難なり。堅坑より北東への延長可なれども其の延長を推知し得る資料なし。寺兒溝より西南西二軒條の地點に於ては夾炭層の下盤と

上盤とは相接するを以て西南西へは大なる延長ありとは言ひ難し。然れども該夾炭層は下花園炭礦と略、同一層位にして向斜構造をなすを以て兩炭層は連續する可能性あり。從而兩者間の距離三・五秆乃至四秆なるを以て大なるを期待し得べし。

2 磁炮窓炭礦

夾炭層は主として灰色、暗灰色、黒色及綠色頁岩及灰色又は灰白色砂岩の五層にヒテ、暗赤色砂岩及頁岩層を挟有し略、中央部に灰白色石英砂岩層及礫岩層を夾む。本層は甚しく褶曲作用を蒙れるも走向略、東北東—西南西、傾斜南々東四十五度内外なること多し。本層中には數多の炭質頁岩の薄層を介在するも石炭として價値あるものなし。該炭層の走向延長約一・五秆間に數十の試掘坑存するも何れも崩壊埋没し入坑し得るもの皆無なり。磁炮窓部落の南側に於て昭和十六年より同十七年一月まで東滿洲產業株式會社により稼行せられたる斜坑あり。村長の語る處によれば、同斜坑の延長約百米、劣等炭約三萬斤を探掘したれども、主として粉末又は細片にして鞴を使用して辛ふじ燃焼する程度のものにして火力弱きを以て土民は下花園炭と混じ使用し居りたるものにして石炭としての價値缺なし。

(六) 要 約

- 1 下花園炭田の夾炭層と厚豊炭礦の夫とは略、同一層位にあり、傾斜緩なる向斜構造をなす、前者は主要炭層三層を數へ得るも、後者は一又は二あるのみなるも兩炭層は連續する可能性あり。尙本地域は交通至便なるを以て速に康家溝及寺兒溝に於ける舊坑を開坑し、其の炭層賦存狀況を明にし、次に其の結果により堅坑の排水、開坑を實施して精査したる上適宜の探掘計畫を樹立すべきものなり。
- 2 磁炮窓炭礦は炭層賦存狀況並に炭質より、現下に於ては全然價値なきものと判定す。
- 3 寶興炭礦は第一乃至第四坑を開挖し、現に探掘中にして走向方向には延長大なるを期待し得されども傾斜方向には有望なるを以て今後苦力の増員を得ば出炭増加容易なるべし。
- 4 花園炭礦の主要用炭坑なる花園坑は發火區域の密閉を嚴にし、探掘は主として傾斜方向に進むと共に北方へも掘進して炭層の北方延長狀況を精査し、玉帶坑の將來性の判定に資すべきなり。第一竈に第二玉帶坑に於ては炭層の擾亂竈に粗粒玄武岩の貫入稍著しく、炭層の夾みは増加する傾向ありて炭層の北縁に近きやの感なしとせず。
- 5 夾炭層の下位の黑色頁岩は前記の如く含油量僅少なるも、交通至便なる地域に賦存し、產炭地を控へ、埋藏量多く、且其の後更に良鐵を夏家溝北部に於て採集し得たるを以て、今後尙一層本岩層地域の精査は望ましきことなり。

上海に於ける損害保険調査

はしがき

一、本資料は、昭和十七年十二月、在上海帝國大使館事務所より中調部資料第四五九號、金融財政資料第五一號として送付されたり。

二、本資料の調査擔當者は、華中火災保険協會執行本部なり。

内 容

- 第一章 緒論
- 第二章 本邦保險會社
 - 第一節 第二次上海事變前迄の狀態
 - 第二節 第二次上海事變以後大東亜戰爭勃發前迄の狀態
 - 第三節 大東亜戰爭後の狀態
 - 第四節 保險會社設立計畫
- 第三章 支那人會社
 - 第一節 第二次上海事變前迄の狀態
 - 第二節 第二次上海事變後大東亜戰爭前迄の狀態
 - 第三節 大東亜戰爭後の狀態
 - 第四節 支那側保險會社と出資關係
 - 第五節 支那會社の對日再保取引

附表

- | | | |
|-----|---------------------------|-----------------|
| 第一項 | 上海火災保險協會（外人） | 第六節 支那會社の業績 |
| 第二項 | 上海海上保險協會 | 第四章 外人會社 |
| 第三項 | 北支那自動車保險協會 | 第一節 大東亜戰爭前 |
| 第三節 | 支那側協會 | 第二節 大東亜戰爭後 |
| 第六章 | 本邦會社の對處策 | 第五章 保險協會 |
| 第七章 | 保險業法 | 第一項 上海日本人損害保險協會 |
| 第八章 | 日支事變に於ける戰爭其他の特殊危險 | 第二項 華中火災保險協會 |
| 第一節 | 傷害並に旅行傷害保險とテロ危険 | 第三項 蔡上保險協會 |
| 第二節 | 海上運送保險に於ける戰爭危險並に盜難其他の特殊損害 | 第四項 損害保險廳話會 |
| 第三節 | 抗日テロ放火事件 | 第五項 邦人側協會改組案 |
| 第四節 | 抗日テロ土匪賊による特別危險に就て | 第二節 外人側協會 |

第一章 緒論

中支に於ける外人及華人損害保險會社の現状を述べ、並に對する吾が方の諸對策を考究するに當つては「溫古知新」の古諺に則り、先づ中支に於ける損害保險業の過去を回顧檢討し、以て現状及將來を諦識するの要ある可を認め、中支中華の地たる上海に於ける損害保險界一般の概況を試むることとせり。

顧ふに吾が邦損害保險業者の對支進出は先づ明治火災保險株式會社（現明治火災海上保險株式會社）が、明治二十七年三井物産名會社（現三井物産株式會社）を代理店として、上海に於て火災保險業を營めるを以て嚆矢とするも、保

上海に於ける損害保險調查

險會社直接營業所としては日本海上保險會社（現日本海上火災保險株式會社）が明治二十九年上海に營業所を開設したを以てその濫觴とす。

然る處、外人側に在りては阿片戰爭前即百餘年の西暦一八三五年（天保六年即皇紀二四九五年）廣東に於て資本金五萬弗を以て設立せられたるニオン・イン・シュアランス・ソサイチーが西暦一八六八年（明治元年即皇紀二五二八年）即ち本邦最古參の保險會社たる東京海上火災保險會社の誕生前十二年、又前記明治火災社の上海進出に先立つて二十七年、已に上海に支店を設置したるのみならず、怡和洋行の如きも西暦一八五〇年代即九十年前已に英國會社數社の代理店を引受け來れるが、爾餘の米、佛系業者の進出は遙かに後の時代に屬す。

此間に在りて支那會社は光緒十三年、仁濟和保險公司の前身たる仁和、濟和兩保險公司の設立に次いで光緒三十一年華興保險公司即三十二年華安水火保險公司の設立を見しが、民國に入りてより支那會社の設立せらるゝもの相次ぎ、現在會社中民國三十年即昭和十六年末迄の設立に拘はるもの二十三社に及ベリ。

而して第二次上海事變後殊に大東亜戰爭後に於ける中支損害保險業界はその全貌を更め、英米等の敵國系會社が日本軍當局の命に依り清算のこととなるや、邦人業者に於ては機構の擴大充實を圖るもの、營業の再開をなすもの、或は新たに進出し来るものあり、支那側に在りても小資本に依る新會社の設立相次ぎ、之が濫設の風潮は當業務の經濟的使命並に之が有する公共性社會性に想到する時、識者をして甚だ歎息せしむるものあるに至れり。

第二章 本邦保險會社

從來本邦朝野の士は軍事並に政治的のみならず經濟的にも滿洲及北支を重視し、中南支特に中支の如きは經濟上重要な地位を占め、全地域產業上の開發は向日満支間經濟提携上到底輕視する能はざるものあるに拘はらず、兎角輕視せられし憾みあり。吾が邦國防上より云へば或は滿洲を以てその第一線とすべきものありしとは云へ、經濟上より云へば肥沃廣大なるヒンターランドを有する中支こそ當に最大の關心を寄せらる可く、之が開發に依る吾が邦經濟力の培養こそ國防の完璧を期し得る所以なる可きに不拘、一般的に本邦經濟人としても今次事變前迄何れかと云へば滿洲及北支偏重の嫌あり、中支への進出兎角活潑を缺きしが吾が損害保險業にありても、滿洲及北支への進出計畫目醒しきものありしに對比し、中支にありては時に寧ろ退却の憾みさへありしは此間政治的事情にも因るものあり、情勢上誠に止むを得ざるものありとは云へ、今日に至りて中支現在の重要性を考ふる時轉た今昔の感禁じ難きものあるを覺ゆ。

第一節 第二次上海事變前迄の狀態

前述の如く本邦損害保險業者の對支進出は、明治二十七年明治火災保險株式會社が三井物産合名會社を代理店として營業を始動したるを以て嚆矢とするも、保險會社の直接營業所としては明治二十九年日本海上保險株式會社の上海營業所開設を以て最古とす。

而して其後多大の間隔ありて、扶桑海上火災保險株式會社（現住友海上社）の出張所開設あり、東京海上火災保險株式會社は怡和洋行保險部の主任たる經歷を有せし一英人を支配人とし、英國のコーンヒル及伊太利のゼネラルと共に三社のジョイント・プランチ・オフィスを開設し、専ら外支人物件への進出を策する所あり。又大阪海上火災保險

株式會社は當時の日清汽船ビル内に大阪商船會社と相住居の出張所を設置し、専ら海上保險を取扱い、横濱火災海上（註大阪、横濱、共同三社の火災保險業務は専ら總代理店三井洋行の取扱に拘り）、而して此間に在りて三井物産、三菱商事、大倉商事、江商及鈴木商店等は何れも代理業者として本邦保險業の對支上重要な役割を演ぜり。

第二次上海事變前に於ける當地本邦業者を列示せば左の如し。

(イ) 會社直接營業所を有せるもの

會社名	開設年月日	營業所名
日本海上社	明治二九年	上海支店
扶桑海上社	大正八年	上海出張所
東京海上社	大正一五年	上海出張所
共同火災社	自大正一年 至昭和七年	上海出張所
横濱火災社	昭和二年	上海出張所
神戸海上社		上海出張所

(ロ) 代理店經由營業せるもの

會社名	營業開始	代理店名
明治火災會社	明治二七年	三井洋行(火災)

東京海上火災社	明治三九年	(火災海上)
共同火災社	" " 年	(火災)
日本火災社	" " 年	(火災)
東京火災社	明治四年	(火災)
千代田火災社	大正四年	(火災)
横濱火災社	" " 年	(火災)
神戸海上社	大正五年	(火災)
大阪海上社	大正(不詳)	(火災)
同	大正六年	鈴木商店(海上)
大正海上社	" 六年	大阪商船(本社駐在員あり)(海上)
三菱海上社	" 六年	三井洋行(火災海上)
日本共立社	大正二年	三菱公司(同上)
大倉火災社		江商(本社駐在員あり)(火災)
帝國海上社		大倉洋行(火災)
東洋海上社	大正(不詳)	ユニオンカントン(海上)

上海に於ける損害保険調書

大正一二年

國際運輸(海上)

一一四

○○火災社

不詳

不詳(火災)

但同社は横濱正金銀行ビル内に事務所を有する某外人を代理店とし専ら華人物件の獲得に努めたるが所謂華人紹介人の喰物になり營業失敗に終り幾何もなくして閉鎖せり。

往時當地に於ては邦人の經濟的發達振はず、本邦保險業者の業務の對象たるべき被保險物件も亦其量に於て満足すべきものなく、邦人業者は買辦及紹介人を使用し、廣く華人物件へも染手し、成績相當見る可きものありたりと云ふ。今三井物産會社の過去の記錄により、往時に於ける邦人業者の營業を回顧するに、華人大口物件として左記の如きものあり、以て當時に於ける華人物件に對する邦人業者進出狀況の一斑を窺知するを得ん。

(イ) 火災保険

物 件 名	所 在 地	備 考
寶成紗廠第一、二廠	上海勞勃生路	現日華紡喜和工場
華 豐、紗 廠	吳淞	現日華紡吳淞工場
恒 豐 紗 廠	上海楊樹浦	現大康紡受託工場
大 豐 紗 廠	上海閔北	現同興紡經營
申新紗廠第一廠	上海自利南路	現豐田紡受託工場
同 (第五 舊德大紗廠)	上海華德路	現裕豐紡受託經營
上海印染紡織廠	同	
統 益 紗 廠	上海閔北	印度商店(Ta Ta X Sons)經營
三 新 紗 廠	上海楊樹浦	廢廠
鼎 新 紗 廠	上海閔北	現東華紡經營
大生紗廠第一、二廠	南通	現公大紗廠經營
和 豐 紗 廠	寧波	
麗 新 紗 廠	無錫	現大康紡經營
福新麵粉廠敷工場	上海	三興麵粉一部買收は經營
維成絲廠(敷工場)	杭州	現華中寶絲
同 上(敷工場)	嘉興	
華 達 煙 公 司	上海佛租界	
華 成 煙 公 司	上海楊樹浦	
華 比 煙 公 司	同	
大 有 油 廠	蘇州	廢廠
竟 成 造紙廠		

上海に於ける損害保険調書

一一五

申華皮革廠 上海南北
天章造紙廠 浦東
(口) 海上運送保險

紐育—上海
上海南北

銀塊

昭和三年二月紐育—上海銀塊百七十萬一千兩接載船アジアチックプリンス號太平洋上行方不明となりし事件あり。折悪しく蔣介石の率ゆる革命軍の北上に依り國際關係緊張し、日支間風雲亦甚だ急なるものありしたま、同行は日本側會社が當時の情勢下に在りてよく損失賠償金支拂に應するや多大の不安憂慮を抱き居たる際東京海上社は深く之を支拂ひ、支那側をして感激せしめたることあり。

韓成公司 上海—米佛
人華商組合 上海—上海
滿商大人 上海—奥地
奧地—上海 現金

牛莊—上海

生絲

外國系の業者に比し過色餘りに甚敷きものあり。今にして之を思へば邦人業者側當時の華人物件に對する消極的營業方針と共に誠に今昔の感に堪へざるものあり。

第二節 第二次上海事變以後大東亞戰爭勃發前迄の狀態

支那事變が意外に長期化するに伴ひ、吾が邦内地にては各種企業に對し統制の手を下さるゝに至りしが、損害保險事業に在りても從來再保の處分を歐米市場に求め居たる所、英米等の對日經濟壓迫の結果此等の再保は之を日本内地にて處理するの必要生ずるに至り、日本損害保險協會と共に東亞火災海上再保險會社の誕生するあり、統制強化の結果は漸次内地營業の甘味も減退し、加ふるに滿洲に於ける當局の態度を見るに直接營業所なき會社の營業は認めぬと云ふにあり。北支亦直接營業所又は本社駐在員の存在を絶対條件とするが如き傾向を生ずるに至り、從來に於ける本邦各社の滿洲、北支偏重の態度は打破せられて、當地市場を目指し進出し來るもの相續ぎ、大東亞戰爭勃發前已に本邦各社の進出状態左の如し。

(イ) 直接營業所設置

會社名	營業開始年月日	營業所名
日產火災社	昭和一四年六月	上海事務所
東京火災社	一四年八月	上海營業所

上海に於ける損害保険調書

一一八

東洋火災社	昭和一四年九月	上海營業所
大北火災社	一四年一月	上海營業所
大阪海上土社	一四年二月	上海出張所
帝國海上社	一五年二月	上海出張所
日本火災社	一五年七月	上海營業所
帝國火災社	一六年六月	上海營業所
千代田火災社	一六年九月	上海營業所
朝日海上社	一六年九月	上海出張所

(ロ) 代理店設置

東洋海上社	昭和一三年七月	日商株式會社
辰馬海上社	一五年二月	興華運輸公司
福壽火災社	一六年六月	合同百貨店
太平洋海上社	一六年九月	加藤物産會社

而して此間に在りて前述の通り、本邦内地に於ける保険業統制の手は漸次當地にも及ぼさるゝに至り、殊に「在外物件再保險機構」の制定に當りては、當地に於ける各社の自由放漫なる營業を許さず、嚴肅なる協定勵行と絕對條件とすとなし、本社側にありては十六年十一月を期し新たに邦人側の協會を結成し、協定の遵守を實行せしめんとせし

が、現地側は外支業者を域外に置ける邦人側のみの協定は徒に邦人業者の自繩自縛なる可きを高調し、協定實施の延期を要望する所あり、有耶無耶の裡に大東亜戦争の勃發を見るに至れり。

次に此期間に在りて業者が最も關心を有したるは「デロ危険」と「支那棉花火保ブール」の問題なりき。就ては

「デロ危険」に關しては別に章を改めて之を記述することとし、爰には「棉花ブール」に就き概説せん。
支那事變の長期化するに従ひ、英米並にその與國は漸次本邦に對し經濟壓迫の魔手を伸ばし來り、他方船腹の拂底と相俟つて外棉の輸入愈々困難となるに及び、支那棉花は戰時重要物資として登場し來りし處、北支に於ける支那棉花の火災保險は累年の成績甚だ芳しからず、夙に「北支棉花火保ブール」結成せられ居たる所附保金額増大し、從來のブール會員のみでは之が消化不能となりしたま、右ブールを改組し會員を増加するの要生ずるに及び一躍「北中支棉花保ブール」と化し、從來好成績を擧げ來れる中支棉をも一括成績不良なりし北支棉と同一の取扱をなすに至り、加之當地の特殊通貨事情を考へず、保險金は軍票一本建に限定し、又保險期間は之を一ヶ月に限定する等荷主側として受諾し難き保險者獨善的の條件を決定提示し來りしのみならず、更に保險金引受限度の不足、ブール事務の内地處理等荷主側に多大の不利不便なるのみならず、極度の不安をも與ふるに至り、餘りにも一般產業の補助機關たる使命に無自覺なるが如き非難あり。現地に在りては保險者荷主間多大の紛糾を生ずるに至れり。特に漢口に在りては軍棉を對象とする關係上軍部も之に容喙し、相當長期間の紛糾を重ね之が解決至難を極めたりと仄聞せり。

第三節 大東亜戦争後

過去七十有餘年に亘り、中支を以て最大権要なる根據とし積極的活動を續け來れる英米等敵國系保險會社が大東亜

上海に於ける損害保險調書

一一九

戦争を機として全然その營業を封じられ、惹いては清算管理のこととなるや一方之に代はる可く多數の支那會社の勃興を見るに至りしが、他方本邦側に於ても既進出會社の陣容強化、未進出會社の登場等邦人業界亦甚だ活躍を呈し来るに至れり。

大戰後の進出會社を列示せば左の如し。

(イ) 直接營業所設置

大倉火災社	昭和一七年三月	上海出張所
太平洋海上社	一七年六月	上海出張所
三菱海上社	一七年六月	上海出張所
大正海上社	一七年八月	上海出張所

(ロ) 代理店設置

なし

而して本邦各社は大戰後の特殊事情に恵まれ、各社共殆ど例外なく支那人及第三國人契約も相當集まり、營業活況を呈せしが三月一日華中火災保險協會設立せられ、突如として吾が邦業者丈け一方的に協會の規定遵守執行のこととなるや、支那人及外人紹介人は漸次吾が邦業者を疎んじ始め徒に支那側及第三國側業者をして漁夫の利を得せしむるに至れり。

而して此間に在りて吾が邦業者の方に在りては、外支人會社との協調に、或は挑戦的體制の促進に凝議を重ねたる

も成果を得るに至らず、華人物件への新規進出は愚か既存の地盤さへ漸次外華業者の競争に委するの外なきに至れり。この問題に關心し華中火災保險協會の組織に就ては別に之を論ずることとせん。

尙大戰後邦人業者は興亞院當局の委嘱を受け、或は敵國系保險會社への會計監督官として、或は之が清算管理事務の受託者として奉仕するの光榮を擔ひ夫々之が運営上萬造漏なきを期せり。

第四節 保險會社設立計畫

日支事變の進展に伴ひ、吾が損害保險業にありても英米勢力の驅逐、東亞新秩序建設の線に副ふ可く、既設本邦保險會社の陣容強化或は新規進出を見、漸次彼等に代はり華人物件に對する活躍目醒しきものあるに至れるが、此間邦人側に在りても地場會社設立の氣運漸次擡頭し來り、巷間數箇の計畫噂せらるゝ所ありしが最近迄に具體化せるもの左の如し。

一、三井系損害保險會社

三井物産會社に在りては本邦保險業對支進出のバイオニヤーとして過去五十年に亘るとする經驗あり。所謂三井保險の老牌子と支那各地に擴がれる營業網の利用により華人物件への大躍進を試みる可く新會社を設立し、以て代理業務による活動力の不足を補強せんがため昭和十五年以來着々之が計畫を進め居たる處、昭和十六年一月興亞院華中連絡部宛正式に企業許可願を提出し本年八月その許可に接せり。

因に同社は三井火災海上保險株式會社と稱し、資本金一千萬圓にして出資割合は三井物産會社七割五分、大正海上社二割五分の純日本人會社にして本店を上海に置き漸次南方共榮圈へ進出の趣旨の下に計畫せられたるものなり。

二、安田系損害保険會社

安田系に在りては日支合辦による事が邦損害保険業の對支進出を期す可く、其傘下に在る帝國海上及東京火災社等を中心とし、神戸の華僑（歸化日本人）陳源來氏と提携し、昭和十六年以來立案中の處前記三井系會社と共に本年八月當局の企業許可を得たり。

因に同社は安利保險公司と稱し、本店を上海に置き資本金儲備券一千萬弗日本法人にして出資割合は日華折半の了解なりと云ふ。

三、三菱系損害保険會社

東京海上社に在りては太平保險公司と提携し、所謂三菱系の日華合辦會社を設立す可く、本春來支那側と折衝中の處成案を得て目下當局に許可申請申なりと云ふ。

因に同社は通惠保險公司と稱し、本店を上海に置く中國法人にして、資本儲備券一千萬弗、邦人側は東京海上社其他の三菱系會社、支那側は太平保險、金城銀行を始め、其他の保險會社及銀行を參加せしめ居り、先づ再保險營業より開始し漸次直接契約の趣旨の下に立案せられたり。

第三章 支那人保險會社

英人保險會社を以てバイオニヤーとする支那人保險市場に出現せる最初の支那人保險會社は、光緒十三年（一八八六年）創立を見たる仁和保險公司及濟和保險公司的兩社とす（右兩社は其後合併して仁濟和保險公司となり引續き營業機會に群小會社が恰も雨後の筈の如く設立計畫せられ、當地業界をして一大混亂狀態に陥れしむるに至り、當局の之に對する斷乎たる處置を要望せらるゝに至れり。

第一節 第二次上海事變前迄の狀態

現存せる支那人會社中民國二十六年（昭和十二年）即第一次上海事變前の設立にかかるものに就き設立年次順に之を列示せば左の如し。

會社名	開業年次	資本金	拂込額	營業種目
上海華興保險公司	光緒三年	五〇萬弗	五〇萬弗	火、海、車
華安水火保險公司	同三年	六〇萬弗	六〇萬弗	火、海、船
光施水火保險公司	民國三年	一二〇萬弗	三〇萬弗	水、火
上海聯保保險公司	同四年	三〇〇萬弗	一四三萬弗	火、海、船、車
永安水火保險公司	同五年	一五〇萬弗	一五〇萬弗	火、海、車
永裕水火保險公司	同八年	一〇〇萬弗	五〇萬弗	火、海、船
上海中一信託公司保險部	一〇年	三〇〇萬弗	三〇〇萬弗	火、海、車
豐盛保險公司	一二年	二〇萬弗	二〇萬弗	火、海、車
裕紹水火保險公司	一四年	五〇萬弗	二五萬弗	火、海、船
安平保險公司	一五年	一〇〇萬弗	七五萬弗	火、海、車

上海に於ける損害保険調書

一一四

大華保險公司	同	一六年	二〇萬弗	火、海、船、車
肇泰水火保險公司	同	一七年	一〇〇萬弗	五〇萬弗
太平保險公司	同	一八年	五〇萬弗	三〇萬弗
寶豐保險公司	同	一九年	五〇萬弗	五〇萬弗
中國保險公司	同	二〇年	五〇萬弗	二五〇萬弗
泰山保險公司	同	二一年	一〇〇萬弗	一〇〇萬弗
中國海上意外保險公司	同	二一年	二〇萬弗	二〇萬弗
四明保險公司	同	二一年	一〇〇萬弗	五〇萬弗
華商聯合保險公司	同	二一年	八〇萬弗	四〇萬弗
中國天一保險公司	同	二三年	一〇〇萬弗	五〇萬弗
興華保險公司	同	二四年	一〇〇萬弗	五〇萬弗
中央信託局保險部	同	二四年	五〇〇萬弗	五〇〇萬弗

又、右支那會社中には支那銀行又は百貨店の出資によるもの、或は英米系資本との合作によるものあり、英米エキスパートを顧問とし、その指導の下に業務を運営せるものあり、概ね自己留保を最小限度に止め、英米業者に向つて再保の處分をなし、眞個のアンダーライターと云ふよりも専ら英米依存の手數料稼ぎの類に屬し、寧ろ保険代理業者又は紹介人たるの性格を有する存在なりと云ふも過言にあらざる可し。

而して此間に在りて、一方支那會社は邦人保険會社に對し當時の情勢上排日的敵意的態度を持したるのみならず、

他方邦人會社は支那會社を以て基礎不確實にして經營上信賴し難いとなし、再保險の取引も至極消極的にして再保

取引上の實績は一、二の會社を除き絶無と云ふ可し。

第二節 第二次上海事變後大東亜戰爭前迄の狀態

會社名	開業年次	資本金	拂込額	營業種目
長城保險公司	民國十九年	五〇萬弗	二五萬弗	火、海、傷
大東保險公司	同三十一年	一〇〇萬弗	五〇萬弗	火、運、傷
光華保險公司	同三十一年	五〇萬弗	二五萬弗	火、運、傷
大南保險公司	同三十一年	一〇〇萬弗	五〇萬弗	火、運、傷
華業保險公司	同三十一年	一〇〇萬弗	一〇〇萬弗	火、運、傷
中華保險公司	同三十一年	六〇萬弗	三〇萬弗	火、運、傷
中央信託公司保險部	同三十一年	二〇〇萬弗	二〇〇萬弗	火、海、車

第三節 大東亜戰爭後の狀態

昭和十六年十二月八日大東亜戰爭の火蓋切られ、皇軍の租界無血進駐を見るに至るや、興亞院華中連絡部は上海方面陸海軍最高指揮官の依頼により英米系等の敵性保険會社に關し四月十一日附を以て清算を指示する所あり、英米系保険會社は爰に名實共に當地市場より總退却のこととなりし結果、華人間に於ては驚而譖諭しつゝありし他の要因と相俟つて保険會社設立の機運愈々勃興するに至れり。

上海に於ける損害保險調書

折 大東亞戰後に於ける租界金融界の顯著なる動向として、從來標金、綿糸布に對する投機又は各種商品の拂底値上がりを狙つた、買溜の機會を失つた資金が金利又は商業利潤を目標として新しき出路を求めるとするに至り、此等巨大なる遊資の具體的動向として銀行及錢莊の濫設、工場商店の改組増資、又は新設等相次ぐに至れるが、特に保險業に在りても小規模の設立計畫が所謂雨後の筈の如く續出するに至り、當業務の有する社會性公共性に鑑みる時何とかの處理を要望せらるゝものあるに至れり。

更に駅名に記入せられ正式登記を了せるもの及設立計畫發表せられたるものを列示せば左の如し。

上海に於ける損害保険調書

一二八

保安保険公司	五十五拾萬元	同卅一年九月廿七日
富華保險公司	五五百萬元	同卅一年八月六日
同安保險公司	五百萬元	同卅一年六月十日
安業保險公司	五百萬元	同卅一年八月廿九日
中國航運保險公司	五百萬元	同卅一年十月三日
大同保險公司	五百拾萬元	同卅一年九月十五日
五洲保險公司	貳百萬元	同卅一年九月廿日
久安保險公司	壹百萬元	同卅一年九月
上海保險公司	貳拾五萬元	同卅一年七月廿日
中國公平保險公司	五拾萬元	同卅一年七月五日
備考 備考	儲蓄券に換算記入す	

却説前述の如く、大東亞戰後に於ける支那人保險會社濫設の傾向は強ち之を一般經濟界の必要に基くものと云ふ可からず、從來支那人業者側が擧げ居る年收保險料約八千萬弗乃至一億弗とせば、從來の會社數約三十社を以てするも已に飽和狀態にありと云ふ可く、強てその必要を理由付けるとせば夫れは支那人會社が從來依存せる英米等の再保市場喪失による再保市場の國內開拓にあらざる可からず、支那人會社間に在りて漸次數箇の再保ブールの結成せられつあるは寧ろ當然の歸趨とも云ふ可く、業者間看過す可からざる事實なるも、再保處理のためには別に強力なる再保會社の結成を以て或程度その必要を充たし得べく、殊に同再保會社が本邦側と緊密なる聯繫の下に協調的態度に出づるに於ては十分之が存立を安固ならしめ得べく、斯て支那側業者は相互協調以て業界の健全なる發達とも希求し得べき苦なるに現實の問題として支那人會社濫設の風潮は一部健全なる計畫趣旨に出でたるもの除き概ね下記諸事由に

因るものと云ふ可く、之が濫設の弊に想到する時轉た寒心に不堪ものあり。

支那側新會社簇出の原因として擧げらるゝ事由左の如し。

イ、遊資の利用方法。

ロ、一般商工業閑散の機を利用し性來の射悻心に訴へ一儲けせんとする所謂不健全分子の畫策。

ハ、從來英米系會社に勤務せし華人失職者が求職のために畫策せるもの。

ニ、華人會社從業員が自己榮達のために畫策せるもの。

ホ、華人紹介人が會社重役其他権要なる地位を獲得せんがための畫策。

ヘ、代理店又は紹介人として保險業を營むよりも一保險會社を經營することが世間的に通りがよいのみならず再保

險手數料の收得に依り、より多額の収益を享ぐるを得べきこと。

ト、保險業法の實施なきため會社設立營業容易にして出資と雖も必ずしも現金出資を必要とせず所謂見せ金式のものにて間に合ふこと。

チ、從來英米系保險會社が占據せし廣大なる地盤が一般保險市場に放り出されしため英米系會社に代はり之を占有せんとする獨善的意圖に出でたるもの。

第四節 支那側保險會社と出資關係

最近族出する支那側保險會社に就ては之が出資關係を探求する事容易の業にあらざれば、差當り大東亞戰爭前設立せられたる會社にして銀行業者を背景とするものを列記せば左の如し。

上海に於ける損害保険調書

一二九

上海に於ける損害保険調書

1110

中國保險公司	China Insurance Co., Ltd.	中國銀行
四明保險公司	Ningpo Insurance Co., Ltd.	上海商業儲蓄銀行
寶豐保險公司	China Assurance Co., Ltd.	同上
大華保險公司	China General Insurance, Co., Ltd.	聚興誠銀行
興華保險公司	Shing Hwa Insurance Co., Ltd.	中國實業銀行
永滙水火保險公司	Union Fire & Marine Ins. Co., Ltd.	浙江興承銀行
泰山保險公司	Tai Shan Insurance Co., Ltd.	中國銀行
上海聯保水火保險公司	Shanghai Fire and Marine Insurance Co., Ltd.	中廣銀行
太平保險公司	Tai Ping Insurance Co., Ltd.	中金城銀行
安平保險公司	An Ping Insurance Co., Ltd.	中南銀行
豐盛保險公司	Foong Sheng Insurance Co., Ltd.	東萊銀行
天一保險公司	China National Insurance Co., Ltd.	中國銀行
長城保險公司	Reliance Insurance Co. of China, Ltd.	均泰銀行
中央信託公司保險部	Central Trust Co., Insurance Department	中央儲備銀行

而して支那側保險會社の中重慶系又は敵國系資本の參加せる下記保險會社は大東亞戰爭後吾が邦より會計監督官派遣せられたるも、殊更ら其營業を阻止する事なく、從前通り之を許したり。但し一部會社はその實體より見て改組の要を認めらるゝものもある可し。

中國保險公司	
寶豐保險公司	
聯保水火保險公司	

第五節 支那會社の對日再保險取引

支那會社と日本會社との再保險取引に就て見るに、日支事變前に在りては邦人會社中、支那會社より再保引受に當れるもの一、二社ありたるも、日支事變の勃發と共に全部取引中斷となり居たる所、大東亞戰爭後支那會社としては從來の大口再保出口たりし英米會社との取引不可能となり、之が處分に因じたるため漸次邦人會社に接近し来るものあり、邦人會社中亦進んで支那會社よりの再保引受に乗出せるものもあり、或は個別的再保により、或は特約再保により日支兩業者の提携なるに至れり。

然れ共本邦に於ける再保統制機關たる東亞火災海上再保險株式會社は再々保の引受を禁止する建前を採れるため、本邦會社が引受くる支那會社よりの再保は各社手持ちの範圍を出でざるため、極めて少額の引受に過ぎず、邦人會社の對支進出上遺憾なしとせざりき、抑、支那會社よりの再保引受に就てはもとより日支兩業者間の料率、割引及紹介料等に關する嚴格なる協定執行を前提とすべきに實情は然らず、兩國業者の被保へ又は紹介人に對する態度夫々異なり、引受料率區々なるものあり。殊に本年三月一日以降邦人側は華中火災保險協會を設け、上海火災保險協會の規約を遵守しタリフ規定を執行することとなりしに反し、支那人側は依然放漫なる營業を續け新設會社の頻出によりタリフの規定愈、紊れ協定違反の度、益々增大露骨となりつゝある際、邦人業者の支那會社再保引受に就ては邦人業者間

賛否両論あり、一方自重論者あるに反し、他方積極主義者ありて再保手數料の如きも必要に多額を支出し、支那人會社のタリフ違反を帮助するが如き傾向のものさへありとし、支那會社との再保取引の可否は論議結論を得ず、各社夫々の處置に一任しありし處、日本損害保険協會は本年六月二十一日以降支那會社との特約再保を禁止し、専ら個別的再保のみを許すことせしが、其後支那會社の再保は各社個々の引受を許さず、凡て東亞再保社をして一手引受けしむる案成り、東亞社の現地營業所開設の方針樹立せられたるも、選定會社制確立せらるゝや十月以降の引受は不取敢選定七社を以て東亞社に代り之が引受けに當らしむる事とし、非選定各社は支那會社との再保取引開拓の功績を残し再保より全然手を引くこととなれり。

第六節 支那會社の營業概況

なりや保し難きも、之に依つて支那側業者營業の一班を窺知するを得可し。

太保保險	天一保險	寶華聯合	寶國保險	豐盛保險	寶豐保險	太平保險
安平保險						
大東保險						
大水保險						
大南保險						
華業保險						
聯華保險						

次に支那會社の再保險消化の方針に就き概説せん。支那會社は前述の如く、從來久しく英米を主たる保険市場とし、その多くは再保險の形で輸出保険を消化してゐる。
再保ブル
一〇萬弗
五萬弗
大業保險
紹水火
泰安保險
永安水火
大陸保險
建安保險
中華保險
大華保險
泰山保險
長城保險
先施保險
明保險
大安保險
中央信託公司
二〇萬弗

支那會社は前述の如く、從來久しう英米依存の舊套を脱し得ず、國內再保消化の機關としては幾かに十年前設立せられたる資本金八十萬弗（但半額拂込済）の華商聯合保險公司ありしのみなりしが、英米側への再保不可能となるや支那側再保は先づ主として瑞西再保社へ捌け口を見出し、佛系會社亦その餘惠を蒙るに至れるも、支那會社間に漸次プール結成の氣運醸成せられ、前記華商聯合保險公司は増資強化せられ、太平プール亦强大化せらるゝに至り、華人業者の手による消化能力は著しく増大せらるゝに至りしため、支那側業者との協調又は之が指導は餘程慎重を期するにあらずんば日華兩業者の協力提携は漸次困難となるに至る可し。

(一) 華商聯合保險公司

その資本金舊法幣八十萬弔を一躍儲備券五百萬弔に増資し以て其引受消化力を増大し來れり。

(II) 太平ブール

太平ブールのメンバーたる太平保険公司は資本金五百萬弗を一躍一千五百萬弗に、安平保険公司及中國天一保險公司は夫々百萬弗を五百萬弗に、豐盛保険公司は二十萬弗を同じく五百萬弗に増資し、寶隆保険公司及大業保険公司等のメンバーを加へ其數七、八社となり、今や愈々その強化策を實現するに至れり。

(III) 久聯再保ブール

その構成メンバーは下記の如き有力なるものなりと云ふ。

中國保険公司	(中國銀行系統)
寶豐保険公司	(上海商業儲備銀行)
泰山保険公司	(浙江興業銀行)
興華保険公司	(聚興誠銀行)
長城保険公司	(支那錢莊を背景とする)
大華保険公司	(上海商業儲蓄銀行其他支那財界有力者)
華業保険公司	(支那側工場關係者出資)
新豐保険公司	(上海商業儲蓄銀行及興華銀行)
久安保険公司	(久安銀行)
中孚保険公司	(中孚銀行)

(IV) 大上海再保ブール

新設會社を主とする二十四社を以て組織せられ居るが同ブールに對しては太平保険公司も百萬弗の基金を融出し居るとも噂せらる。

主要なるメンバー會社左の如し。

上海聯保水火保險公司	寧紹水火保險公司	中國工業保險公司	大南保險公司
大東保險公司	大公保險公司	大中保險公司	興業保險公司
中原保險公司	國華保險公司	安達保險公司	富華保險公司
同安保險公司	裕華保險公司	金華保險公司	永興保險公司
豐業保險公司			

第四章 外人會社

英人側に在りては西暦一八三五年(皇紀二四九五年即天保六年)廣東に於て一個人商社(デント商會)によりユニオン・インシュアランス・ソサイエティ設立せられ、翌一八三六年には更にカントン・インシュアランス・カンパニー設立せられしが、當地市場への外人業者進出は西暦一八五〇年(皇紀二五一〇年嘉永三年即九十三年前)怡和洋行が前記カントン社の外甲谷他に本店を有するトリトン及イースタン、倫敦に本店を有するアライアンス等の保険代理店を引受けたるを以て嚆矢とするに對し、米佛等の會社は十九世紀の進出に屬し、米系會社は美國保險公司(アメリカン・フォーレン・インシュアランス・アソシエーション)なる大規模の代理業進出が一九一八年、美亞保險公司(アメリカン・アジアチック・アンドアライターズ)が一九一九年に過ぎず、從來當地市場にて活動盛なりし、北美洲保險公司(インシュアランス・カンパニー・オブ・ノースアメリカ)の如きは一九二九年代理業により始めて當地市場に進出せるに過ぎず。

佛系會社としては一九〇〇年前後已に進出せるものありし如くなるも、記録の徵す可きものなく、現存中のものとしては保太保險公司（アシュアランス・フランコ・アジアチック）が一九一八年支店を開設せるを以て最古參とするが如し。

英國系地場會社の設立は前述の通り「ユニオン」社を以て嚆矢とするが、右設立當時の事情を回顧するに、往時英國の東洋貿易は東印度會社により獨占せられ居たる所、西曆一八三四年右東印度會社の獨占權が満了するに及び所謂フリーマーチヤントがライセンスなしにて自由に交易を行ひ得るに至るや、怡和洋行の四八八噸のサラー號は最初のフリーシップとして生絲、紡織物、木綿、桂皮、其他の漢藥を滿載し一八三四年三月二十二日廣東より倫敦向け出帆する事となり、生絲及紡織物丈けにても其の價格一百萬弗に達せりと云ふ。而して當時廣東には已に一保險會社あり、貨物保險強ち不可能にてもあらざりしが、廣東のデント商會は同業の怡和洋行、ターナー商會（以上英）及ラッセル商會（米）の出資を認め、英國其他に仕向ける可き商品の危險をブールする目的を以てユニオン・インシュアランス・ソサイティを設立し、以て出資會社の貨物に對する海上保險を有利に引受け出資會社の輸出貿易上の増進に資する所ありたり。

同會社は當初資本金五萬弗全額拂込の海上保險事業とし、毎三ヶ年毎に清算を行ふ事となり居り、其間會社をして恒久的なる存在たらしめんとの議ありしも出資者の多數會社は保險事業による利益そのものを目的とするものにあらず、出資會社の商賈に寄與し出資者相互の利益を計るを主眼とするものなりとて右提案も葬り去られたる事あり。斯て毎三年決算の方法繼續せられ一八七〇年資本金一百二十五萬弗（五千弗株、每株一千弗拂込）に増資したるも依然

相互會社たるの性格を有し、定款中に左の一條あるが如き其間の消息を物語つて餘りありと云ふ可し。

重役ハ必要ト認ムル場合會社ヲ支持セザル株主ノ所有株ヲ取消シ會社ノ營業ニ寄與スル者ニ之ヲ分譲スルコトヲ得。

西曆一八七四年迄三十九年間は毎三年の決算を續行せしが、同年定款を變更し以て恒久的存在たらしめ社運愈、隆盛に向へりと云ふ。

英國系の所謂地場會社中の最も尤なるものとして同社發展の經過を回顧するは強ち徒爾ならざる可きを思ひ之を略記せば左の如し。

西曆一八三五年	廣東に本社設立せらる
一八六八年	上海支店設置せらる
一八七四年	倫敦支店設置せらる
一八八二年	香港會社法により株式會社として登記す
一九〇六年	チャイナ・トレーダース・インシュアランス・カンパニー、（後ブリチッシュ・トレーダーと改名）と合併
一九〇九年	火災保險業務開始
一九一六年	チャイナ・ファイナンシアル・ランス・カンパニーと合併
一九一九年	資本金を英貨二百萬磅（二〇萬株、一〇磅株とす（但九千株、四磅拂込）
同一年	ノース・チャイナ・インシュアランス・カンパニー合併（一千株發行）
一九二二年	生命保險以外の各種損害保險業務開始
一九二五年	ヤンチャエ・インシュアランス・アソシエーション合併（一千株發行計一三千株四磅拂込となる）

次に米國系會社の有力なる進出を見るに、西曆一九一九年（大正八年）一米人シーザー・スター氏は日本經由上海に上場に於ける損害保險調書

渡來しレーヴンストラストに勤務中、會社を勤かしてアメリカン・アジアチック・アンダーライターズ(美亞保險公司)なる名稱の下に保險代理業を開始せしが、一九二五年資本金三十萬兩の支那商法による會社に改組し、一九二九年七月更に資本金一百萬弗の會社に增资改組し、更に同年九月倍額一百萬弗に増資する傍ら右スター氏は「アメリカン・インター・シヨナル・アンダーライターズ・コーポレーション・オア・フイリッピング・アイランド」及「アメリカン・インター・ナショナル・アンダーライターズ・コーポレーション・オア・ニューヨーク」の兩社を設立し上海には「インターナショナル・アシユアランス・カンパニー」(四海保險公司)、「フランコ・アメリカン・アシユアランス」(法美保險公司)の外支那會社たる泰山保險公司の設立に參畫し、他方アジアライフ・インシニアランス・カンパニー(友邦人壽)及アンダーライターズバンク(友邦銀行)を設立し、各種保險營業上の機構を整備し米、英のみならず佛、伊、瑞等の會社をも代理し、大東亞戰爭前に在りて左記十二社の代理店たり。

米系會社四社 「ハノーバー」、「ファイヤーメン」、「ミルワーキー」、「ナショナルユニオン」
英系會社三社 「エコノミック」、「ノースブリッジ」、「インスター・シヨナル」
佛系會社一社 「フランコ・アメリカン」
伊系會社一社 「レニオンドリアチック」
瑞系會社一社 「フェデラル」、「ニューチヤテル」
支那會社一社 泰山保險

廣汎なる營業上の權限を以てブール機構の下に巨額の引受能力と引受條件料率の自由裁量あり、當地保險界に君臨し縱横の手腕を揮ひその損害保險營業成績中特に海上保險に在りては當地業界に在りて嶄然頭角を表はし、一九四〇

年度一千餘萬弗、一九四一年度三千四百三十餘萬弗の正味收入保險料を擧げ居たるが如き正に一大驚異と云ふ可し。即ち當地市場は英國系の古き地盤に加ふるに新進米國系の確乎たる勢力下にあり、英米系を除きては他國の業者の地位は殆ど云ふに足らざるの感ありき。

第一節 大東亞戰爭前

大東亞戰爭勃發前即ち昭和十六年末現在にて上海に於ける各國別業者を火災保險協會に就て見るに左の如し。

上海火災保險協會員	三〇社	(内日本側一六社)									
英國系	六九	米國系	一六	和蘭系	九	獨逸系	九	佛國系	六	伊國系	二
瑞西系	三										

即ち大東亞戰爭前に於ては英米就中英國系會社は斷然優勢にして當地損害保險界の盟主たり、火災保險協會と共に海上及自動車の兩協會に在りても各委員は殆ど英米人を主とし、歷代の委員長の如きも殆ど英人にて獨占せられ、右協會は何れも彼等の意圖の儘に運営せられたる狀態なりき。

而して英米系會社の營業狀態を一瞥するに彼等は多くは巨大なる資本力に加ふるに豊富なる經驗あり、紹介人及買辦の利用亦巧妙なるに加へ一般支那民衆の英米崇拜思想は彼等の古き進出、營業上の廣範圍の權限並に積極性と相俟つて益々その地盤を獲得擴大し、其間支那側保險會社亦彼等に迎合する所あり、彼等は直接契約に於て將又再保契約に於て愈々支那損害保險市場の壟斷竝に擣取の爪牙を磨くに至れり。

今英米系保險業者中の尤なるものにつき其の成績を概記せば別表第一の如し。

上海に於ける損害保険調査書

第二節 大東亜戦争後

支那事變起りて正に四年有餘一方に於ては國民政府更生し、吾が邦と善隣の誼を結び經濟提携の下に同甘共苦、東亞新秩序の建設に協力するありとは云へ、重慶に残存する蔣政權は尙英米の支援を恃み氣息奄々たる裡にありても尙蠢動を續け無謀徒爾なる抗戰を敢てするあり、此の間にありて英米兩國は漁夫の利を目指し東洋制覇の野望を達せんとし、平和正義の美名に隠れて與國を誘ひ、或はA、B、C、D對日包圍陣を布き、或は帝國の周邊に武備を整へ、脅威的體制を探り又資產凍結、經濟斷交を敢行し以て吾が邦の生存に重大なる脅威を與ふるあり、吾が邦が野村大使、來柄大使を遠く米國に特派し隱忍自重、忍ぶ可からざるを忍びて事態の平和的解決を希求努力せしに不拘驕慢なる米國は毫も誠意又は自覺する所なく却て軍事上、經濟上の脅威を増大するに至りしたま吾が邦は其の存立上斷乎たる態度を決せざる可からず、昭和十六年十二月八日、畏くも米英兩國に對し宣戰の大詔渙發せられ南太平洋上緒戦早く赫々たる戰果を挙げ皇軍の眞面目を發揮する所あり、當地に在りては皇國の租界無血進駐となるや一朝にして敵性租界の全貌一變せられ敵國系財産、企業等は漸次吾が陸海軍の占領又は管理下に置かるゝ所となり、或は封鎖せられ或は監督官派遣又は清算等のこととなれり。

損害保険業に在りても與亞院華中連絡部は上海方面陸海軍最高指揮官の依囑に依り一月二十二日先づ主要敵性會社

(代理店を含む)二十三社に對し會計監督官を派遣し左の措置を取り。

(一) 各社の新規引受延々更改は一切之を禁止す。

(二) 保険金の支拂は與亞院の承認を要す。

(三) 會社の收入支出金額の適否を審査し收入の確保を圖ると共に支出金額は必要最少限度に止め不要不急支出は嚴に之を抑制するが如く適當措置せしめ。

(四) 會社は從來取引を行へる敵性銀行との取引を中止し當該敵性銀行の清算管理をなす本邦側銀行に新たに口座を設け預金の肩替りをなさしむ。

(五) 會社の收入金は少額の資金を除き原則として右本邦銀行に預金せしむ。

(六) 敵國人に對する一ヶ月の給與は最高二千弗(舊法幣)とす。

次いで四月十一日附を以て敵性會社の清算を命令し大要左の通り指示する所ありたり。

一、元受及再保契約に關する方針左の如し。

イ 新規契約は爲さざること。

ロ 解約には應ぜざること。

ハ 既契約分は保険期間満了迄繼續するものとす。

ニ 保険期間満了前に發生することあるべき保險事故に對する保險金支拂は債務として計上し全契約の保險期間満了後債務の確定をなし實際の支拂は全債務の確定迄留保する。

ホ 未收保險料に就ては可成本邦會社の引受けに依る引繼ぎの方法により之が受入に努むること。

ヘ 外貨表示保險契約に基く保險金及解約戻金の支拂は爲さざるものと豫定す。

二、保險關係債務は保險關係外の債権と共に極力之が回収に努め債務の支拂は全債務の確定後殘存資產に照應して

上海に於ける損害保険調書

三、保險會社職員は事務所と共に整理縮小の上清算事務遂行上最小限度とし以て経費の節約を圖る。

四、有價證券類は直ちに本邦銀行に保管替へをなし當局の承認を得て速に之が資金化を圖る。

五、會社の家具什器は當局の承認を得て處理する。

斯の如くにして英米系保險會社は爰に名實共に當地市場より總退却のこととなれり。

敵性會社に屬する會計監督官並に清算受託者は添付の附表第一、第三の通りなり。

然れ共右敵性會社の清算は所謂保險會社自體の清算にして代理業者其の者は假令敵性と雖も之を清算の對象とせざる建前なるため清算事務遂行上不尠支障あり、殊に敵性の多數代理業者中には保險代理業の外他の部門例へば輸出入部門を有する兼營業者あり、保險代理專業の場合にても敵性會社と共に中立國系會社の代理を兼るものありて、代理業者を含む敵性保險業一掃上不徹底を缺く嫌なきにしもあらざりしが、清算事務管理の實際に當つては畢竟代理店自體をも清算するの方途に出る外なかりしものあり、斯て保險業に關する限り之が敵國系なる以上保險會社自體のみならず、代理業者をも一括當市場より葬り去らしむるに至り、過去百年餘に亘り保險市場を壊滅せる英米系會社の廣大なる地盤の歸趨こそ今後尤も關心を寄すべき命題を與ふるに至れり。

却説 敵性企業又は財產にして陸海軍の管理下にあり、本邦の會計監督官の派遣せられ居るもの、又は管理運營或は清算中のものに關する火災保險は凡て之を當地に進出せる本邦損害保險會社二十一社を以て結成せられたる「中支管理財產、火災保險引受團」に移管契約のこととなり、昭和十七年十一月末現在契約高左の如し。

三四一件 保險金額 (儲備券 八三四、八三七、四五七弗 軍票 二二三、七四三、一七一圓 保険料 一六二五四、〇八四弗

軍票 七二九、八四七圓

而して右以外の敵性物件は支那人及第三國人物件と共に當地損害保險市場に於て果たして何れの保險者の手に歸するに至りしや、開戦後漸次陣容を整備強化し來れる邦人保險業者に對しても支那人、紹介人と共に第三國人プロパーにして接近し来るもの多數に上り、當初にありては成績相當見る可きものありしが、内地に於ける「在外物件再保機構」改變の理由により本社側は現地側の反対に不拘華中火災保險協會を設立し、以て支那人及中立國系業者の無軌道式營業方法を他所に三月一日以降邦人側獨り規則規約の嚴守勵行を期することとなりしため、折角接近し來れる外華紹介人は漸次邦人業者を疎遠するに至り、支那人會社及佛獨等の第三國會社をして漁夫の利を得せしむるに至れり。

而して此の間に在りて英米系會社の多數支那人使用人は失職の結果或は紹介人と化し、或は支那會社に招聘せられ、或は支那會社の新規設立を企畫するに至りしため、惹いては競争の激化業界紊亂の度を加ふるに至り邦人業者の營業益、苦境に立つに至れり。

尙敵國系保險會社は營業停止の狀態に於て已に當地協會員たるの資格を喪失するに至れるものと云ふ可く、當局の從順もあり、去る八月一齊に協會を脱退せしめ、同時に協會役員をも辭任せしむるに至れり。

現存せる外國系保險會社は別紙附表四の如し。

次に大東亞戰爭後、外人資本に依る損害保險會社の設立を見るに左の如し。

(イ) 猶太系獨逸人は支那側と共同出資にて資本金二百五十萬弗(儲備券)を以て支那法人たる企業保險公司

上海に於ける損害保険調書

一四四

(Chi Hwa Insurance Co., Ltd.) を設立し、事務所を黃浦灘十二號舊香上ビル（現興亞大樓）内に置き保豐保險公司 (Hugh Middletin & Co., (Insurance) Ltd.) に勤務せし支那人職員として之が經營に當れりと云ふ。右會社の出資割合は之を詳にせざるも、支那側資本中には中央信託局關係者の個人出資も相當含まれ居るとも噂せらる。

(ロ) 戰後ガソリンの供給漸次不自由となり價格亦暴騰するに至り、殊に一月以降自動車の使用は當局の許可制となりガソリンの統制極度に強化せらるゝに及び、自動車の利用著敷制限せらるゝに伴ひ、之に代はる可き交通用具として自轉車の使用激増するに至れるが、自轉車の增加は必然的に自轉車の事故、盜難の危險を増大せしむるに至れるため機を見るに倣なる葡萄牙人は資本金法幣十萬弗を以て自轉車保險専門の會社を設立し、營業漸次發展中にて現在已に六百件内外の引受あるも盜難事故亦少なしとせず。現在料率にての經營必らずしも樂觀を許さるるもの如し。

因に同會社名左の如し。

PORUGAL ULTRAMARINO(Portuguese Overseas Insurance Co. Ltd)

第五章 保 險 協 會

損害保險業は其の業務の性質上兎角節度を失ひ、自由放漫なる營業に墮し易く、惹いては營業の堅實性を失ふのみならず、當業務の權威をも疑はしむるものありて徒に被保險者或は仲介人等に乗せしむるものあるに至れるは古來其

の例勘なしとせず。之業者間自治的機關を設けて料率其の他引受條件等を制定し之を遵守すべき規程規約を設け以て當業務の健全なる發展に資し、併せて業者の共存共榮を圖らざる可からざる所以なり。

即ち從來世界損害保險市場の中心地たる倫敦には火災保險關係にて fire offices Committee 海上保險關係にて insitute of London Underwriters あり、又自動車其の他の保險に在りては Accident Offices association あり、吾が邦にても從來大日本火災保險聯合會或は海上保險一木會、船舶保險協同會等あり、近くは日本損害保險協會ありし所以なるが當地に在りては從來下記數種の保險協會あり。

上海火災保險協會 (Shanghai Fire Insurance Association)

上海市保險業同業公會 (Shanghai Insurance Association)

上海海上保險協會 (Shanghai Marine Underwriters Association)

北支那自動車保險協會 (North China Motor Insurance Association)

華中火災保險協會

其の他邦人側協會 (海上保險協和會、損害保險懇話會)

以下項を別ちて概説を試みん。

第一節 本邦側各種協會

第一項 上海日本人損害保險協會

當地に於ける邦人保險業者間に於ける最初の協會的存在は之を保險同交會と稱し、大正十一年頃日本海上、扶桑海上、大阪海上、共同火災、横濱火災等の各保險會社又は其の駐在員並に三井洋行、三菱公司、大倉洋行、住友洋行、上海に於ける損害保險調書

一四五

上海に於ける損害保険調書

一四六

鈴木商店(本店神戸)、福島洋行(船舶業者)、川内回漕店等により先づ親睦機關として組織せられたるを以て其の濫觴とす。

而して其の後日本人保険協會と改名せられ、更に上海日本人損害保険協會と改稱せらるゝに及び漸次其の機能を發揮し來り、當初の親睦機關より數歩を進めて業務上の連絡或は協定、結束機關となるに至りしが、其の最もよく機能を發揮するに至りしは今次事變後頻發せし邦人物件に對する重慶系テロ放火團の仕業による怪火事件に對する共同調查又は對策の考究實施にあり、昭和十四年三月二十四日日本郵船會社虹口碼頭の大火災に際して特に重要な使命を果たすに至れり。

第二項 華中火災保險協會

支那事變の長期化に伴ひ日本内地にては各方面に亘り愈々統制強化せらるゝに至りしが、獨り立遅れの感ありし吾邦損害保険業に在りても事變の進展英獨開戦に伴ひ再保市場としての倫敦と絶縁するの餘儀なきに至りし爲、再保國內消化の必要を生じ、日本損害保険協會、東亞火災海上再保險會社の設立せらるゝあり、在外物件再保險處理に關聯し在支物件に對し急速に料率其の他の統一を圖る要ありとし、東京側よりは急遽華中火災保險協會を組織し、昭和十六年十一月より協定實施する様指示する所ありしが、現地の實情は外人及華人側との協調なくして獨り邦人側のみ協定勵行するの不利否不可なるを高調し以て實施の延期方を要望する所あり。協會の正式成立を見るに至らざる中に大東亜戰爭の勃發を見、それより暫時の間協會組織の問題も不間に附せらるゝに至りし處東京側は突如として右協會を至急組織し昭和十七年三月以降嚴然之を實施す可しとの要望を發し來れり。現地の情勢は依然邦人側のみ協定勵行するの不可なるものあり、本社側の要望は到底之を受諾し難く、せめて實施期の延期を懇請する所ありしも本社側の絶對的命令には最早抗し難く之が實施上の利害得失を意に介せず、東京案に従ひ東京の組織本部に對應し現地執行機關としての執行本部を上海に置き組織本部委員と同一額振れの執行本部委員により之が運營の衝に當ることとなれり。

因に執行本部委員會社左の如し。

日本海上社　日產火災社　東京海上社　東京火災社　帝國海上社　住友海上社　三井海上社(代理店三井公司)
大正海上社(代理店三井洋行)

右華中火災保險協會の結成實施により邦人物件に關する限り一般被保險者側の了解支持を得、以て圓滑に協定勵行の實を擧げ、統制の線に副ひ、且業界の明朗をも期するを得たりと雖も邦人物件以外特に支那人物件に在りては從來已に非協定的營業を行へる支那側業者のみならず、外人會社に在りても華人新設會社の續出に亘り愈々其の無軌道振りを發揮し來れる際到底華外業者に對抗し得べくもあらず、邦人業者は華人物件に關する限り新規開拓は愚か既存の地盤さへも漸次喪失するの破目に陥り徒に彼等の跳梁を挙手傍観せざる可からざる破目に陥れり。

當時内地に於ける事態は或は協會結成、協定料率實施の堅要なるものありしは之を認む可しと雖も華人及外人業者の權益錯綜し、殊に華人物件に對する割引及紹介料の問題は當地業界水年に亘る云はば不治の病にして之が對策は難中の難事として過去幾度か試みられつゝも幾何もなくして失敗の歴史を繰返せる現地特殊の事情の認識を缺き、華人及外人業者は之を野放しのまゝ徒に一方的の協會を組織し、本邦業者のみ自繩自縛の弊に陥り、角を矯めんとして牛

上海に於ける損害保険調書

一四七

上海に於ける損害保険調査

一四八

を殺すの轍を踏みし嫌なきにあらざるは吾が邦損保業の對支進出のため將た又當地業界指導制覇のため吳々も遺憾とする所なり。

右華中火災保険協會の設立せらるゝに當り從來の上海日本人損害保険協會は之を解散せられ別に損害保険懇話會及海上保險協和會結成せらるゝに至れり。

第三項 海上保險協和會

華中火災保険協會の設立と併行して海上保險協和會組織せられ特に支那人物件に對する料率條件等の協定を行ひ、華人得意先及紹介人等をして乘ずる所ながらしめ旁、邦人業者共同の利益擁護と共に吾が邦海上保險業の健全なる發展に貢献すべく企圖せられたり。

尤も當協會は後に至りて海上及新種保險協和會と改稱し、海上保險の外自動車及傷害保險等に關する事項をも處理する事となれり。

第四項 損害保険懇話會

前記華中火災保険協會並に海上新種保險協和會なる二個の協會の存在を以てしては邦人業者全般の連絡上缺くる所ある憾みあるを以て別に損害保險懇話會を組織し、當局との連絡業者相互間の連繫意志の疏通を圖り旁、知識の向上並に親睦の増進を期する事となれり。

第五項 邦人側協會改組案

華中火災保険協會は現地に之が監督官廳を有し、現地當局の指導監督の下に之が運營と發展とを計る可きものなる

に不拘、協會自身は専ら東京依存の建前なるため現地に於て何等の權限なく、當局との連絡又は外人並に華人協會側との折衝上より云ふも餘りに無力にして權威なく、到底事務の圓滑なる運用を期す可からざるものあれば之を改組し現地に自主權を有する現地中心主義の強力なる協會とする必要あり。因て當局の要望の下に改組委員を擧げて改組準備に着手することとなれり。

さて日本内地では從來已に各種損害保險を網羅せる日本損害保險協會あり、殊に十月十五日を期して損害保險統制會組織せらるゝあり、現地の「上海火災保険協會」に在りては去る八月全部の敵性會社及役員退陣したる機會に本邦側未加入會社は當局の慾意に従ひ九月五日洩れ無く右協會に加入し邦人會社が同協會の指導權を握るに至れるため、右火保協會の改組を考慮するの要あり從來の所謂、「上海海上保險協會」及「北支那自動車保險協會」の處理方針としては寧ろ現地に於ける在來の右三協會を改組一本建とするの便なるを考へらるゝに至りしたため邦人側協會も此の際各業種別を廢し一本建とし今後外人會社をも全部之に吸收し以て日本人外人全部を網羅せる一本建の協會案を採用すること最も機宜に適したるものと認めらるゝに至れり。

從て邦人側の協會は今後日本側當局の諸問又は連絡機關に兼ね邦人業者相互間の連絡及親睦に資し、併せて邦人業者の共同利益のための研究調査等の事務執掌機關たらしむるの要あるに至れり。

第二節 外人側協會

第一項 上海火災保険協會(外人)

當地に營業中の外人會社(支那會社を除く歐米及び日本側會社を指す)により組織せられたる上海火災保険協會

上海に於ける損害保険調査

一四九

(Shanghai Fire Insurance Association) の設立は古く西暦一八七〇年代即ち七十餘年前に遡ると云ふが確たる記録なく、詳細を記述し難きも第一次歐洲大戦に際し獨逸會社の引揚げに當り協會を改組し名稱を上海火災保險協會（一九一五年）Shanghai Fire Insurance Association(1915)と改名し、協会中特に「會員會社ノ国籍、政治情勢等ニヨリ同會社ガ引續キ會員トシテ殘留スル事不適當ト認ムルニ至リシ時ヘ臨時總會ヲ開キ之ヲ除名スルコトアル可シ」と云ふが如き一條を設けたるもの如し。

而して西暦一九一七年協會を改組し、以て略現存の協會を形成せるに至りたるが同協會は英國會社を主とし其の他の諸國の會社は數に於て又協會内の勢力に於て殆ど云ふに足らず、今次大東亞戰爭勃發前に於ける協會内國籍別會員の分布は既述せる如く左の通りにして如何に英米等敵性勢力の旺盛なりしかを窺知するに足らん。

會員數一三〇（日本側一六）

英國系 六九

米國系 一六

和蘭系 九

獨逸系 九

佛國系 六

伊國系 二

瑞西系 三

右の如くにして協會委員は終始英人系を以て壓倒され、日本人側は幾かに三井洋行伊藤織氏（現東亞再保社外國營業部長）を既往數代の委員として出したるに過ぎず委員長及副委員長も亦英人を以て獨占せられたるが、唯今次日支事變後の國際情勢に對應するため西暦一九三九年始めて副委員長を獨逸人に譲り又獨逸開戰の結果英國の對米依存の度愈、其の緊要なるを加へ来るや協會に在りても遠かに米國尊敬の態度濃厚となり、始めて米人を委員長とし英人は副委員長としての格下げを甘受するに至れり。此の間佛系保太保險公司J・ブリーンの如きは過去二十三年間一貫せる委員顛振れ左の如し。

委員長	米人	J・ニコルズ	(米系 美國保險公司)
副委員長	英人	E・レスター・アーノールド	(英系 老公茂康記)
委員長	英人	W・C・ボンド	(英系 太古保險)
委員	英人	A・M・ボーン	(英系 巴勒保險)
委員	英人	J・ブリーン	(佛系 保太保險)
委員	英人	D・L・デーヴィ	(英系 益興保險)
委員	英人	E・ヒーナン	(英系 皇家保險)
委員	英人	L・G・ジョンソン	(英系 保泰保險)
和蘭人	日本	L・A・ヘッキング	(米系 美亞保險)
中途引退	日本	木塚不二根	(日系 三井洋行)
	英人	H・E・オール	(英系 ユニオンカントン社)

而して右協會は大東亞戰爭發生以來久しく機能停止の姿なりしが保險業統制の必要愈、痛感せらるゝに及び本邦會社は一應洩れなく當協會に加入し以て本邦側にて協會の指導權を握ることの緊要なるを覚え未加入中の本邦會社九社朝日海上、福壽火災、辰馬海上、日產火災、東洋海上、太平洋海上、大北火災、帝國海上、帝國火災は九月に至りて一齊入會の上記役員の決定を見るに至れり。

上海に於ける損害保険調査

一五一

委員長 林 薫 雄 (東京海上社)
副委員長 木 塚 不 二 根 (大正海上社代理店三井洋行)
委員 助 川 四 郎 (日本海上社)
安 藤 定 文 (日産火災社)
清 水 康 男 (東京火災社)
志 智 新 八 郎 (神戸海上社)
西 村 正 志 (住友海上社)
(独)O・シユナイダー (佛系 A.F.A.)
(瑞)E・レンズクリンヂヤー (獨 メルチャーズ商會)
(瑞 バロイス火災)

さて當協會は定款を設け料率規程規則の遵守勵行を約し往時に於ては會員各社共眞剣にタリフの嚴守を期し、外人物件に在りては最近に至る迄邦人會社を除きタリフ料率勵行せられたりと見る可きも、支那人物件に在りては支那人被保險者の國民性は支那會社の續出と相俟つて保險會社は被保人又は紹介人に翻弄せらるゝに至り、規定の割引にて將又規定の紹介料に於て之が維持至難となり、支那側協會との合作による料率維持策も幾度か實施せられても其の都度幾何もなくして失敗に歸するに至り、支那人物件に關する限り全く混沌として前途の見極め困難なる状態なり。然れ共當協會として一般的に之を見れば料率條件の作成或は決定に物件の質地調査に、或は又タリフの改訂等に對し不斷真摯の努力を續け來り、同業者全般のため多大の貢献をなしたるは之を認めざる可からず。

當協會に左の特別小委員會あり。

支那側との共同委員會

- 1 Joint Committee (聯合委員會)
- 11 Joint Rating Sub-Committee (聯合料率小委員會)
- 11 Joint Special Rating Emergency Committee (聯合特別料率緊急委員會)
- 四 Special Insurance Committee Sino-Japanese Hostilities(1937) (一九三七年日支事變特別保險委員會)
- 五 Joint Tariff Revision Committee (聯合タリフ改訂委員會)

當協會内單獨のもの

- 六 Building Construction and Appliances(Accommodation)Sub-Committee (建物構造及割引適用委員會)
- 七 Insurance Legislation Standing Committee (保險法研究委員會)

1 ジヨイント・カン・ミッテー(聯合委員會)

右委員會は支那側協會との共同利害關係事項を議す可き聯合連絡委員會にして其の起源は支那人物件に對する料率、割引率並に紹介人紹介料割合等に關する規定の作成、相互勵行を期せんとするにあり。

從來右共同歩調を探らんが爲には外華兩協會の間内部的に相互連絡は探られたるも、右兩者の協調を更に強力にし成文化するために西曆一九三六年始めてジヨイント・コンミッティ結成せられ紹介人の登記、供託金制度(五百弗)並に協定違反に關する罰則等をも規定し當時一時的には協定維持のため相當の活躍と業界への貢献をなせりとは云へ、業界の通弊たる自山競争的思想は惡質紹介人の跋扈と業者自身の不節度とにより神聖なる可き規約を蹂躪せらるゝに至り、支那人物件に對する根本的對策の至難なるを痛感せしむるものあるに至れり。

上海に於ける損害保険調査

一五一

上海に於ける損害保険調書

一五四

一九四一年度の委員額振れ左の如し。

外人協会側

英人	E・L・アーノールド	(英系)
英人	W・C・ボンド	(英系)
英人	T・P・ホティン・デヤ	(英系)
米人	J・ニコルス	(米系)
豫備	英人E・ヒーナン	(英系)

華人協会側

華人	陳 伯 源	(中國保險)
華人	劉 聰 明	(寶豐保險)
日人	木 塚 不 二 根	(泰山保險)
日人	助 川 四 郎	(太平保險)
豫備	丁 雪 芝	(上海聯保水火保險)
豫備	佐 育 農	(東京海上社)
豫備	J・ブリーン	(大正海上社代理店三井洋行)
英人	陳 志 智 新 八 郎	(日本海上社)
豫備	日人 志 智 新 八 郎	(佛羅西會社 A.F.A.)
豫備	日人 志 智 新 八 郎	(神戶海上社)

日本側にて上海火災保険協会の指導権を把握せし後改選せられたる一九四二年度委員額振れ左の如し。

外人協会側

華人協会側(内定)九月改組後の協会より選出

華人	鄧 東	(華商聯合)
華人	劉 聰 明	(寶豐保險)
日人	木 塚 不 二 根	(泰山保險)
日人	助 川 四 郎	(大南保險)
豫備	陳 志 智 新 八 郎	(同)
豫備	陳 志 智 新 八 郎	(聯合料率小委員會)

一九四一年度委員額振れ左の如し。

英人	F・P・C・アッシュ	(英系)
英人	D・L・デービイ	(英系)
英人	J・ヘンリー	(英系)
華人	任 碩 賀	(華系)
華人	同 李 勤 根	(同)
同	許 惠 源	(同)

三 ジョイント・スペシャル・レーティング・サブコンミッター(聯合特別料率緊急委員會)

支那人物件に對する料率の作成適用又はタリフの解釋等にも關與するものにして協定違反等をも處理す可き重要委員會なり。

上海に於ける損害保険調書

一五五

華人物件に對する各國業者無暴なる競争の結果大口物件に於て特に正味料率極端に低下せるものあり、聯合委員會成立後割引率を先づ八割五分に限定し次いで八割二分に引下げたる際、右割引率を以てしては從來の正味料率に對比

し餘りに急激なる引上げとなり被保險者側の立場も諒とすべきものありしため特殊大口物件に對しては正味料率を漸次引上げ以て正常の割引率たる八割五分又は八割二分に引直す方針をとることとなりしため、こゝに一部華人物件に對し特定料率出現のこととなるが、此の種特殊物件の特定料率審査機關として當委員會誕生するに至れり。

尤も此の種特定料率は一九四一年を以て全部廢止せられ凡ての華人物件はタリフレートに對し規定の割引率のみを適用す可きこととなりしため右委員會も同年末を以て解散せられたり。

一九四一年度委員顔振れ左の如し。

英人 G·F·ダンバートン	(英系 コンマーシャルユニオン)
英人 J·ヘンリー	(英系 ノースブリチッシュ)
華人 劉祖法	(華系 永興)
同 徐嘉祥	(同 泰山)
同 許惠源	(同 寶豐)
陶聰軒	(同 太平)

右華人委員は半年交替制なり。

四 日支事變(一九三七年)特別保險委員會

事變下の各種損害(火災及自動車保險)は所謂保險證券の約款による戰時危險なりや否やの判定困難なることあり、各業者各、獨自の立場に於て之を判定處理せんか業者全體としての步調亂れ再保處理上にも支障を生ずべきを慮り、業者全體の共同利益のため昭和二年(一九三二年)の第一次上海事變に際し先づ日支事變特別保險委員會(一九三二年)

結成せられしが今次の日支事變に當りても又之が結成を見、外華兩協會より委員を選出し、火災及自動車保險に關する凡ての損害は一應右委員會の審査にかけ同委員會の決定により填補金支拂又は拒絕の態度を被保險者宛表明するを要し協會々員は一切自己の判断のみにより保險金支拂を決定する能はざることとせり。

右委員會の一九四一年初に於ける顔振れ左の如し。

委員長 英人 E·L·アーノルド	(コンマーシャルユニオン)
委員 英人 W·G·ボンド	(バタフイールド・スワイヤ)
英人 J·P·ボットンデヤー	(サン)
但し英人 K·A·メーリー	(ジャーデンマゼソン)退任補充
和蘭人 R·A·クルーレン	(ノースアメリカ)
日人 木塚不二根	(三井洋行)
華人 劉聰明	(寶豐保險)
華人 孫廣志	(中國保險)

五 ジョイント・タリフ・レビュイジョン・コンミッティー(聯合タリフ改訂委員會)

現在當地協會の協定料率は外華二本建となれるため之を一本建に變更せんとする計畫あり、其の他時勢の變遷に應じ改訂すべきものも多々相生じ来る可きにつき之が改訂準備の當置委員會を設けたるものなり一九四一年度委員左の如し。

英人 J·A·スマス	(英系 フィニックス)
英人 W·C·ボンド	(英系 太古)
英人 G·F·ダンバートン	(英系 コンマーシャルユニオン)

上欄に於ける損害保険調書

上海に於ける損害保険調書

米人 J・ニコルス (米系 アメリカソ・フォーレン)

華人 潘學安 (華系 大華)

華人 鄧東明 (同 華商聯合)

華人 任頤寶 (同 泰山)

華人 丁雪農 (同 太平)

六 建物構造及割引適用小委員會

建物の構造周囲との状況に疑義あり料率の適用上問題生ぜし時又は割引適用の有無に關する審査機關として當小委員會を設けあり。

一九四一年度委員左の如し。

英人 G·F·ダンバートン

(英系 コンマーシャルユニオン)

英人 L·H·カムバーバッヂ

(英系 サン)

七 保險法研究委員會

國民政府に於ては民國二十六年(昭和十二年)保險業、保險業法及保險業法施行法を公布し外華業者に多大の衝動を與ふるに至りしが、當時外華業者は右法令の内容に就き多大の關心を以て之を研究し上海火災保險協會は爲に之が研究委員會を設置するに至れり。然れ共其後日支事變の進展に伴ひ、右法令は差當り實施の見込なかりしため近年に於ては只右委員會を常置せるのみにて事實上何等特別の事業を行ふことなかりき。

一九四一年度委員左の如し。

英人 W·G·ボンド

(英系 太古)

第二項 上海海上保險協會(外人)

上海海上保險協會 (Shanghai Marine Underwriters Association)は當地營業中の本邦及歐米華會社を以て組織せられ大東亞戰爭前に於ける會員の國籍別分布は左の如し。

會員數 五六社

英國系 三〇 (英國系 四)

(佛系 フランコアジャチック)

米人 J·ニコルス

(米系 アメリカソフオーレン)

日本側八社 (日本海上、東京海上、住友海上、大正海上、三菱海上、帝國海上、神戸海上、大阪海上)

(支那系 六)

(佛國系 四)

(獨逸系 一)

其他 三

當協會の成立は一九〇〇年以前なるも記録の微す可きものなく、一九〇〇年以前の協會會員及其の事業に就き記述し難きが一九〇〇年に於ては會員會社二十社より一躍三十二社に上りしも手續上の問題にて結局三十社となり其の内カントン、ノースチャイナ、ユニオンカントン、ヤンツエ及ユーチーホー(支那人會社)の五社が支那に本店を有する所謂チヤイナーカンパニーにして本邦會社は日本海上、東京海上及帝國海上の三社のみとす。

因に一九〇一年初に於ける會員會社名は別紙第六の通り。

一九〇一年當時の記錄により海上保險協會の機能を見るに同協會にては當時支那沿岸、日本、朝鮮、臺灣及浦鹽の諸港並に長江筋の海上保險並に陸上運送保險の料率及割引率等に就き協定規約を作り會員をして之を遵守せしめしもナシタリフ會社たる獨逸系會社及支那人會社よりの競争壓迫により其の規定割引率たる三割三分半に一割の戻しを固守する能はず、對抗上一躍七割五分引迄之を増加するに至れるが如く當時已に協定の維持難を痛感せしめられ居れり。

上海に於ける損害保険調書

上海に於ける損害保険説書

一六〇。

而して當時にありては保険料の決済を支那の端午節(五月五日)盆(八月十五日)及支那正月の年三回仕切りとして公然協會にて認め居れるが如きは支那の特殊事情として今日尙支那側一部に残存する慣行にして日本側のみならず外人側に於ても保険料の集金上古來不尠構まされたる所なり。

當時の定款並に協定料率の一部を抜萃せば別表七の如し。

即ち當協會的主要なる義務はもともと支那人契約者を對象とする沿岸航路及瀕現金の運送に對する料率、條件等の協定を主とせしが續いて海賊危險擔保問題、支那人物件に對する「リスクノート」の制定等に當りたることあるも後年第一次歐洲大戰以來時々の戰時情勢下に在りては刻々變化することある可き料率條件に關する倫敦インスティチュー^トの諸指圖を移牒する役割を演ずることを以て其の主要業務とするに至れり。就ては日本側としては今次事變發生後戰時保險に就き倫敦との連繫を斷ち日本獨自の立場に於て料率及條件を制定するに至りしたま華人物件に對する料率條件等の規定放棄せられし今日最早當協會員として殘留することは殆ど無意味となるに至れり。

而して當協會の構成分子は前述の通り英系を以て其の過半を占め協會委員も亦殆ど英米系會社の意向により左右せらるゝ状態なりしが此の間にありて本邦會社側を代表し委員に列せる者は三井洋行伊藤繼、三菱公司松村、日本海上助川四郎及東京海上社の林薰雄の四氏に過ぎざる有様なり。

歴代の委員長及副委員長は別紙附表第八の如し。

第三項 北支那自動車保險協會

當協會の前身たる上海自動車保險聯合會はセ (Shanghai Motor Insurance Agreement) は西暦一九二四年四月十四日初

めて署名せられ、翌一九二五年八月二十四日北支那自動車保險聯合會はセ (North China Motor Insurance Agreement) と名稱變更せられ更に翌一九二六年二月二十四日現存の名稱たるノース・チャイナ・モーターアンシユアランス・アソシエーションと變更せらるゝに至れり。

右協會の事業としては保險約款並に擔保條件條項の統一と共に料率の制定及衝突條項(Knock For Knock Agreement)の制定等を主とし當業務の運営上寄與する所多し。

而して當協會制定の擔保條件中特に異彩あるは自動車事故により第三者への損害賠償責任の限度にして特に人的損害にありては限度なく、保険金額に制肘せらるゝことなく、自動車車體の損害の外訴訟費用と共に法律上決定せらる可き如何なる高額賠償にも應ぜんとするに在り、各國人雜居せる當地の特殊事情を考へ自動車事故による國際的紛議に想到する時當地協會の損害賠補規程は衝突條項と共に正に其の當を得たるものと云ふ可し。

當協會も亦從來殆ど英米會社の支配下にあり、邦人側より出したる委員は三井洋行伊藤繼、東京海上林薰雄の兩氏に過ぎず。

一九二四年以來の委員長及副委員長は別紙附表第九の如し。

第三節 支那側保險協會

支那側會社の協會結成は西暦一九〇五年(明治三十八年)にして初代會長は當時の大實業家(所屬會社名不詳)朱葆三氏なり(因に現在佛租界に同氏の姓名を冠せる道路あり)。

却說右協會の定款及會員等は目下の處資料なく之を記述し得ざるも其の後一九三一年(民國二十年)上海市保險業同

上海に於ける損害保險説書

上海に於ける損害保険調書

一六一

業公會 (Shanghai Insurance Association) として定款を作り上海火災保険協會(外人側)とも連絡を密にし相互協議的に料率規則の制定其の他歩調を合はせ實質上非公式とは云へ聯合委員會の存在ありし觀ありき。

然る處右支那側協會に破綻の一石を投するに至りしは中央信託局保険部の出現なりき、即ち從來の會社は舊南京政府即ち蔣政權下の中中國法人として登記の手續を探り協會會員として認められ居たる所前記中央信託局保険部は現南京政府即ち汪政權下の法人たり、當時の協會は蔣政權下に在りて認めたる會員の協會なるため新たに出現せる右汪政權下の會社を協會會員として入會するを許すに難色あり、兩者紛糾裡に昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發、皇軍の租界進駐となり敵性租界が一變して日本の支配下となるや從來假令汪政權に反抗又は之を否認せし重慶分子又は重慶系濃厚なる分子も否應なし其の態度を改めざる可からざるに至りしため、昭和十七年一月一日を以て既存の協會は機能を停止し之に代り更めて上海火險同業業務協會 (Shanghai Fire Underwriters Association) として發足し舊政權下のものと共に新政權下に於て正式に登記手續を了せるものを會員として入會を認めることとし新舊兩政權下登記完了會社間の紛糾は解決のこととなれり。

當時の會員會社二十六社左の如し。

安平保險公司	四明保險公司	中央信託保險部	寶紹水火保險公司	華泰水火保險公司
長城保險公司	寶豐保險公司	聯保水火保險公司	大華保險公司	華興保險公司
華業保險公司	興華保險公司	中國保險公司	先施保險連業公司	天一保險公司
太平保險公司	中華保險公司	泰山保險公司	中一信託公司保險部	永寧水火保險公司
豐盛保險公司	華商聯合保險公司	大東保險公司	華安水火保險公司	光華保險公司

永安水火保險公司

然れ共其の後支那側に在りては新會社設立の氣運澎湃として與り之等新設會社の協會加入問題再發再紛糾を惹起するに至れり。去る一月改組再發足せる協會は其の會員の資格として正式に實業部に登記し認可せられたるものなることを要求せる處、多數の新會社中には唯單に上海特別市市政府社會局の設立許可のみにて實業部に正式手續未了のものあり、協會としては此等の登記未了のものを會員として認むる能はずとし爰に新舊兩會社間の紛糾愈々熾烈となり遂に社會局の干渉となり、七月三十一日に至りて協會は解散せられ、實業部は五十日以内に協會の結成を命ずる所ありたり。

此の間に在りて新たに協會に加入を許されたるもの左の如し。

大南保險公司	大業保險公司	大豐保險公司	寶隆保險公司
泰安保險公司	國華保險公司	新豐保險公司	大新保險公司
(新)馬少荃	聯業保險公司	華泰保險公司	
(新)顧文生			
(新)陳巳生			
(新)郭雨東			
(舊)福雲			
	中國保險公司		

上海に於ける損害保険調書

一六三

(舊) 丁 雪 農 太平保険公司
(舊) 傅 其 穎 華安保険公司
(舊) 金 性 初 華業保険公司

中立的立場に立てる中央信託局張徳欽氏は對立せる新舊兩派間に在りて之が懷柔妥協に努め公會設立の産婆役として兩派間奔走する所ありしが委員間意見不一致對立關係となり、舊會社派委員四名は辭任し公會の設立至難と見られしが實業部の指定期間たる五十日も愈、切迫せるため定款等の作成は後日に譲り、不取敢九月二十日市商會に於て成立大會を開催、張徳欽氏議長となり爰に一應正式に「上海特別市保險業同業公會」(Shanghai Insurance Association)を結成するに至れり。

成立と同時に會員となリたる會社七十二社(内生命專營五社)左記役員を擧げ五選の結果張徳欽氏理事長に推薦せらるたり。

尙矣に特記す可べきは從來支那側公會は一應正式成立せりとは云へ新舊兩派の對立は容易に終息す可くもあらず今後共之が運營上相當の難關ある可く豫想せらる。

然れ共理事長張徳欽氏は四圍の事情を考慮し之を辭したるため華商聯合保險公司鄧東明氏之に代り理事長となれり。大體上述の如き經緯を経て支那側公會は一應正式成立せりとは云へ新舊兩派の對立は容易に終息す可くもあらず今後共之が運營上相當の難關ある可く豫想せらる。

右新公會第一回役員左の如し。

(中立) 張 德 中央信託局
(舊) 東 祖 伯 太平保険公司
(舊) 鄧 李 呂 過 模 華商聯合保險公司
(新) 陳 郭 顧 葉 任 劍 模 華業保険公司
已 雨 文 蔭 洋 漢 頤 聰 強 豊 豐保険公司
生 東 生 三 君 福 寶 雲 鈞 中國聯業保険公司
大 安 保 险 公 司
新 補 人 詮 保 险 公 司

第六章 本邦會社の對處策

皇軍の善戰敢闘により緒戦よく赫々たる武勳を立て一舉にして英米等の採取的勢力を大東亞より驅逐して大東亞共榮圈建設の聖業正に其の緒に就かんとす、當地に於ける吾が損害保險業にありても皇軍の無血租界進駐の結果英米

上海に於ける損害保險調査書

等敵性會社の過去百有餘年に亘る牢固たる地盤は根柢より覆され、廣大無限なる當地市場は今や日華及第三國系會社に開放せらるゝに至れり、吾が邦業者の責務や重且大なりと云ふ可し。

此の秋に當り吾が邦損害保険會社二十五社は漸次其の陣容を強化整備し當局指導の下に強力なる統制を行ひ、一致團結協力し以て中支に於ける損害保険業の新秩序建設に邁進せんことを期するものなるが、當地には前述の通り支那會社既存の二十八社に加へ大戰後所謂兩後の筈の如く簇出し來れるものを加へ、今や其の數應に百社に垂んとするものあり、加之獨佛伊瑞等の會社亦其の數十九社に及び、之等第三國系會社は日支事變が今尚進展中なるため、華人物件吸收上本邦會社に比し特殊有利の立場にあり、支那會社と共に無謀なる料率競争の渦中に在りて規定外割引の許容、法外なる紹介料其の他の名義による支出を行ひ、自由放漫なる活躍を續行しつゝあり、本邦業者のみ獨り高度統制自肅自戒の營業を行ひ、徒に自繩自縛に陥り華人物件は舉げて低率好條件の華人紹介人又は外華會社に集中せられ本邦會社は高揚子式に拱手傍観せざる可からざる悲境にあり、本邦業者として早急適切有效なる對策を樹立し之が有効なる運用を計るにあらざれば、今後永久に華人及外人會社の後塵を拜し、中支に於ける損害保険業指導權の把握は得て望み得ざるに至る可し。

却設當地損害保険市場の現況に於て本邦業者は如何なる對策を以て局面を開いて當業務の健全なる發展と日支兩業者共存共榮の實を擧げ得べきや、腐敗せる當地業界の現情と〇〇〇〇に關する觀念を缺如し易き當業務の有する特殊性と併せ考へ、之が對策の確立實施は容易の業にあらざるも、下記數案を提げ夫々日華兩當局の指導の下に之が完遂を期する外なからんと思惟するものなり。

一 上海火災保険協會の改組強化

外人會社（本邦側を含む）により組織せらるゝ上海火災保険協會と華人會社により組織せらるゝ上海特別市保險業同業公會との協會二本建併立の方針を探る。而して本邦及第三國系會社を會員とする現存の上海火災保険協會改組強化的目的を以て上海海上保險協會及北支那自動車保險協會と共に之を發展的解消せしめ、日本損害保険統制會の例に倣ひ厳格なる定款規程規則を内容とする華中損害保険協會（假稱）を組織し、本邦側にて之が指導權を把握するを要す可し。

其の場合本邦會社は現地當局の監督と損害保険統制會の束縛とを受け、又治外法權なき獨系會社は漸次支那側保險業法の取締を受けるに至る可きも、獨り治外法權を享有しつゝ統制に目醒めざる佛伊瑞等の各社は惰性的に或は協定不履行の習性に陥る可き懸念ある故、自治的機關たる協會は最高最大の權限を賦與せられ、不良不信の會員會社に取りては全く生殺與奪の權能行使し得る體のものたらしむる要ある可し。

二 上海特別市保險業同業公會の育成強化

九月二十日結成せられたる右支那側協會の構成分子は必らずしも保險業者として適性のもののみとは稱し難く、漸次會員の淘汰を行ふ要ある可きを痛感せらるゝを以て、右公會をして本邦側にて指導權を把握せる華中損害保険協會と緊密なる連繫を保たしめて之が指導育成強化に努め、以て會員會社をして苟くも公會の定款規程規則に抵觸する所なからしむる様導導するの要あり。

三 外華聯合委員會の補強

上海に於ける損害保険調書

現在迄のジョイント・コンミッティー（聯合委員會）は特定の定款を有せず主として支那人紹介人に關する諸規則を設け、輕微なる罰則を有するのみにて其の權限餘りに薄弱なるものなり。

然も一方前記改組案による華中損害保険協會は峻厳なる協定違反上の罰則を有するに不拘、華人側公會は特定の罰則を有せず、斯くて規程規則の内容を異にする兩協會が各種嚴格なる申合せをなさんとするも兩者間之が導守勵行上誠意と熱意に差等なきを保證されば右聯合委員會の定款に於ては會員の義務並に罰則に於て華中損害保険協會定款と同一なるものとし、右委員會の運営に當つては之に絶對的の權限を賦與せしむること緊要なりと思惟す。

四 保險業法、保險監理局の實力行使

十月一日を以て實施のこととなりし國民政府の保險業法中內容改變の要あるものは之を指摘し、國府をして善處せしめ、之が實施勵行上萬造漏なきを期せしめざる可からず。

他方十月二十日開設せられたる商工部保險監理局に協力支持を與へ、支那側保險業者の取締監督に當り十二分に其の機能を發揮せしめ以て支那側業者の健全なる營業と安固なる資金運用とを徹底せしめざる可からず。弱小會社の整理統合は焦眉の問題として當局の斷乎たる發動を希求して止まさる所なり。

尙保險營業の健全性は單に契約引受け上の協定勵行のみを指すものにあらず、一旦罹災の場合罹災の原因、損害額の適正査定等に於ても之を望むべく徒らに賣名的に被保險者の歎心を買はんがため損害狀況原因の調査をなさず罹災後直に率先填補金の支拂を敢てするが如きは所謂統制を素るものとして其の罪輕からず、過般佛租界一倉庫出火の際に於ける某支那會社の掠奪的損害支拂の如きは正に同業者間のみならず識者間に在りても均しく指撻せらる可きものなり。

即ち支那側保險業法に於て公證人の登記を要求して正當公證人の存在を重要視し、又吾が方の協會改組案にありて損害査定部門を併置せんとする所以なり。

五 共同租界工部局

共同租界工部局にありては、租界の治安の強化徹底を圖るために土地章程を改正し租界内に於ける日華外人の團體結社に對し登録許可制を採用することとなり、今後は組合團體公會にても登録許可を取得する要ありと云ふ、吾が邦人會社に在りては漸次統制強化の結果同業組合の加入者にあらざるものとの營業を許可せぬ方針さへある際なれば、右租界當局の處置も更に一步を進めしめ工部局に登録許可を得たる組合の加入者にあらざる者には營業を許可せぬと云ふが如き方針を探る事不可能なりや。

保險業の經濟界に於ける地位其の有する社會性公共性に想到する時、他の特殊營業に倣ひ之を許可制とする事不當なりや當局の深慮遠謀を煩はさんとするものなり。

六 協定料率の是正單一簡易化

現在の協定料率又は規程規則中不適性不合理のものあり餘りに複雜なるものあり、又外華二本建による被保險者側の負擔に公正を缺くるものあり、依て此等料率條件を是正簡易化すると共に外人料率、支那人料率の二本建を廢して一本建とする事必要なり。

蓋し華人料率に對しては、古來公然割引を許容し居ること、支那國民性より見て止むを得ざるに出でたるものなる可

しとは云へ時代の進行につれ支那国民性は最早必ずしも掛値あるを喜ばず、取引の簡易化を歓迎せざるにあらざると思へば、外華一本建の正味を振り出すこと料率の維持上有効なる可く、加之紹介人も紹介手數料の契約者戻しの弊風を矯め、紹介人收入の安定をも期し得るに至る可し。

七 日華業者の再保取引

本邦側は十一月以降支那會社よりの再保は、専ら之を東亞再保社の一手引受とし選定七社をして當分の間代行せることとなれる處、支那側再保の現状は本邦側より見れば「オコボレ頂戴」の域を出でず、現在支那側に在りて有力なる再保ブール漸次結成せられつゝある情勢下にありては、今後益々「オコボレ頂戴」の傾向顯著となる可きにつけ本邦側としては再保政策の確立を企圖せざる可からず。

再保取引上の原則としては五惠的ならざる可からず「ギブアンドテーク」ならざる可からざれば此の際百尺竿頭一步を進めて支那側をして有力なる再保會社を設立せしめ、本邦側東亞再保社と併立相提携せしめ、五惠的條件を以て支那側元受の相當額を本邦側に出再せしめ、之に對し本邦側も亦相當額の賣再を行ふこととせば協定の遵守のみならず日華經濟提携の顯現を見るに至る可しと思ふ。

尚支那側との再保取引に就ては指定會社制を探り個別的再保の外更に特約再保を許す案あるも、如斯は日華業者が全面的に協定實行の時機に譲る可きものと思考するものなり。

第七章 保 險 業 法

支那の保險業法は民國二十四年七月五日先づ公布せられしが、其後條文中一部修正の上、保險法及保險業施行法と共に同二十六年一月十一日公布せられたるも、當時外國側保險會社のみならず支那側業者の間に於ても右業法の内容に就き改訂を必要とするものあり、支那人保險協會に在りても、上海火災保險協會と相呼應し之が改訂を國民政府に申入るゝ所ありたり。

當時上海火災保險協會は國民政府に對する右改訂申入れに就いては各國業者共夫々自國の外交機關を經て共同歩調に出づ可く要請する所あり、英國側などは商工會議所も右改訂に多大の關心を持ち之に協力する所あり、他の列國も亦夫々自國の總領事館又は大使館を經て夫々國府宛申入れをなす可く準備せしも、獨り本邦側大使館にあっては治外法權を有する以上吾方として之に束縛さるゝものにあらず、右業法に對し贊否の言を吐くは治外法權を放棄し、支那の法律に從ふものと誤解さるゝ懸念あり、治外法權の撤廢を前提と見らるゝが如き業法の修正意見の如きは蓋し其必要なものなりとて之を取上げらるゝに至らざる申に第二次上海事變の勃發を見るに至れり。

然る處大東亞戰爭勃發以來前述の如く、當地市場にありて支那保險會社懶散の傾向特に顯著なるものあるに至れるが、新設會社中にありては基礎の薄弱不堅實なるものあり、之が經營又は營業は餘りにも投機的にして不健全なるものあり、資金の調達運用等の如き到底吾人の想像を許さざるが如き不健全性あり、保險業法を實施し以て保險業者の取締りを勵行するの必要漸次痛感せらるゝに至りし處國府に至りても急遽十月一日を期して之を實施するに至れり。

然る處右業法の實施に先だち卷開右實施せらる可しとの報傳はるや、支那側業者に在りても一部改訂意見を當局宛

申出づるあり、本邦側に在りては現在治外法權を享有する以上直ちに右業法に束縛せらるゝが如きことなる可しと
は云へ、指導的立場に在るべき本邦業者として業法の内容を十分検討し其後の時代の推移、時勢の變化をも考慮し以
て之が完璧を期せしめざる可からず、吾邦當局と緊密なる連絡の下に善處する所ありたり。

然れ共右業法は無修正のまま一應保險法及施行法と共に豫定の如く十月一日を以て實施のこととなりしたため吾方の
修正意見に就ては今後の問題として國府當局の善處を要望する外なきに至れり。而して國府實業部は右實施と前後し
當地（愚園路六〇八街六九號）に實業部保險監理局を設置し、辯護士孫祖基氏を局長に命じ十月二十日正式に管理局
事務を開設し愈、保險業の取締りに乘出すこととなるが、本邦側としては同局が吾が邦當局と緊密なる連絡を保持
し、支那側業者をして日華一體の見地より真によく本邦業者と提携協調する様之が指導に任せられん事を切望して止
まざる所なり。蓋し本邦側に在りては已に高度の統制實施せられ營業の新設擴張等の如きも嚴重なる取締の下に在
り、只實業務の健全なる發達を意圖せられ居る際なれば支那側にあっても監理局の機能を十分に發揮し以て當業務
の公共性に鑑みその監督を嚴にし將來の濫設を嚴重警戒すると共に既設の弱少會社は漸次之を整理統合し以て業界の
肅清明朗を期する所あらざる可からず。本邦業者としては監理局長の手腕に信倚し、又本邦當局の善導を期待して止
まざる所なり。

第八章 日支事變後に於ける戰爭其他の特殊危險

日支事變發生後海上及陸上保險に於て最大の關心を持たれたるは戰爭保險なり。然る處陸上に於ける戰爭保險は

西班牙の内亂による巨額の損害に鑑み損害保險業者の申合はせにより殆ど世界的に之が引受、禁止の事となり居り、
本邦全損害保險業者も右陸上戰爭危險不擔保の申合せに加盟し居るため一切之が引受に任ずる能はざることとなり
居たり。却説本邦保險業者はもとより陸上戰爭危險の引受けに消極的なりしも昭和二年蔣介石の率ゆる革命軍の北上
に當り當地が戰禍の巣と化せし當時は火災保險に附隨して戰爭による「火災危險」のみならず、掠奪等の所謂「フル
カバー」の引受に當りたることありしが、其後昭和七年第一次上海事變に際しては「フルカバー」の引受に任せ、「フル
カバー」のみの引受に任じたる會社ありしも、本邦會社の引受條件は倫敦マーケットに比し著しく不利なるもの
あり、多數巨額の需要は之を倫敦ロイトに向け消化せしめられたる實情なり、而して昭和十二年八月勃發せし第二次
上海事變當時にありては最早内地會社のみならず、倫敦ロイトも之が新規並に繼續の引受けに應ぜざりしも、右
事變勃發前後にありては前年度契約の陸上戰時保險にして尙残存せるものあり、邦人被保險者にして倫敦ロイトより
上海及蕪湖所在物件に對し掠奪破壊による損害の填補を受けたるものあり、又他方本邦保險會社の引受物件にして上
海竝に毀滅其他に於て罹災せるもの數百萬両に達し、正味損害填補定額も百萬両を下らずと云ふ。

今次日支事變以來所謂直接戰爭危險により罹災灰燼と歸せるものは上海に於て又奥地市鎮に於て全く吾人の意表に
出でたるものあり、其件數金額共に遽かに推斷を許されざるものなるがこれ等損害に就き火災保險業者と深刻なる紛
議又は訴訟沙汰等ありたるを聞かず、邦人契約者のみならず華人契約者さへもこの種明瞭なる原因による損害に就き
本邦保險業者に對し正式損害請求を發せるものなき狀態にて、一般被保險者間に戰爭危險の認識深きものありしは吾

人の些か意外とせし所なりき。

一七四

然れ共戦時下に在りて火災保険契約款中の異常状態即アブノーマル・コンディションの下に發生したる火災損害に就ては支那人被保險者對支那人保險會社又は外人保險會社との間に紛糾を生じたるもの尠ながらざりしが「一九三七年日支事變特別保險委員會」に於て之が取扱ひ慎重を極めたる結果、保險者に有利に解決したるもの多數に上れり。而してこの間戦時下特殊事情の裡に在りて被保險者側にて要望せしものに、傷害保險及火災保險に於けるテロ危険及海上保險に附隨せる陸上戰爭危險の擔保問題あり、又保險者として特に悩まされたるは海上運送保險に於ける盜難抜荷不着の損害と陸上火災保險に於けるテロ放火による損害なり、以下之が概説を試みん。

第一節 傷害並に旅行傷害保險とテロ危険

傷害保險に在りては、從來テロ危険は戰爭危險の一部と見做し之が引受不可能なりしも、今次日支事變の進展に伴ひ特に上海に在りては重慶系テロ横行し、放火殺傷事件頻發するものありしため傷害保險による普通傷害危險の擔保のみを以てしては被保險者として不安あり、何うしてもテロ危険の擔保を要望せらるゝものありし處、本邦業者としても情勢の變化に應じ右要望に耳を傾くるに至り、獨自の立場に於て特に此種特殊危險の擔保に任ずることとなり、先づテロ竝に土匪賊危險の擔保に乘出し其後更に一步を進めて積極的に戰爭危險をも引受くることとなれり。

第二節 海上運送保險に於ける戰爭危險竝に盜難其他の特殊損害

前述の如く戰爭保險に就ては、損害保險業者間に於て専ら之を海上に於ける危險のみに限定せんとする世界的申合

はせたる所謂「ヲオーダー・ボーシ・アグリーメント」あり、英米會社は更に右擔保範囲を限定し「本船のみ」擔保の方針をも採りしため、本邦業者も自然海上の戰爭危險は倉庫約款付引受けによる陸上倉庫内の戰時保險と共に引受け不可能の事となり、荷主側の立場としては貨物の保全上不勘不安に陥り之が擔保方要望の聲高かりし處、其後本邦側業者としては獨自の立場に於て航路如何によりては倉庫約款附戰保の引受けを断行し更に積替船のみならず積地及揚地等上の戰爭危險をも併せ引受けを敢行することとなり、以て荷主側の要望に副ふこととせり、然れ共他方陸上運送竝に内河航行等の保險に在りては土匪賊及敗殘兵等の危險多く鐵道爆破又は船襲撃等の如き實例亦少なしとせざ荷主として又運送業者として此種危險の擔保要望の聲高きに不拘保險業者側としては依然消極の方針を探りつゝあるため棉花を始め土產品取扱業者側より保險者側の英斷を促されつゝあり。

(口) 盜難抜荷不着の危險

日支事變前に在りては、海上及運送保險に於ける盜難抜荷不着等の損害發生は寧ろ稀有のことにして、保險業者は此種危險の擔保には殆どノミナルの割増保險料により然も免責歩合を附せず、云はば無條件擔保に近き寛大なる態度を探るを通例とせしが、事變の進行につれ此種損害の發生愈々増加し來り不勘保險者を悩ますに至りしため保險業者間或は申合はせにより之が擔保を禁止すべしとなすものあり、或は一定の免責歩合を附し割増料率の大巾引上げを斷行すべしとなすものありしが、もとより海上及運送保險の基本料率に協定なき今日割増率丈けを協定することの困難にして且之が維持不可能なるを説くものあり、研究問題としてロスレシオの検討を云爲するのみにて久しく對策の確立を見るに至らざりしが最近に至り東京に於て海上保險契約に就き一般的に盜難不着の損害に付四分の三填補約款を

制定し十八年一月より一齊に之を實行する申合はせ成立するに至れり。事變後に於ける此種損害頻發增加の原因として擧げ得べき諸事由左の如し。

- 一 荷造り材料の不足による荷造りの不完全
- 二 荷役監督の不充分
- 三 人手薄による荷扱の亂暴
- 四 船腹不足による夜間荷役の強行
- 五 船待又はトランシットの爲めの滞貨期間の長きこと
- 六 物價暴騰による一般の生活難

第三節 抗日テロ放火事件

今次日支事變後特殊危険として最も保險者を悩ましたるは重慶系抗日分子の蠢動によるテロ殺傷並にテロ放火なり。

元來上海港は支那最大の輸出入港として大小出入船舶輒襲せしが、從來港内に於ける船火事は稀有にして大火事として特に記録の徴すべきものなきも日支事變後は陸上に將又船上に怪火頻發し荷主のみならず保險業者に取り恐怖時代を出現するに至れり。今昭和十三年九月以降一ヶ年間に於ける火災事件を例示せば左の如し。

昭和十三年九月一〇日 日清汽船廬山丸（黃浦江上浮標繫留中）

一二月二二日 福州路三井洋行構内東棉洋行倉庫

昭和十四年一月二七日	日本郵船龍野丸（浮標繫留中）
二月八日	日本汽船唐山丸（同上）
二三日	日本郵船滬山碼頭〇號倉庫
二五日	滬西勞勃生路日華紡織工場
二六日	上海紡織第四工場混打綿室（開路）
二七日	日本郵船滬山碼頭第四號倉庫
同上B號倉庫	
二月八日	同上第六號倉庫
二月九日	大連汽船黃浦碼頭第七號倉庫
二月十日	日本郵船滬山碼頭第八號倉庫
三月六日	同上第六號倉庫
三月七日	大連汽船黃浦碼頭第二號A倉庫
三月八日	日本郵船虹口碼頭第一號倉庫
三月九日	滬西機器非而路豐田紡織廠用品庫
三月二日	崑山路宇野商店倉庫
三月三日	虬江支路二〇二號原田洋行大豆倉庫
三月四日	戈登路內外綿第五廠向貨物自動車（棉花滿載）
三月五日	平涼路二七六七號公大第一廠落棉倉庫
三月六日	東亞海運廬山丸（樹浦ドック繫留中）
三月七日	裕豐紗廠向貨物自動車（棉花滿載）
三月八日	怡和洋行順泰碼頭Y號倉庫
三月九日	河間路新申第六紗廠棉花倉庫
三月十日	閘路上海紡織第四廠倉庫
三月十一日	華盛路恒豐紗廠工場構内

華德路康泰紙布廠構内
平涼路東部小學校前重松辦房倉庫
臨青路公勤鐵廠構内
河間路美華印染廠分工場
楊浦齊々哈爾路一四六號鴻豐洋行落棉倉庫
怡和浦東旗昌東棧B C倉庫
同上
六月八日
一七日
二一日
七月一〇日
八月六日
八月七日
同上
八日
一七日
九月八日
二六日
同上
怡和、公和祥碼頭第十三號(M)倉庫
滬西日華紡織工場倉庫
怡和浦東旗昌棧第十一號倉庫
楊樹浦路二四八號平和洋行第一號倉庫

右火災の中にありても其原因必ずしもテロ放火とのみ断じ難きものあり、その損害程度亦大小の相違ありたりとは云へ其中最も大なるものは十三年十二月二十二日の郵船滙山C倉庫と翌十四年三月二十四日の郵船虹口第二號倉庫にして輸入外棉を主とし損害額甚大なるものあり、此等連發せる火災の原因是當時の情勢より見、之をテロ分子の謀略放火と見做さざるを得ざるものあり、荷主側の不安感、増大するに至り、保険者に對しが擔保方要望せらるゝものあるに至れり。

第四節 抗日テロ土匪賊による特別危険に就て

前述の如く火災保険に於て將又海上運送保険に於て抗日テロ危険及土匪賊の危険甚大なるものあり、現地に於ける經濟建設は長期戰態に基き此等の危險を冒しつゝ投資及建設を爲さざる可からざるが、現在の如く此種危險を擔保する方法なくしてはその經濟的活動は投機的となり、經營の健全性と恒久性とを缺くに至る可きにつき當局に於ても思ひをこゝに致さるゝ所あり、保険業者に對し之が引受敢行方懲懲せらるゝ所あり、現地出先業者亦豫て此種危險受けの緊要にして國策に副ふ所以なる可きを認識し本社宛極力折衝する所あり、本社側にても多少事情を諒とし火災保険の附帶的引受として大體下記條件を以て之が引受の方針を内定せるものありしが、在外物件再保處理機構の組織に關聯し最後の決定を見るに至らずして今日に至れり。

擔保範囲 匪賊及抗日テロの放火による火災損害のみ

保険目的 工場、倉庫、碼頭、鐵道施設、戰時重要商品

引受限度 一、二、三等地に別ち一、二、三級及野積の別により一百萬圓乃至三十萬圓

引受期間 三ヶ月を単位とし中途解約を認めず

附表 第一(A)

收入保險 料(西曆一九三九年度)

業者名	法幣	英磅	米弗	香港弗	ペソ	千円
美亞保險公司(代理店)	六四一六					

上海に於ける損害保険調書

一八〇

怡和洋行(代理店)	一一四五	不詳
太古洋行(〃)	一一五〇	不詳
平和洋行(〃)	一一〇八九	一九
斐ニックス(外二社)	一一九	一六一、五九四
ロイヤル	一一九	一一
オーシャン・アクシデント	二七四	九一
リバール・ロンドン・クローバー	六七	一一一
セントラル	一三	三一
ヨークシャイア	一〇五	九一
ノルウツチ・ユニオン	九七	九一
ロンドン・スコチッシュ	九七	九一
サウス・ブリッヂ	一〇六四	七四二
スコチッシュ・ユニオン	一二六	九五
ウェスター	三八	二八六八
イーグルスター	一六一	三〇八四
センチュリー	七〇七	二二二一
北美州保険公司(外七)	二四	二五、四五九
ノース・ブリッヂ(外四)	五九二六	二五、四五九

附表第一(B)

收入保險料(西曆一九四〇年度)

業者名	法幣	英磅	米弗	香港弗	ベン	留比
美亞保險公司(代理店)	一四一七千九	三〇九八	一九	四一	八八	五、六四八
怡和洋行	一一六六九	一二	一九	四一	八八	五、六四八
太古洋行	一三〇八六	二九	一六三、五四	一一	三六	五、六四八
平和洋行	一五五八	四六二	一六三、五四	一一	八八	五、六四八
斐ニックス	一四四	三〇	一五二	一一	八八	五、六四八
ロイヤル	一五二	一三一	一一、八三一	一一	八八	五、六四八
ヨークシャイア	不詳	一、〇〇八	二八、七六七	一一	八八	五、六四八
ノルウツチ・ユニオン	四九一	七〇六	五六四八	一一	八八	五、六四八
ロンドン・スコチッシュ	一六三	一五〇	五、二五三	一一	八八	五、六四八
サウス・ブリッヂ	二二八	六四五	三〇一四	一一	八八	五、六四八
ウェスター	六一	九〇八	一〇六、三六三	一一	八八	五、六四八
イーグルスター	九九一	一〇四	一一、八三一	一一	八八	五、六四八
センチュリー	一〇四	一一	二八、七六七	一一	八八	五、六四八
北美州保険(外七)	一一一	一一	一一、八三一	一一	八八	五、六四八
ノース・ブリッヂ(外四)	一一一	一一	二八、七六七	一一	八八	五、六四八

上海に於ける損害保険調書

附表第一(C)

業者名	怡和洋行(リ)	太古洋行(リ)	平和洋行(リ)	太古洋行(リ)	法蘭西
美亞保險公司(代理店)	エンブロイヤース・ライヤビリティ	コンマーシヤル・ユニオン	フィニックス	エンド・アンド・グローブ	三一、一〇九
セントラル	オーシャン・アクシデント	ヨークシャイヤ	ローラ	一、一一二	一五七
ノルウツチ・ユニオン	リバブル・ロンドン・グローブ	セントラル	セントラル	一、一三	四二
ロンドン・スコチッショ	一、六一	一、五〇	一、四八〇	一、六一八	三、九五五
サウス・ブリチッショ	一、六五九	一、五〇	一、一三	一、四一	三一、一〇九
スコチッショ・ユニオン	一、五七二	一、五〇	一、一三	一、一三	一〇九
ウェスター	一、四三一	一、四三一	一、一六	一、一三	一、一三
イーグル・スター	一、六一	一、一七	一、一六	一、一六	一、一六
センチュリー	一、六四五	一、三〇八三	一、三〇八三	一、三〇八三	一、三〇八三
		七三六七	七三六七	七三六七	七三六七
		三〇一四	三〇一四	三〇一四	三〇一四
英磅	米弗	香港	留比	千鎊	千鎊
磅	弗	弗	比	鎊	鎊

附表第二

卷之三

ノースブリチッショ（外四）

楊子保險公司	(英)	住友海上火災保險會社
志公茂保險公司	(英)	東京海上火災保險會社
巴勒保險公司	(英)	日產火災海上保險會社
鳳凰保險公司	(英)	帝國海上火災保險公司
保泰保險公司	(英)	三菱商事會社
英國永浩保險公司	(英)	大北火災海上運送保險會社
英國皇家保險公司	(英)	神戶海上火災保險會社
公祐太陽保險公司	(英)	昭和海運公司
英商都威佑壽保險公司	(英)	神戶海上火災保險會社
美亞保險公司	(米)	大正海上火災保險會社
美國保險公司	(米)	國際運輸會社
太古保險公司	(英)	東京海上火災保險會社
怡和保險公司	(英)	三井物產會社
博望保險公司	(英)	帝國海上火災保險會社
上海保險公司	(英)	日本海上火災保險會社
北美洲保險公司	(米)	同上

上海に於ける損害保険圖書

2

上海に於ける損害保険調書

一八四

祥泰保險公司 (英) 住友海上火災保險會社
 安利保險公司 (英) 朝日海上火災保險會社
 老沙遜保險公司 (英) 三菱商事會社
 祥興保險公司 (英) 日產火災海上保險會社

附表第三

敵性保險會社本邦側清算受託者一覽表

日本海上火災保險株式會社	日本火災保險株式會社	日本火災海上保險株式會社	東洋火災保險株式會社
東京海上火災保險株式會社	東京火災保險株式會社	大北火災海上運送保險株式會社	帝國海上火災保險株式會社
千代田火災保險株式會社	國際運輸株式會社	帝國海上火災保險株式會社	神戶海上火災保險株式會社
朝日海上火災保險株式會社	朝日海上火災保險株式會社	三井物產株式會社	帝國火災保險株式會社
株式會社昭和海運公司	住友海上火災保險株式會社	三井商事株式會社	

(一) 清算受託者

日本海上火災保險會社

一、英
 ブリチッシュ・アメリカン・アシュアラנס
 イーグルスター・インシュアラنس
 ウエスター・アシュアラанс(トロント)
 ホラント・アシュアラنس・ソサエチイ(一八四一)
 マグテバーク・ファイヤー・インシュアラنس
 ノルドツチ・インシュアラанс
 センチユリー・インシュアラанс
 イーグル・インシュアラанс

二、米
 ファイヤー・インシュアラанс(アムステルダム)
 ニーザーランド・ファイヤー・アンド・マリン・インシュアラанс
 代理店 シヤンハイ・インシュアラанс・オフィス(上海保險部)

三、英
 インシュアラанс・カンパニー・オブ・イス・アメリカ
 オートモビル・インシュアラанс(ハーフォード)
 アライアンス・インシュアラанс(フライデルフィア)
 インデムニチイ・インシュアラанс(N.A.)
 フイラデルフィア・ファイヤー・マリン・インシュアラанс
 ナショナル・セキュリティ・ファイヤー・インシュアラанс
 セントラル・ファイヤー・インシュアラанс(バルチモア)
 ワールド・オギジリアリー・インシュアラанс
 上海九江路一一三號

四、米
 ステート・アシュアラанс
 スタンダード・マリン・インシュアラанс
 ローヤルエクスチエンヂ・アシュアラанс
 代理店 ブルック・アンド・カンパニー(茱離)

五、英
 オートモビル・インシュアラанс(ハーフォード)
 代理店 ブルース・エスジエソキソス(金康保險部)
 上海九江路一一三號
 代理店 エドワード・エズラ 商會(新康)

上海に於ける損害保険調書

一八五

上海に於ける損害保険調書

上海九江路二五〇號

六、英 ナショナル・ユニオン・ソサエチー

代理店 チューヤン・インシュアラנס・オフィス

上海九江路一五〇號

七、英 チヤイナ・アンダライターズ(旗昌保険公司)

日本火災保険株式會社

上海圓明園路一八五號

(三) 清算受託者

日產火災海上保險株式會社

ノース・ブリッヂ・アンドマークソータイル・インシュアラنس(日勧保険公司)

レールウェー・パッセンジャース・インシュアラنس

ファインアート・アンドゼネラス・インシュアラنس

オーシャン・マリン・インシュアラス

ワールド・マリン・アンド・ゼネラル・インシュアラス

上海九江路二五九號

ノーザーン・アシュアラанс

グレシャム・ファイヤー・アンド・アクシデント・インシュアラанс

ユーナイデッド・ブリッヂ・ファイヤー・インシュアラанс

代理店 カルダー・マーシャル商會(詳興)

上海九江路一七〇號

ナショナル・ユニオン・ファイヤー・インシュアラנס(ビツツバーグ)

代理店 チヤイナ・セキユリチイ(平安公司)

上海博物院路八八號

一一、英 ゼネラル・アクシデント・ファイヤー・アンドライフ・アシュアラанс

上海黃浦灘路一八號

(四) 清算受託者

東京海上火災保険會社

コソマーシャル・ユニオン・アシュアラанс(老公茂康記)

オーシャン・アクシデント・アンド・ガランチイ・ゴーポレーション

バラタイソン・インシュアラанс

ユニオン・アシュアラанс・ソサエチー

ウエスト・オブ・スコットランド・インシュアラанс・オフィス

コロンビヤ・カジュアルチイ(紐育)

ブリッヂ・トレーダース・インシュアラанс

ガーディアン・アシュアラанс

ローユニオン・アンド・ロック・インシュアラанс

オリエント・インシュアラанс

ロンドン・アンド・ランカシャイヤー・インシュアラанс

モーター・ユニオン・インシュアラанс

ローヤル・エクスチエンジ・アシュアラанс・コーポレーション

シー・インシュアラанс

ブリッヂ・アンド・フォーレン・マリン・インシュアラанс

スタンダード・マリン・インシュアラанс

モーター・ユニオン・インシュアラанс

ブリッヂ・アビエーション・インシュアラанс

代理店 パワーフィールドアンド・スワイラー(太士)

上海に於ける損害保険調書

一八七

上海佛租界外灘二一一三號

上海に於ける損害保險調書

一九〇

セント・ポール・ファイヤー・インシュアランス
スプリング・キールド・ブアイヤー・アンドマリン・インシュアラنس
ユーナイデット・ステーション・ファイヤー・インシュアラنس
ウエスト・チエスター・ファイヤー・インシュアラنس
アメリカン・インシュアランズ(ニューヨーク)
コソチネンタン・インシュアランズ
ファイヤー・アソシエーション(フィラデルフィア)
ファーデリチ・フィニックス・ファイヤー・インシュアランズ
グレン・フォールズ・インシュアランズ
グレート・アメリカカン・インシュアランズ(NY)
代理店
アメリカカン・フォーレン・インシュアランス・アソシエーシ

上海廣東路五一號
アライアンス・インシュアラنس(ライラデルフィア)
ゼネラル・アクシデント・ファイヤー・マンドライテ・アシュアラنس・コーポレーション
英米

英
代理店 ヒルインシュアラン・オフィス
上海廣東路五號
スピールマン・ブリーン・インシュアランス・オフィス

英
上海天主堂街一號
(一) 清 算 委 託 者
フィニツク・アシュアランス(鳳凰火災保險公司)
帝國海上火

英 ユニオン・マリン・アンド・ゼネラル・インシュアランス(リバプール)
英 ロンドン・ガランチ・アンド・アクシデント
英 ナショナル・ユニオン・ソサエティ

卷之三

上海黃浦灘一八號

スタンダード・オブ・アムステルダム
コンチネンタル・インシユアラソス
イーグルスター・インシユアラソス

大
ワールド・オギシリアリイ・インシュアランス
代理店 ブロム・アンド・ヴァンデル・AA(博望保險公司)
上海蒙多亞路二號

(一) 清算受託者
イースタン・アンダライターズ(利興)
上海北京路二五六號

(一三) 清算受託者 朝日海上火災保険会
エンプローヤーズ・ライアビリティ・アシュアランス・コーポレーション
カレドニアン・インシュアランス

マーチヤント・マリン・インシニアランス
上海南京路沙遜大廈二四〇號
(一四) 清算受託者
三井物産會社

アライアンス・シユアランス
バンカーズ・アンド・トレーダース・インシユアランス
イースタン・インシユアランス

ホソコーン・インシユアランス
リバール・ロンドン・アンドグローブ・インシユアランス
海に於ける損害保険調書

卷之三

上海に於ける損害保険調書

代理店 ルード・マーチルト・商會(保険保険公司)

一九四

附表 第四

(昭和十七年八月末現在)

國籍

Aachen & Munich Fire Insurance Co., Ltd.

Allianz Insurance Co., Ltd.

Hamburg Bremen Fire Insurance Company

Magdeburg fire Insurance Co., Ltd.

National General Insurance Co., of Stettin

Nord Deutsche Insurance Co., Ltd.

Nordseetern General Insurance Co., Ltd.

Oldenburger Fire Insurance Co., Ltd.

Thuringia Insurance Co., of Erfurt

Assicurazioni Generali Insurance Co. Di Venezia

Ruhrhafen Adriatico Di Sicilia of Trieste

Assurance Franco-Asiatique

Compagnie d' Assurance Generales

Compagnie Franco-Americanaine D' Assurances

Union (de Paris) Fire Insurance Co., Ltd.

L' Abeille Fire Insurance Co., of Paris

Baloise Fire Insurance Co., Ltd.

Helvetia Swiss Fire Insurance Co.

Switzerland General Insurance Co. of Zurich

附表 第五

上海火災保険協会監査委員長及監査員

年次	委員長	所屬會社	副委員長	所屬會社
一九一七	英 H. W. Trenclard davis	老 公 范	英 C. J. G. Hill	ローヤル
一九一八	英 E.C. EMMETT	怡 和	英 G. L. Campbell	チャーチル
一九一九	英 do	同 同	英 C. J. G. Hill	ローヤル
一九二〇	英 C. J. G. Hill	皇 家 (ローヤル・インシテイブ)	英 G. L. Campbell	チャーチル
一九二一	英 do	同 同	英 R.W. Faulden	マリオン・カンパニー
一九二二	英 do	同 同	英 do	同
一九二三	英 do	同 同	英 E.C. Emmett	ジャーニー・マゼン
一九二四	英 E. Bennett	和 家	英 E. E. Parsons	ノース・アリチック
一九二五	英 C. J. G. Hill	和 家	英 E. C. Baker	マリオン(ロンドン)
一九二六	英 do	同 同	英 L. Garne	マリオン・カントン
一九二七	英 A. W. Slater	スコット・シガーリー	英 E. L. Arnold	老 公 范
一九二八	英 E.C. Funnell	和 家	英 do	(ローマー・シヤル・マリオ)
一九二九	英 do	同 同	F. E. Vincent	アメリカン・フォーラン(米)
一九三〇	英 C. J. G. Hill	同 同	T. A. Kooyman	イーグルスター
一九三一	英 do	同 同	英 A. R. Harris	サン
一九三二	英 D. L. Ralph	古 家	英 E. Parsons	ノース・プリチック
一九三三	英 do	同 同	F. E. Vincent	美國保險(米)

上海に於ける損害保険調書

一九五

上海に於ける損害保険調査

一九三四年 英 P. E. Vincent	美 國 保 險	英 A.R. Harris	英 A.R. Harris
一九三五年 英 G. H. Piercy		英 W. G. Dore	サウス・プリチッキン
一九三六年 英 F. R. Barry		英 H.F. Wright	ヨークシャイエー
一九三七年 英 H. B. Scott		英 E.L. Arnold	コノマーシヤル・エニオン
一九三八年 英 do		英 do	同
一九三九年 英 W. C. Bond		瑞 Otto Schneider	マルチヤース(墨)
一九四〇年 英 K. A. Mason		英 T.P. Pottinger	サン
一九四一年 米 J. Nichols		英 E. L. Arnold	ン・マー・シヤル・エニオン
一九四二年 日林 薫 雄		日本株不 11 根	11 井 洋 行

附表 第六

西暦一九〇一年度

上海海上保險協會 委員一覽表

日本海上保險會社	美 國 保 險	英 A.R. Harris
東京海上保險會社		英 W. G. Dore
帝國海上保險會社		英 H.F. Wright
仁濟和保險公司		英 E.L. Arnold
廣東保險公司		英 do
保家保險公司(ニオン・カントン)		瑞 Otto Schneider
保安保險公司(ニオン・カントン)		英 T.P. Pottinger
楊子保險公司		英 E. L. Arnold
アライアンス・マリン・アンド・ゼネラル・アシュアランズ		日本株不 11 根

一九六

孟買火災海上保險公司	英 A.R. Harris	サウス・プリチッキン
ブレー・メン・アンド・ライターズ		ヨークシャイエー
ブリチッシュ・アンド・フォーレン・マクニンショアランズ		コノマーシヤル・エニオン
チャイナ・トレーダーズ・インシュアランズ		同
老 公 茂(コノマーシヤル・ユヨン・アシュアランズ)		マルチヤース(墨)
ロンチネンタル・インシスアランズ(イタ)		サン
ファイヤーメンス・アンド・インシュアランズ(サンフランシスコ)		ン・マー・シヤル・エニオン
ハンバーグインシュアランズ		11 井 洋 行
北美洲保險公司(ノースアメリカ)		
ロンデン・アシュアランズ・ローポーレーション		
ロンドン・アンド・プロビンシヤル・マリン・アンド・アクシデント・インシュアランズ		
マンヘイム・インシュアランズ		
オーシャン・マリン・インシュアランズ		
ニュージーランド・インシュアランズ		
ペナン・インシュアランズ		
リライアンス・マリン・インシュアランズ		
シー・インシュアランズ		
サウス・ブリチッシュ・ファイヤー・アンド・マリン・インシュアランズ(リヨーン・ラント)		
トリトソインシュアランズ		
ユニオン・マリン・インシュアランズ		
コールト・マリン・インシュアランズ		

上海に於ける損害保険調査

一九七

上海に於ける損害保険調査

一九七

附表第八

一九三三	英	G M G バニイ	楊	子
一九三四	英	E C エメット	アライアンス(怡和)	子
一九三五	英	C M G バニイ	楊	
一九三六	英	W ウエークオード	サウスブリチッシュ	
一九三七	英	E C エメット	アライアンス(怡和)	
一九三八	英	E E パーヴィンズ	オーシャンマリン	
一九三九	英	E C エメット	アライアンス(怡和)	
和		E C エメット	アライアンス(怡和)	
R A クローレン		C M G バニイ	楊	
A H K コツブ		E E パーヴィンズ	オーシャンマリン	
M H アイヴィ		J W スタックハウスマ	ニュージーランド	
ユニオンカントン		G G フランクリン	ユニオンカントン	
同		W G D 一ブ	サウスブリチッシュ	
北		W C ボント	太古	
美		M H アイヴィ	ユニオンカントン	
洲		同	ユニオンカントン	

附表第九

上巻に於ける調査報告書

1100

一九三三H 英 L. W. Pettitt	ハングロイヤース・ライアビリティ	英 G. C. Nazar	エニオンカ・ントン
一九三三K 英 L. W. Pettitt	同 上	英 C. D. Belton	エンブロイヤーズ・ライアビ
一九三三七 英 C. D. Belton	同 同	英 E. H. S. Low	リチ
一九三三八 英 E. H. S. Low	同 同	英 A. E. Arnold	太 古
一九三三九 英 A. E. Arnold	太 太	英 L. W. Pettitt	エンブロイヤース
一九三四〇 英 A. E. Arnold	太 太	葡 V.H. Loureiro	保 太 保 險(佛)
一九四一 英 A. E. Arnold	太 太	葡 V.H. Loureiro	A F A
一九四一 保 太 洋 行(佛)	古 古	英 G. M. Cowe	フランコ・アジアチック
一九四一 保 太 洋 行(佛)	古 古	H S. Hayashi	ノースブリッヂ
一九四一 保 太 洋 行(佛)	古 古		東京 海 上

天津特別市教育宗教の現況

はしがき

I、本資料は昭和十七年十二月、在北京大使館事務所より、調査所調査資料第一四三號（文化第十九號）「華北に於ける教育宗教の現況」として送付されたるものにして全七冊の中の第一冊なり。

II、本資料の調査擔當者は元興亞院華北連絡部屬託深川輝美、同尹久一なり。

目 次

- 第一、教育の現況
 - 1、日本側支那人教育施設
 - 1) 日本語普及狀況
 - (1) 大學專科學校及同程度學校
 - (1) 中等學校
 - (1) 小學校
 - (4) 社會教育施設
 - (1) 大學專科學校及之と同程度學校
 - (1) 中等學校及小學校
 - (3) 中國側日語學校及日語塾
 - (4) 日本人日語教員一覽表
 - (5) 華人日語教員養成施設
 - (6) 日語講習會
 - (7) 日本語檢定試驗の現況
 - III、支那側教育機關の現況
 - IV、第三國系宗教及大東亞戰爭の影響

天津特別市教育宗教の現況

1101

天津特別市教育宗教の現況

二〇一

第一、教育の現況

一、日本側支那人教育施設

天津市に進出せる日本側支那人教育施設は日語學校十二校有り。其の状況は左の如し。

天津市内日本側日語學校調査表

(昭和十七年四月興亞院天津駐在員調査)

名稱	所在地	校長名	職員數名	許可年月日	學生數	班數	授時	使用教科書	卒業年限	生數	備考
天津第一日語學校	日界宮島街	吉村武雄	十一名	昭二、六、三	男三三	三	時間半	標準日語讀本	二ヶ年	男二	基督教
天津第二日語學校	華街東馬路	兒玉晋吉	十二名	昭二、十、七	男女四四	五	各級一	標準日語讀本	二ヶ年	男二	基督教
天津第三日語學校	河北三馬路	東榮熊	八名	昭三、四、三	男女三三	三	二	標準日語讀本	二ヶ年	男二	基督教
天津第四日語學校	特一區營口路	小澤義三	七名	昭二、五、六、一	男女二二	四	二	標準日語讀本	二ヶ年	男二	基督教
天津第五日語學校	佛界三十號路	鈴木則家	八名	昭二、三、七	男女二二	三	二	標準日語讀本	二ヶ年	男二	基督教
天津第六日語學校	極管區五十六號路	澤崎忠雄	八名	昭二、六、一、三	男女二二	四	二	標準日語讀本	二ヶ年	男二	基督教
立正學院	東南城角	田丸泰宜	十名	昭二、一、三、四	男女二二	四	二	標準日語讀本	二ヶ年	男二	基督教
								現代日本文學選			
								男毛妙法寺經營			

天津天理教會	日界伏見	梶本嚴理	八名	昭二、五、六、一	男女二二	九	九	標準日文讀本	一年五ヶ月	女	天理教會經營
天津精華學校	特一區大同路	二宮守人	二名	昭二、三、六							
天津河北日語塾	河北三馬路	中村三郎	二名	昭二、四、八	男女二二	三	一時間	標準日文讀本	昭和六年十月 三十日廢校		
中日密教學院	日界明石街	曹汝霖	四名	昭二、三、四	男女二二	二	一時間	標準日文讀本	初級六ヶ月 高級八ヶ月	日本キリスト教會援助のものと無料教授	

二、日本語普及狀況

(一) 大學專科學校 (昭和十七年六月調査)

本項に該當の學校は市立日語專科學校私立天津工商學院の二校有り。同校の日本語教育狀況は左の如し。

- 1 天津特別市立日語專科學校
 - (1) 每週日本語時間數 二七時間
 - (2) 日語教員數 日人四人
 - (3) 校長 特別市教育局長何慶元が兼任
 - (4) 學生數 男二七人 女三三人
 - (5) 修業年限 二年
- 2 私立天津工商學院

天津特別市教育宗教の現況

二〇三

天津特別市教育宗敎の現況

二〇四

- (1) 每週各學年日語時間數 三時間
 (2) 日語教員數 三人
 (3) 使用教科書 自編講義
 (4) 日語教員の給與 一般教員と優劣無し。

(二) 中等學校及小學校

市内公市立中等學校及小學校は凡て日語教育を實施す。其の狀況は左表の如し。

市立及び私立中學校日語教育情況調查表

(昭和十七年四月調査)

校名	所在地	校長及 經營者	日語教員 數(日支)	學生數 (男女)	卒業年限	授業 時間	使用教科書	備考
市立師範學	河北新開河	林振聲	日三名	男三九五 女二八七	中師三年	六一時間週	標準日語讀	天津市局 日語教育 及班級 管理規則 より
市立第一中	西頭鈴鑼閣	曹荃榮	支日二名	男七六一	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
市立第二中	西頭鶴冠街	楊招思	支日二名	男二七五	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
市立師資訓	河北新開路	何慶元	支日二名	男三六八	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
市立第二女	特一區大營門	蔣冷同	支日二名	男三一	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
子中學	特一區八號	陳蔭佛	支日二名	女三五五	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
市立第一女	特一區八號	支日二名	女二二二 名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
科職業學業商	河北新開河	王義森	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立究竟中	河北崑崙路	李清賢	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立育方高	東馬路	徐克達	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
等商科職業	南閣下頭榮	劉馨庭	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立滬文中	鼓樓西校橋	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立普育女	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
子中學	特二區二馬	王米芹	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立河東中	海光寺	曹耀斌	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立中日中	路特二區二馬	張庭芝	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立衆成商	南閣下頭榮	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立大同中	安大街	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立衆成商	鼓樓西校橋	劉馨庭	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立志達中	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立中西女	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立功女	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
私立耀華中	胡同	曹耀斌	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
號路	胡同	張庭芝	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
陳晉卿	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
李仲武	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三四	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三五	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三六	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三七	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三八	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三九	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一〇	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一一	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一二	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一三	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一四	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一五	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一六	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一七	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一八	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三一九	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二〇	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二一	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二二	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二三	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二四	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二五	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二六	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二七	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二八	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三二九	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三〇	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三一	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三二	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三三	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三四	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三五	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三六	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三七	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三八	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三九	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三一〇	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三一一	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三一二	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三三	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三四	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三五	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三六	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三七	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三八	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三九	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三一〇	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三一一	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三一二	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三三	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三四	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三五	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三六	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三七	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三八	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三九	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三一〇	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三一一	胡同	許日昇	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	
女五三三一二	胡同	王荷舫	支日二名	男二二二 名	中師三年	六一時間週	標準日語讀	

天津特別市教育宗教の現況

二〇六

支一名
市立及私立小學校日語教育情況調查表

學生數
卒業生
(昭和十七年四月調査)
一一三〇

教授
使用教科書

卷六

市立及私立小學校日語教育情況調查表		(昭和十七年一月一日)	
校名	所在地	校長	日語教員 (男女)
市立師範附屬小學	河北西審窪	劉玉常	支一名
市立第一小學	東南城角草廠巷	戴蘊璋	日一名
市立第二小學	大胡同東街	劉恩波	男八〇女二四
市立第三小學	東單內大街	張萬祥	男三二女一〇
市立第四小學	東門內胡同	劉素章	日一名
市立第五小學	東馬路爲意街	石連壁	男七七女二四
市立第六小學	北門內戶部街	楊文媛	支一名
市立第七小學	河北獅子林	劉廷令	男四九女一六
市立第八小學	南馬路縣署	戴錫庚	二名
市立第九小學	城西如意巷	王驥	男八六女三三
市立第一小學	城內城隍廟	劉賢章	一名
市立第一〇			

授間時間週時教二一

備考
天日市津浦居留地公會教育人署印教育進育

天津特別市教育宗教の現況

三一〇

さり日天津市公署教育
局天特別市公署教育
事務局より譲り渡す

小學第三十九 大直沽 陳呂棠 支一名
小學第四〇 馬廠道俊隣 村白廟 許蔭樓

男二三九二

六年

二時間週

三一〇

さり日天津市公署教育
局天特別市公署教育
事務局より譲り渡す

小學第四一 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

さり日天津市公署教育
局天特別市公署教育
事務局より譲り渡す

小學第四二 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第四三 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第四四 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第四五 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第四六 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第四七 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第四八 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第四九 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第五〇 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第五一 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第五二 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第五三 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第五四 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第五五 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第五六 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第五七 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第五八 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第五九 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第六〇 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第六一 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第六二 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第六三 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第六四 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第六五 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第六六 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第六七 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第六八 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第六九 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第七〇 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第七一 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第七二 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第七三 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第七四 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第七五 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第七六 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第七七 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第七八 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第七九 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第八〇 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第八一 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第八二 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第八三 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第八四 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

二三五

四年

講義

小學第八五 西開西市大街 仁里村 白廟村 王桂林

天津特別市教育宗教の現況

天津教育局

教育

司

事

員

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

會

議

天津特別市公署所屬日本人教員調査表
(昭和十六年十二月一日現在)

(四) 日本人日語教員一覽表

左の如し。

姓 名	原 籍	年 齡	俸 給 手 當 在 勤 物 當 價 住 宅 料 合 計	與 給	勤務學校	教員免狀	最最終學歷	任用年月
					手 當 勤 物 當 價	住 宅 料	合 計	
廣瀬管次	三 重	四 九	三 九〇	三〇	一	四二〇	市立師範學校	中教國漢教
中野繁次郎	長崎	四 二	三六〇	三〇	七〇	四六〇	市立初級商科 學校	中教圖書 科東美術師範
高松坂市	愛媛	三 八	三六〇	三〇	七〇	四六〇	私立滙文中學	中教國漢柔 京武專
泊 忠雄	鹿兒島	三 一	三一六	三〇	七〇	四一六	市立小學師資 訓練所	中教東洋史 高級國史
金田義一	東京	四 五	二二六	三〇	七〇	四一六	市立日語專科 學校	中教國漢高 大東文化高
柿崎 進	長崎	三 八	三〇〇	三〇	七〇	四〇〇	市立第一中學	中教支那語 東外語
林 克馬	福岡	三 五	三〇〇	三〇	七〇	三三〇	市立第一女子 中學校	小本正師 範
小野松五郎	秋田	三 五	二五六	三〇	四〇	三三六	私立究真中學	正教修小本 科高師研究
岩水 肥	埼玉	三 六	二五六	三〇	四〇	三三六	市立日語專科 學校	中教國漢 早大高師科
木加田 生	兵庫	四 三	二五六	三〇	四〇	二八六	私立滙文中學	中教國漢 早大高師科
角谷太郎								
篠田清之助	埼玉	三三一	二四〇	三〇	四〇	三一〇	市立師範學校	中教國漢高 早 大
五十川省吾	神奈川	四 二	二二四	三〇	四〇	二七〇	市立志遠中學	中教國漢小 日本大
松本 勉	福岡	二 八	二四〇	三〇	四〇	三一〇	市立日語專科 學校	中教國漢高 東帝大
栗田 要	千葉	三 五	二四〇	三〇	四	三一〇	市立法漢中學	中教倫數高 法政大
渡邊 退	大分	三 五	二四〇	三〇	四〇	二七〇	市立第五十小 學校	小本正師 範
田中謙次	長崎	四 二	二四〇	三〇	四〇	三一〇	私立法漢中學	中教英臨 教六九一
藤本榮次郎	大阪	三 七	二四〇	三〇	四〇	二七〇	市立初級商科 職業學校	中教法經 關
松山 彰	熊本	三 三	二四〇	三〇	四〇	二七〇	私立育才商業 學校	中教農東 高一三二六
池田 元島	根	二 八	二四〇	三〇	四〇	三一〇	私立耀華中學	中國大 中
村本石雄	石川	三 四	二二四	三〇	四〇	二九四	市立第一中學	中教國漢 教五八一
中田 阜	廣島	三 五	二二四	三〇	四〇	二五四	市立模範小學	正教員養成所 一五、八一
古市泰治	福島	二 九	二二四	三〇	四〇	二五四	市立師範學校	中教國漢 科政大高師
井澤善吉	大阪	三 四	二二四	三〇	四〇	二九四	私立工商學院 附屬中學校	中教英臨 教六二一

天皇特別市教育示教の現況

増田 久香川	二六	二三四	三〇	四〇	二五四	市立第一女子中学校	大東文化本	一四、一、一七
萩原 寛東京	二五	二〇八	三〇	四〇	二七八	私立慈惠小学校	中教漢科	大東文化本 一五、九、二
北原成平 長崎	三二	一一〇八	三〇	四〇	二三八	私立新學中學	中國漢科	東京師研究 一六、二、一
山口マサキ	三七	一九一	三〇	四〇	二六二	私立第五小學	無	女學校 二二、四
植田英明	二七	一五一	二四	四〇	二一六	私立育才商業學校	無	中學校 二三、二云
益山吉浦 朝鮮	二九	一五一	二四	四〇	二一六	私立第三小學	無	中學校 二三、二云

(五) 華人日語教員養成施設

市立日語專科學校一校有り。大學專科學校の項参照。

(六) 日語講習會

本年度は左の要領に依り實施せり。

支那人日本語教員に對する日本語講習會要領

一期間 昭和十七年二月二日より四月三十日迄

(但日曜祭日は除く)

一時間 午後五時から七時迄

一班數 五項

第一班 第一班 市立第一小學校

第二班 市立第二六小學校

河東大佛寺

二場所

私立工商學院附屬中學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
市立第一女子中學校

一講師

私立工商學院附屬中學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
市立第一女子中學校

事務員手當

私立工商學院附屬中學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
市立第一女子中學校

監督者手當

私立工商學院附屬中學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
市立第一女子中學校

小使手當

私立工商學院附屬中學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
市立第一女子中學校

教材、文具印刷費

私立工商學院附屬中學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
市立第一女子中學校

學校借用料

私立工商學院附屬中學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
市立第一女子中學校

座談會費

私立工商學院附屬中學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
市立第一女子中學校

賞品費

私立工商學院附屬中學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
市立第一女子中學校

論文費

私立工商學院附屬中學校
私立新學中學校
私立達文中文學校
市立第一女子中學校

總額

金額	摘要	要
一班(二ヶ月) 二二〇圓	講師五名、二名二〇圓(二ヶ月) 計六〇〇圓	特 佛界海大道 極管區達文道
五班(二ヶ月) 六〇〇圓	監督者五名、一名四〇圓(二ヶ月) 計二〇〇圓	一 東南城角草廠
四〇	事務員五名、二名三〇圓(二ヶ月) 計一五〇圓	私 立新學中學校
三〇	小使五名、二名二〇圓(二ヶ月) 計一〇〇圓	市 立第二中學校
二〇	教科書一名一〇〇名、計一〇〇圓	私 立工商學院附屬中學校
六〇	修業證書、紙袋等、其の他出缺額	私 立新學中學校
四〇	電氣石炭代其他一校四〇四〇圓(二ヶ月) 計二〇〇圓	私 立達文中文學校
四〇	日本人中國人兩教員の實地授業參觀座談會費	市 立第一女子中學校
五六	成績優秀なる者に授與する賞品代	
二七〇	日本語教授法(林克馬擔當)一週五日、手當二二〇圓及講師記念品代	
一六〇	日本語普及對策	

林教官は各班を巡回し日本語教授法の講義をなす。

天津特別市教育宗教の現況

二二六

受講者車馬賃	一〇〇	五〇〇	全期間を通じ一名五圓、一〇〇名五〇〇圓
豫備費	八	四〇	
合計	六〇〇	三〇〇	
一、受講者	一〇〇人		
大東亞戰爭下に於ける日本語教員の一般的必須教養を受ける主旨の下に左の要領に依り講演會を行ふ。			

1期日	講師の都合に依り講習期間中の適當なる日に行ふ。
2場所	自河莊
3講師及び演題	

(七) 日本語検定試験の状況

(1) 主管者 華北政務委員會教育總署の命に依り、昭和十六年六月末天津特別市公署に於て第一回の日本語検定試験を實施せり。

(2) 諸規則 教育總署に於て制定せるものにして華北全省省市皆同一なり。

(3) 各等受験者及合格者數 初中高の三級に分ちて試験せり。各級の受験者數は不明。合格者數は初級五五人、中級二五人、高級第一類(會話を主とするもの)五人、高級第二類(文章を主とするもの)五人。

(4) 合格者に對する優遇法 教員は高級に合格せるものは一〇四、中級に合格せるものは五四を増俸せり。然れども一般官公吏及び民衆の合格者には優遇策を施さず。

三、支那側教育機關の現況 (昭和十七年六月調査)

(一) 大學專科學校及同程度學校

本項に該當するものには私立工商學院、市立日語專科學校、市立師資訓練所の三校有り。其の状況は左表の如し。

所屬	校址	校長姓名	性別	年齢	籍貫	略歴	月新津貼
天主教會	特別行政區馬道	劉斌	男	七二	河北某縣	上海神哲學院哲學博士	五〇〇・〇〇
及國籍	最高	六〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	一二五・〇〇	七二・〇〇	一七四・〇〇
教員月薪	最低	七五・〇〇	四〇〇・〇〇	七一・〇〇	一二五・〇〇	七二・〇〇	一七四・〇〇
全年經費	平均	三〇七・一三九・〇〇	來源	四〇〇・〇〇	二七一・三三	二五・〇〇	七二・〇〇
國籍	中國人男四五名	日本人男一名	佛國人男七名	和蘭人男一名	スペイン人男一名	無國籍男一名	
工科	土木系	男生六三名	男生五四名	男生四二名	男生五〇名		
商科	建築系	一年生二九名	二年生二八名	男生二四名	四年生一三名	土木系	三六一名
學生數	會計	一年生四一名	二年生三二名	三年生二九名	四年生三二名	建築系	五四名
商	財政系	一年生二六名	二年生二二名	三年生九名	四年生六名	財政系	一三五名
科	國際貿易系	男生二六名	二年生二二名	三年生九名	四年生六名	國際貿易系	七二名

天津特別市教育宗教の現況

天津工商學院教員名簿

三

四

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

G. veron	王冠三	佛蘭西	銀
P. Watine	炳勤	河北天津	英
魏壽	松柏	佛蘭西	地
于仁	通和	河北天津	國際
P. W. Fygebon	人書	江蘇南京	理
米國	洲滿	河北天津	貿易
	方水土	江蘇南京	手
	木屋建	河北天津	工程
	彩工試	江蘇南京	築驗
	學法	江蘇南京	易
	畫論	江蘇南京	文學
	學教	江蘇南京	副教
	室講	江蘇南京	講師
	學助	江蘇南京	教授
	學授	江蘇南京	本學
	學講	江蘇南京	英國倫敦大學畢業、文學士
	學副	江蘇南京	日本大學畢業
	學講	江蘇南京	北洋大學畢業、工學士
	學助	江蘇南京	本學院畢業、工學士
	學授	江蘇南京	香港大學畢業、工學士
	學講	江蘇南京	本學院畢業、工學士
	學助	江蘇南京	日本西京美術院畢業
	學授	江蘇南京	伊國羅馬大學畢業、哲學博士

2 天津特別市立日語專科學校

所屬	校址	校長姓名	性別	年齡	籍貫	略歷	月新	津貼	來源	
									國籍	中華人民
市立	河北新開河	何慶元	男	一七	五六八·〇〇				經費	市公署發給
及國籍別	最	中華人民	男	一〇〇·〇〇					日本	日本慶應大學天津特別市
及國籍別	高	中國人	男	三名					人	日本慶應大學天津特別市
及國籍別	低								男	日本慶應大學天津特別市
及國籍別	平均								四名	日本慶應大學天津特別市

全年經費 (本年度預算 上年度決算)

一七五六八·〇〇

一〇〇·〇〇

三一〇·〇〇

八〇·〇〇

一一一·一〇

八〇·〇〇

一一一·一〇

三一六·〇〇

一〇〇·〇〇

三〇·〇〇

七六·〇四七四

一年級の受験希望者男二三名、女六名

學生數 本科一年男生二四名、女生五名

1 各校の状況は左表の如し。

天津特別市立師資訓練所

所屬

所屬

所在地

校長姓名

性別

年齡

籍貫

略歷

年新

津貼

月新

津貼

月新

津貼

月新

津貼

月新

津貼

月新

津貼

月新

教員の俸給

最高

最低

平均

新開河市立師範學校内

何慶元

男

四四

天津

日本

教員の俸給

最高

最低

平均

新開河市立師範學校内

何慶元

男

四四

天津

日本

日本

日本

日本

日本

日本

日本

日本</

天津特別市教育宗教の現況

一一

一一

天津特別市教育宗教の現況

1114

私立老西門初級中學校	カトリック	佛租界老西開	蘇國璋	男	哭	卒上義師範	10,000-00	八	一	八	一	三
学校 慈惠中學	ク	英租界一號路	余宗敘	女	三	大學卒	10,000-00	九	四	三	三	100
大同初級中學校	ク	英租界小河道	郝擢先	男	三	直隸第一師範卒	11,000-00	十	一	十	一	六
衆成商業職業學校	ク	佛租界巴黎道	曹耀武	女	一	五	三	一	三	三	一	三
計												

2 中等學校教員の俸給表(華人教員)

100圓以上 150圓以上 100圓以上 50圓以上
一八 四一 一八四 二七五

備考 六三三名の外に俸給の不明なるものは六二名なり。

3 市立中等學校教員の手當は一律に二四圓(毎月一人に付き)、私立學校にはなし。

4 教員の資格

高師卒 師範卒 大學卒 專門卒 中學卒 職業學校卒 其他 合計
一三一 四四 二九三 一三八 三四 一五 三六 六九五

5 教員の數(國籍、男女別)

中國 男 女 日本 男 女 獨逸 男 女 佛開西 男 女 米國 男 女 英國 男 女 合計
五〇八 二三七 二七 八 三 四 一 一 四 一 一 一 五五一 一四四

6 生徒數(男女別)

學級數 男生數 女生數 合計
三三六 九九九一 三八九一 一一八八四

7 師範、師範卒業生初任給の最高最低平均額

天津には簡師なし。師範學校卒業生初任給は一律に四五圓なり。

(II) 小學校

1 概況 左表の如し。

校 別	校數	男	女	學		男	女	生		總	數
				高	級			男	女		
市立完全小學	四	三七九	二三九	四	四	六〇五	三七六	二二六	一七〇六	一〇,000	一〇,000
市立初級小學	三	二七九	一三九	四	四	一〇五	一〇五	一六九	一六九	一〇,500	一〇,500
市立完全小學	三	六六四	三三九	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一六九	一六九	一〇,500	一〇,500
市立初級小學	三〇	一五	一五	一五							
市立完全小學	一五	六六七	三三九	一〇一	一〇一	一〇五	一〇五	一六九	一六九	一〇,500	一〇,500
市立初級小學	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
市立短期小學	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
總 計	三七	九八五	四五八	一四三	一四三	一四三	一四三	一六九	一六九	一四三	一四三

2 市立小學校教員の手當は一人毎に二四圓なり。

天津特別市教育宗教の現況

1115

天津特別市教育宗教の現況

1111

3 市立小學校の經費總額は八八七、五六一圓五一なり。

4 小學教員俸給 次表の如し。

校別	一〇〇元以上	六〇元以上	四〇元以上	三九元以下	合計
市立小學	一九二	二五七	四〇九	一五	七七三
私立小學	一〇八	二四四	五三六	一五四	一〇四一
市立短期小學					九六
總計	二〇〇	五〇一	九四五	二六五	一九一

5 小學教員資格 次表の如し。

科別	卒業學校	師範大學	師範學校	簡易師範	大學	專科	中學	職業	其他	合計
市立中等學校	四	四一三	一二七	八三	四四	五五	九	三八	七七三	一五四
私立小學	一六	五〇五	八四	五八	七〇	二二八	二一	六〇一	〇四一	九六
市立短期小學	三五	三四	一一一	一四一	一二四	三〇四	一一一	二	四	九一
總計	五五	九五二	二二一	一四一	一二四	三〇四	一一一	二	四	九一

6 市教育費 左の如し。

天津特別市教育事業費概算表(三十一年度)

科 目	全 年 金 額	備 考
市立中等學校	三八九、四〇〇、〇〇	
市立小學校	七五七、〇八九、四八	
市立社教機關	一九九、二七五、八四	
合 計	二、二三六、〇四四、九二	

(四) 社會教育施設

1 概況 左の如し。

名 称	數	職員數	事 業 内 容	全 年 經 費
私立中小學校				
其他教育事業費				
新增教育事業費				
教育事業臨時費				
教職員生活維持費				
合 計				
市立圖書館	二	三三	圖書、新聞、雜誌等を備へ一般の閲覽に供す	三七、四七三、〇〇
市立博物院	一	五	珍奇貴重なるものを收藏、陳列、展覽す	一一、七六〇、〇〇
市立美術館	一	二	美術品を收藏、陳列、展覽、鑑定、調査す「中西 畫家研究班」を附設す	一六、〇二六、六〇
市立公共體育場	一	四	體育指導を爲す	八、三一九、六〇
市立新民教育館	九	一〇八	(講演、新聞、雑誌等を備へ巡迴閱覽に供す「講演 日語班」を附設す)	一五四、四九九、五二
市立第一職業補習學校	一	一一		一〇、〇八三、六〇
總計	一五	一七二		二三七
職業補習				

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市社會教育機關概況表(民國三十一年四月分)

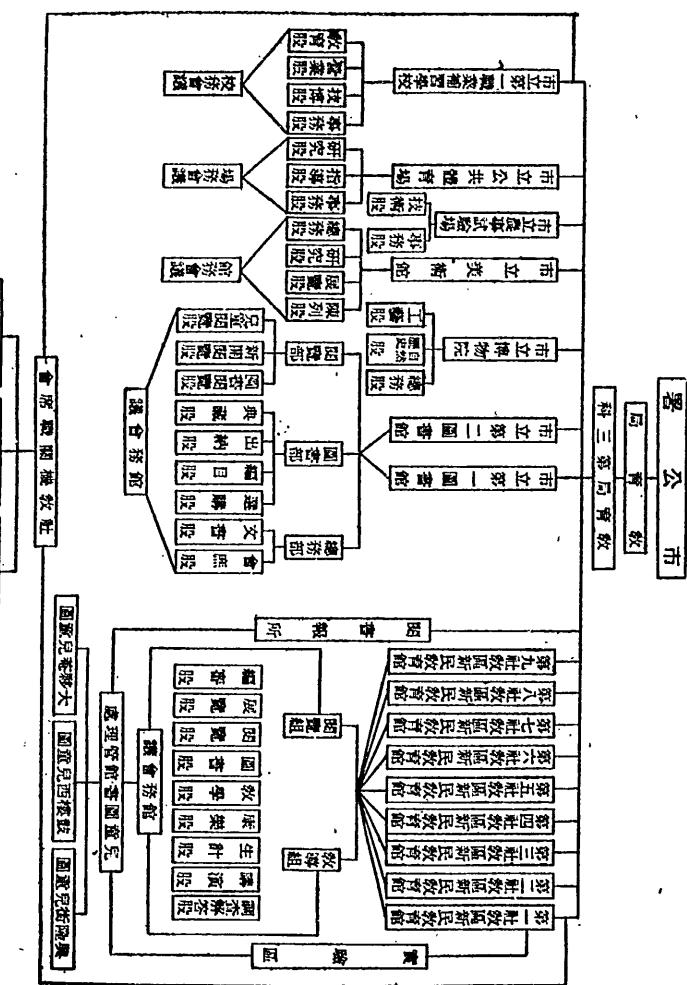
11118

機關別	類別	機關	附設班級數		教職員數	生徒數	講義時數	閱覽人數	講演數	聽講人員	月經費
			職業班	日語班							
市立新民教育館	九	美	八	七	一五六	職業一五七	日語一四七	金七二	五九三	三、九一	一四九三
市立圖書館	二				三一	一四四	一四〇五	六一〇〇	六一〇〇	一四九	一四九
市立美術館	一				一四	一四四	一四〇五	三一〇〇	三一〇〇	一四九	一四九
市立體育場	六		六	一	一四	一四四	一四〇五	六一〇〇	六一〇〇	一四九	一四九
市立博物館	一				一四	一四四	一四〇五	三一〇〇	三一〇〇	一四九	一四九
市立職業學校	一	七	一	一	一四	一四四	一四〇五	六一〇〇	六一〇〇	一四九	一四九
市立農事試驗場	一										
總計	六	充	八	七	三五	一四一〇	一四〇五	一四〇五	一四〇五	一四九	一四九

備考 市立體育場の聽講人數であるは體育科聽人數の意味なり。

2 社教機關組織系統 次表の如し。

天津特別市社教機關組織系統表



天津特別市教育宗教の現況

11119

3

天津特別市教育宗教の現況
昭和十五年度(民二十一年) 経費

二四〇

天津特別市社教機關二十九年度經費豫算總表

項 目	每月金額	全年金額	備
薪 水	五、九四三・〇〇	七一、三一六・〇〇	
食 費	六五四・〇〇	七八、四八・〇〇	
事 業 費	七二七・〇〇	八、七二四・〇〇	
辦 公 費	一二八七・〇〇	一五、四三一・〇〇	
購 置 費	一、〇〇〇・〇〇	一二、〇〇〇・〇〇	九ヶ處民教館及公共體育場
教 導 事 業 費	一、七一八・〇〇	二〇、六一六・〇〇	同右
房 館 外 補 習 班 租 費	一、〇二六・五二	一一、三一八・二四	内毎月二百圓の屋賃は教育専款より支給す
總 計	四五〇・〇〇	五、四〇〇・〇〇	農場毎月一、〇〇〇・〇〇圓の經費は別途なり

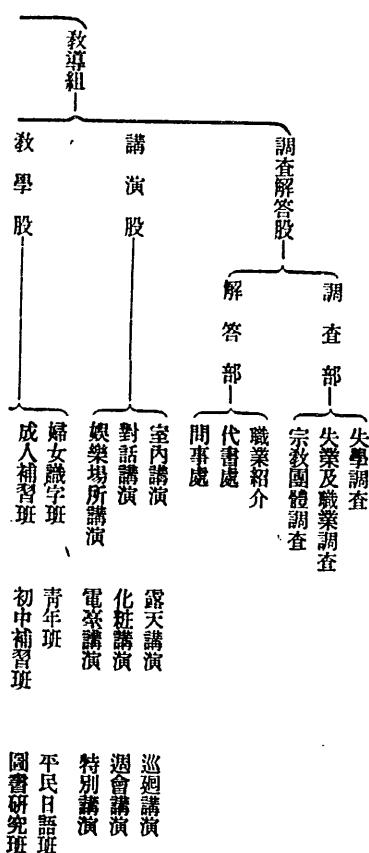
附註 外に平民日語班毎月六百圓全年合計七千二百圓あり

4 新民教育附設補習班 次表の如し

天津特別市立民教館附設補習班數及人數表

館 別	班數	學生人數	備
第一民教館	一〇	三四四	印花班化學工藝班婦女工讀班造版班理髮班合作班訓練班商業補習班平民日語各一班館外補習班三班合計十班なり
第二民教館	七	一三三	化學工藝班婦女工讀班工人補習班婦女職業班平民日語班各一班館外補習班二班合計七班なり
第三民教館	八	二八一	化學工藝班婦女工讀班婦女職業班圖案班平民日語班各一班館外補習班二班合計八班なり
總 計	七六	三三〇一	職業補習班一班合計八班なり

5 新民教育館組織 次表の如し



天津特別市教育宗教の現況

二四一

天津特別市教育宗教の現況

二四六

以上は本館補習班経費より支給す

天津特別市第四社教區新民教育館附屬實驗區及兒童圖書館職員及工役月俸給料表

以上實驗區に附屬す
實驗區經費より支給す

以上給料は第八民教館より支給す

老

天津特別市教育宗教の現況

二四八

以上は改草費より支給す

以上負役の給料は均しく本館經常費より支出す
民衆補習班課を擔當する給料は補習教育費より支給す
巡回事務を取扱ふ者の給料は巡回文庫費より支給す
駐西樓閑書報所

以上二員給料は補習班經費より支給す

月俸給料表

備

二四九

卷之三

考

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

二五〇

مکالمہ

化學工藝班教員
婦女職業班教員
書畫研究班教員
巡迴書車指導員
診療部醫師
比曲研究班指導員
民衆輔習班教員
徐王劉張紀謝張李
春君其秀益錫鳴
年友光宣山豪謙舒泉

天津特別市教育宗教の現況

卷

二五

天津特別市教育事務の現況

一一五二

職別	員	役員
館長	王松	王
部員	楊柳	王
教員	姚王	王
士官	張玉	王
兵役	凌光	周
文庫	鑑輝	周
巡迴	益雪	周
化學	之金	王
工藝班	春春	王
圖書部	繡聚	王
外補習班	勤空	王
教員	非章	王
士官	茲民	王
兵役	年軒	王
文庫	桂年	王
巡迴	炎	王
化學	桂枕	秀
工藝班	桂枕	永
圖書部	貴恩	樹
外補習班	初助	世
教員	志善	天文
士官	聰文	作
兵役	志善	新
文庫	初助	順
巡迴	聰文	峰
化學	聰文	新
工藝班	聰文	興
圖書部	聰文	三
外補習班	聰文	杰
教員	聰文	亭
士官	聰文	培
兵役	聰文	榮

以上員役の給料は合計四百四十人人事費より支給す

以上は事業費内の教養費より支給す
此の款は民衆補習學校經費より支給す
天津特別市市立第一圖書館員工役月俸給料一覽表
廿九年五月造り

職別	員	役員	性別	金額	備
館長	王松	王	男	一八〇・〇	
部員	楊柳	王	男	一八〇・〇	
教員	姚王	王	男	一八〇・〇	
士官	凌光	周	男	一八〇・〇	
兵役	鑑輝	周	男	一八〇・〇	
文庫	益雪	周	男	一八〇・〇	
巡迴	之金	王	男	一八〇・〇	
化學	春春	王	男	一八〇・〇	
工藝班	繡聚	王	男	一八〇・〇	
圖書部	勤空	王	男	一八〇・〇	
外補習班	非章	茲民	男	一八〇・〇	
教員	茲民	年軒	男	一八〇・〇	
士官	桂年	炎	男	一八〇・〇	
兵役	桂枕	桂枕	男	一八〇・〇	
文庫	貴恩	桂枕	男	一八〇・〇	
巡迴	初助	貴恩	男	一八〇・〇	
化學	聰文	初助	男	一八〇・〇	
工藝班	聰文	聰文	男	一八〇・〇	
圖書部	聰文	聰文	男	一八〇・〇	
外補習班	聰文	聰文	男	一八〇・〇	
教員	聰文	聰文	男	一八〇・〇	
士官	聰文	聰文	男	一八〇・〇	
兵役	聰文	聰文	男	一八〇・〇	

考

以下工役六名給料合計七十四圓は人事費より

り六十圓田事業費より八圓支給す

職別	員	役員	性別	金額	備
館長	王松	王	男	二三〇・〇	
部員	楊柳	王	男	二三〇・〇	
教員	姚王	王	男	二三〇・〇	
士官	凌光	周	男	二三〇・〇	
兵役	鑑輝	周	男	二三〇・〇	
文庫	益雪	周	男	二三〇・〇	
巡迴	之金	王	男	二三〇・〇	
化學	春春	王	男	二三〇・〇	
工藝班	繡聚	王	男	二三〇・〇	
圖書部	勤空	王	男	二三〇・〇	
外補習班	非章	茲民	男	二三〇・〇	
教員	茲民	年軒	男	二三〇・〇	
士官	桂年	炎	男	二三〇・〇	
兵役	桂枕	桂枕	男	二三〇・〇	
文庫	貴恩	桂枕	男	二三〇・〇	
巡迴	初助	貴恩	男	二三〇・〇	
化學	聰文	初助	男	二三〇・〇	
工藝班	聰文	聰文	男	二三〇・〇	
圖書部	聰文	聰文	男	二三〇・〇	
外補習班	聰文	聰文	男	二三〇・〇	
教員	聰文	聰文	男	二三〇・〇	
士官	聰文	聰文	男	二三〇・〇	
兵役	聰文	聰文	男	二三〇・〇	

備

考

職別	員	役員	性別	金額	備
館長	王松	王	男	二三〇・〇	
部員	楊柳	王	男	二三〇・〇	
教員	姚王	王	男	二三〇・〇	
士官	凌光	周	男	二三〇・〇	
兵役	鑑輝	周	男	二三〇・〇	
文庫	益雪	周	男	二三〇・〇	
巡迴	之金	王	男	二三〇・〇	
化學	春春	王	男	二三〇・〇	
工藝班	繡聚	王	男	二三〇・〇	
圖書部	勤空	王	男	二三〇・〇	
外補習班	非章	茲民	男	二三〇・〇	
教員	茲民	年軒	男	二三〇・〇	
士官	桂年	炎	男	二三〇・〇	
兵役	桂枕	桂枕	男	二三〇・〇	
文庫	貴恩	桂枕	男	二三〇・〇	
巡迴	初助	貴恩	男	二三〇・〇	
化學	聰文	初助	男	二三〇・〇	
工藝班	聰文	聰文	男	二三〇・〇	
圖書部	聰文	聰文	男	二三〇・〇	
外補習班	聰文	聰文	男	二三〇・〇	
教員	聰文	聰文	男	二三〇・〇	
士官	聰文	聰文	男	二三〇・〇	
兵役	聰文	聰文	男	二三〇・〇	

天津特別市立第二圖書館員及工役薪額一覽表

一一五三

天津特別市教育宗教の現況

一五八

- C四、西開初級中學
二、小學校の部
C一、法漢學校小學部
C二、聖功小學校（聖功女子中學に同じ）
C三、西開小學校（西開初級中學に同じ）
C四、若瑟小學校
(六) 伊太利租界
一、小學校の部
一、智德小學校
(五) 華
一、中學校の部
O一、滙文中學校
O二、中西女子中學校
O三、究真初級中學校
二、小學校の部
O一、滙文中學校小學部
O二、究真仰山小學部
O三、誠正小學校
C四、貞淑小學校

第二部 第三國素人を收容せるもの

×(一) 英租界
×(二) フランマースクール（天津英文學堂）

×(三) 天津ユダヤ學校

- 三、天津俄文第一中學校（ピエルワヤ ルースキーギムナジヤ）
(四) 佛租界
C一、セントジョセフスクール（聖若瑟學校）
C二、セントルイススクール（佛國公學）
三、フランススクール（法文學校）

注意 1 本調査は昭和十六年五六月天津市山田專員が實施せるものとす

2 各學校名頭部の○△×○印は大東亞戰以來の處置を示す

C印 カトリック關係にして變更なし △印 市へ移譲

×印 閉鎖 ○印 特務機關管理

生 學 概 况									
名	稱	天津工商學院		所屬		天主教耶蘇會		地址	
		校長	姓名	性別	年齡	原籍	籍	俸給	來華年月
劉斌	男	七〇	河北景縣	上海神哲學院獻縣公 教學院校長					
設立者姓名	性別	年齡	原籍	略					
于澤溥	男	死亡	フランス	佛國リール大學博士	前清光緒二十九年				
設立年月及沿革									
創立年月日及沿革									
設立趣旨									
歷年學生數	計	二、七三九							
現在學生數	四二三	性別	男	四二三	女	なし			
學生國籍分別人數	中國人								

天津特別市教育宗教の現況

二六〇

組 級 管 理 系 統	人數 教職	歷年卒業生數		二十五年三一		二六年三〇		二七年三一		二八年三二		二九年三三	
		總 數	男	六二	六二	無	日一、獨一、伊〇、英一、佛九、露一	七〇〇	七〇	外國人教員國籍別)	普通教室	教室數	特別教室
羅馬教宗→耶穌會→董事會→院長													

備 考	況狀育教語		備 設		經 費 來 源	
	英 佛 獨 露 人	育 德 學 校 所 屬	圖 書 館	體 育	寄附利息及 金額不 定	歲出 約 二十五萬 元
一、日本人教授一名顧問として校務に參畫せり。						
二、佛人神父實業家を有せり。						
三、設立よりは大部分カトリック教信者にして衣食住の給與以外無報酬にて勤務せり。						
四、第三國系教授は北支の考古學資料を以て有名なり。						
五、設立年月及沿革	民國二十七年秋創立、天津學院と稱す、二十九年天津大學と改稱、三十年四月育德大學と改名	所屬	地址	英租界十一號路	七〇號	
設立趣旨	人材育成	所屬	地址	英租界十一號路	七〇號	

天津特別市教育宗教の現況

二六二

學 生 人 數	歷年學生數		性別	
	現在學生數	一六八	男	一二九
學生國籍分別人數	中國人			
歷年卒業生數	二十五年無	二十六年無	二十七年無	二十八年無
學系	經濟系	國文系	電機系	英文系
校務系統	校長教務長	(教務主任)	註冊主任	
大中小幼附設	附設天中學校			
管理系計	校長院長訓育	(生活指導)		
備 設				
總	圖書館	體育	禮堂收容人員	教室數
有	書籍數	運動場	屋內體育場	普通教室
二、五六五	二五	二〇	五	二五〇
教育方針	專門的學識			七
修業年限	四年	每期學費八五元	入學資格	特別教室
教授科目	經濟、國文學系	高中卒業或同等學力		
使用教科書	電機、英文學系			
英佛獨	各系應用の教科書及び講義			

備 考		狀 態		學 教		備 設		學 生	
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	經費	來源	寄附及學費	金額	歲出	基本金
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	每班每週教授時數	三時	必須隨意	八〇、〇〇〇元	八〇、〇〇〇元	一〇〇・〇〇元
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	教科書名	標準日本語讀本				
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	日語教師數	日人	華人			
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	日語教授開始年月	二十八年秋季				
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	每班每週教授時數	初級	高級			
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	教師數	英佛獨	華人			
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	校長姓名	私立耀華中學校	所屬	天津英租界中國教育保管	地址	天津英租界二十三號路
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	陳晉卿	男	原籍	出身學校	經歷	
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	陳晉卿	男	五五	河南洛陽	前清附貢京師法政學當卒	湖南高等審判廳長
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	設立者姓名	性別	年齡	原籍	出學年月	就任年月
英佛獨	英語狀況	授用語	國語	天津英租界	中國教育保管團管理委員會	創立年月	天津英租界	民國十六年八月小學成立天津公學(稱)。十九年九月初成	二十二年九月初中學立案
英佛獨	英語狀況	授用語	國語					該中學開設同年十月初中級中學立案。二十九年九月高級中學立案現名改稱天津英中學。	

天津特別市教育宗教の現況

二六二

天津特別市教育宗教の現況

二六四

學 生 數	歷年學生數		歷年學生數		設立	
	現 在 學 生 數	學 生 國 籍 分 別 人 數	學 生 數	學 生 數	學 生 數	學 生 數
中華民國	二十五年	四四	二十六年	四六	二十七年	二三七
附設天津英租界中國教育保管團管理委員會(即校董會)——校長	管理委員會——校長	(教務主任——訓育課 事務主任——事務課 文書主任)	天津英租界中國教育保管團管理委員會(即校董會)——校長	教務主任——訓育課 事務主任——事務課 文書主任	二十八年	一八三
圖書館	總數	男	外國人教員(國籍別)	普通教室	二十九年	二四八
運動場	八三	女	日一、德、伊、英一、美、法、俄	特別教室	五	五
屋內體育場	五八		禮堂收容人員	教 育 數	二十四	二十四
禮堂收容人員	二五					
普通教室						
特別教室						
教 育 方 針	有無	書籍數	館	體育	教 育 數	教 育 數
修業年限	有	二九一九七冊	一	二	五	五
教育方針	德育知育體育の練成を期し社會須要の人物を養成す					
修業年限	初中三年	高中三年	每期學費	高中四六元	初中三八元	每期學費〇・六
初中三年	高中三年	每期學費	高中四六元	初中三八元	每期學費〇・六	入學資格

天津特別市教育宗教の現況

二六五

天津特別市教育宗教の現況

三

天津特別市教育宗教の現況

二六七

天津特別市教育宗教の現況

二六八

設立者姓名		性別	年齡	原籍	略	歷來華年月
崔	漢	聲	男	三十六	河	
創立年月	民國二十七年秋	天津大學成立の時附屬中學として開設す。				
同及沿革	民國三十年天津市教育局立案。再び現名に改稱す。					
設立趣旨	高等普通教育を授け中等の人材を養成す。					
學生						
歷年生徒數						
現在學生數	二五七	性別	男一六四 女九三			
學生國籍分別人數	中國人					
歷年卒業生數	二十五年無	二十六年無	二十七年無	二十八年二七	二九年五〇	
學生系別						
組						
設						
教職人員數						
組織						
總						
校務系計	二八	男	女	外國人教員(國籍別)		
管理系統	大、中、小、幼附設無	校長主任(體育)				
圖書館	體育	校董會	校長主任			
運動場	屋內體育場	禮堂	收容人數	教室數		
有無						
書籍數						
禮堂						
收容人數						
普通教室						
特別教室						

備		有二五六五		一無		一〇二	
教育方針	教授せる學科を學生に徹底説解せしむ						
修業年限	三年	每期學費	四〇元	每期雜費	一五元	入學資格	
教授科目	教育部令學科課程に據る						
使用教科書	教育編纂會編纂教科書						
教授用語	國語						
經費來源	董事會金額二八、四〇〇元	支出	二八、四〇〇元	基本金	二〇、一二〇元		
每班每週教授時數	初級	三時	必須隨意	必修	高級	三時	必須隨意
教科書名	標準日本語讀本						
教師數	日語教師數	日人一	華人一	高級	英語三時		
日語教授開始年月	民國二十八年秋季						
每班每週教授時數	初級	英語六小時					
教師數	日語教師數	英一	華人三				
英佛獨露人							

一、英人校長を廢し現校長を就任せしめ昨年立案せしめたり。

天津特別市教育宗教の現況

二六九

天津特別市教育宗教の現況

二七〇

人數 教職	學 歷		學 歷		學 歷		學 歷		學 歷	
	年	生 數	年	生 數	年	生 數	年	生 數	年	生 數
設立者姓名	陳晉卿	男	五五	河南洛陽	前清附貢京師	一七〇	二十九年一月			
性別	男	五五	年齡	原	法政學堂卒業	湖南高等審判廳				
籍	男	五五	原籍	略	公學	公學				
創立年月日	民國十六年八月成立	天津公學	及沿革	天津英租界中國教育保管團管理委員會						
及沿革	民國十六年八月成立	天津公學	天津英租界中國教育保管團管理委員會							
設立趣旨	英租界居住民數に比し學校數少かりしため									

考備	育英佛敎獨立 立狀況	況狀育教語日		備設		圖書館		體育		禮堂教容人員	
		有	無	書籍數	運動場	屋內體育場	普	通	教室	特	別
教育方針	兒童心身の發育に注意し國民道德の基礎を培養し兼ねて生活上必須の知識技能を授く	二九、一九七	一	一	一	一	普	通	教室	特	別
修業年限	高級二年 初級四年	高級二年 初級二年	每期學費 高級二年 初級二年	每期雜費 高級二年 初級二年	每期雜費 高級二年 初級二年	○・六〇元 入學資格					
教授科目	修身、國語、經訓、日語、英語、常識、算學、自然、史地、音樂、圖畫、勞作、唱遊、體育	寫字									
使用教科書	新民印書館發行の教育總編纂會編輯各科教科書										
教授用語	國語										
經費來源	天津英租界中國教育 保管團協款及學費	金額	九六、二二六	歲出	九四、七八〇元	基本金	無				
每班每週教授時數	初級	二小時	必須隨意	必須	高級	二小時	必須隨意	必須			
教師數	初級	一	華	人	二	華	人	二			
日語教授開始年月	二十八年十月	高級	高小二、五小時	高小一、三小時							
中學部に同じ。											

天満特別市教育宗教の現況

七

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

二七四

概 考 備											
名 称	河北省私立新學中學校	所屬	私立新學中學校董會	地址	天津法租界海大道第十八號	校 長	姓名	性 別	年 齡	原 籍	出 身 學 校
校 長	黃道男	性 別	男	年 齡	四六	原 籍	河北孝感	出 身 學 校	經 歷	來華年月	就任年月
設 立 者 姓 名	赫立德	性 別	男	年 齡	八二	原 籍	英 國	理 化	博 士	前清光緒二十六年來華	十二年前陽國
創立年月及沿革	本校前清光緒二十八年英博士赫立德創立，原名天津新學大書院。民國二十二年二月二十四日立案改名。	性 別		年 齡		原 籍		理 化	博 士	前清光緒二十六年來華	十二年前陽國
設 立 趣 旨	優良なる品性を培養し有用なる知識技能を培養するを以て宗旨となす。	性 別		年 齡		原 籍		博 士	前清光緒二十六年來華	十二年前陽國	
歷 年 學 生 數	五〇〇	性 別		年 齡		原 籍		博 士	前清光緒二十六年來華	十二年前陽國	
現 在 學 生 數	五二六	性 別	男	年 齡	五二六	性 別	女	性 別	男	年 齡	五二六
學 生 國 籍 分 別 人 數	本國學生	性 別	男	年 齡	五二一	性 別	女	性 別	男	年 齡	五二一
歷 年 卒 業 生 數	二十五年	性 別	男	年 齡	三一	性 別	女	性 別	男	年 齡	三一
學 生 系 別	三一	性 別	男	年 齡	二六六年	性 別	女	性 別	男	年 齡	二七七年
校 務 系 統	三一	性 別	男	年 齡	五九	性 別	女	性 別	男	年 齡	五一
校 長	議會務校	性 別	男	年 齡	二七八年	性 別	女	性 別	男	年 齡	五七
	教務委員會	性 別	男	年 齡	二七九年	性 別	女	性 別	男	年 齡	六三
	主事主任	性 別	男	年 齡		性 別	女	性 別	男	年 齡	
	文書會記	性 別	男	年 齡		性 別	女	性 別	男	年 齡	
	事務	性 別	男	年 齡		性 別	女	性 別	男	年 齡	

大、中、小、幼兒設 織											
機	織	設 建	人員	教職	總	管 理 系 統	校董會	校長	校務	大、中、小、幼兒設	
總 教職	教員數	男	女	外國人教員(國籍別)	三六	三四	二日一、英五	校董會	校長	校務	大、中、小、幼兒設
圖 書 館	體 運 場	體 運 場	屋 内 體育 場	體 育	三六	三四	二日一、英五	校董會	校長	校務	大、中、小、幼兒設
有 無 書 籍 數	有 一二、三七五	無 あり	無 無	體 育	五〇〇	一四	三	禮堂	禮堂	禮堂	禮堂
教 育 方 针	德知體三育を並重し學生の智能を發し強健なる體格を鍛錬し優良なる品性を完了す。	高 中 初 中 三 年	每 期 學 費	五〇元	基 本 金	三〇,〇〇〇元	教 育 方 针	高 中 初 中 三 年	每 期 學 費	三、五元	入 學 資 格
修 業 年 限	高 中 初 中 三 年	每 期 學 費	五〇元	基 本 金	三〇,〇〇〇元	經 費	來 源	學 生 雜 費	四四、二八八元	歲 出	四四、二八八元
每 班 每 週 教 授 時 數	初 級	三 時	必 須、隨 意	必 須	高 級	三 時	必 須、隨 意	必 須	四四、二八八元	歲 出	四四、二八八元
教 科 書 名	高中學系、修身、國文、日語、英語、算學、理化、史地、體育、生物、圖畫、衛生	初中學系、修身、國文、日語、英語、算學、理化、史地、體育、生物、圖畫、衛生	教 科 書 名	高中、物理化學外國史外國地理等は英語	經 費	來 源	學 生 雜 費	四四、二八八元	歲 出	四四、二八八元	歲 出
使 用 教 科 書	修身國文本國史地等は新民書局出版、高中外國史地英語等は英文原書を使用。	國語。高中、物理化學外國史外國地理等は英語	教 授 用 語	國語。高中、物理化學外國史外國地理等は英語	教 授 用 語	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數
日 語 教授 開始 年 月	民國二十七年九月	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數	日 語 教 師 數

天津特別市教育宗教の現況

二七六

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

一七八

概 考 備 考	日語教授開始年月		三十八年十月		英法德俄人		英語五時		高級英語五時		英語五時	
	英法德俄人	教 師 數	初 級	英 語	五 時	高 級	英 語	五 時	華 人	三	華 人	三
一、經營の實權は天主教耶穌會神父にあり。												
二、中流以上の家庭の女子を教育することなし。												
三、宗教教育を生徒に強制することなし。												
名稱	天津市私立西開初級中學	所屬	天主教天津教區長	地址	天津老西開							
校長姓名	蘇國璋	性別	男	原籍	清苑縣	出身學校	經	歷	僱給	來華年月	就任年月	
設立者姓名	李櫂宣	性別	男	年齡	原籍	上義師範畢業	曾任校長二十二年	義務		二十七年八月		
設立年月及沿革	民國五年八月創立、民國七年教育部批准立案、二十一年重經教育部立案	法國	法國巴黎大學畢業									
設立趣旨	教育の普及											
歷年學生數												
現在學生數												
學生國籍分別人數	均係中國人											
歷年卒業生數	二十五年一九	二十六年二〇	二十七年二八	二八年二六	二九年三八							
學系別	初中三年											

狀育教語日	經費	備設	人員教職	學 校 系 統		校務系統		校董會校長教務主任訓育主任體育主任事務主任		總 管 理 系 統		大、中、小、幼附設 小學校	
				總 數	有無 書籍數	圖書館	體育	運動場	屋內體育場	外國人教員 (國籍別)	日、德、伊、英、米、法、俄	男	女
				一二	一二	無				外國人教員 (國籍別)	日、德、伊、英、米、法、俄	男	女
				五、六三〇	一	無							
				有	五、六三〇	圖書館	體育	運動場	屋內體育場	禮堂載容人員	普通教室	教室數	普通教室
				數育方針	教育部の教育大綱を根據とす。								
				修業年限	三年	每期學費	二三元	每期雜費	七元	入學資格	高小畢業		
				教授科目	初中學系 美術 勞作 音樂 體育	日語 國語 英文 歷史 地理 數學 自然科學 生物衛生		歲出	一一、五五〇元	基本金	無		
				使用教科書	新民印書館出版各科教科書			級	高級	時	必須隨意		
				教授用語	國語								
				日語教師數	人								
				教科書名	標準日語讀本								

天津特別市教育宗教の現況

二七九

天津特別市教育宗教の現況

二八〇

組學系別		歷年卒業生數		學生數		學歷年學生數		設立主旨		創立年月日及沿革		情況		概況		備考		英法德教育狀況		日語教授開始年月		民國二十五年八月								
教師數	英法德俄人	每班每週教授時數	華人	英語六小時	高級	校長姓名	性別	年齡	原籍	出身學校	地	名稱	私立法漢中學校小學部	所屬	ラザリスト教會	佛國領事館	地址	老西開教堂前	育	英法德	教育	開始年月	日語教授開始年月							
學系別	華人	英法德俄人	華人	英語六小時	高級	許日升	男	四一	廣東開平	上海震旦大學	地	校長姓名	私立法漢中學校小學部	所屬	ラザリスト教會	佛國領事館	地址	老西開教堂前	育	英法德	教育	開始年月	日語教授開始年月							
學系別	一人	英法德俄人	華人	英語六小時	高級	設立者姓名	性別	年齡	原籍	上海震旦大學	地	許日升	男	四一	廣東開平	上海震旦大學	地	老西開教堂前	育	英法德	教育	開始年月	日語教授開始年月							
學系別	十一人	英法德俄人	華人	英語六小時	高級	佛國領事館			工商學院佛文教授	地	設立者姓名	性別	年齡	原籍	上海震旦大學	地	老西開教堂前	育	英法德	教育	開始年月	日語教授開始年月								
學系別	十一人	英法德俄人	華人	英語六小時	高級	創立年月日及沿革			義務	地	創立年月日及沿革		設立者姓名	性別	年齡	原籍	上海震旦大學	地	老西開教堂前	育	英法德	教育	開始年月	日語教授開始年月						
學系別	十一人	英法德俄人	華人	英語六小時	高級	設立主旨	普通教育		來華年月	地	設立主旨	普通教育	創立年月日及沿革		設立者姓名	性別	年齡	原籍	上海震旦大學	地	老西開教堂前	育	英法德	教育	開始年月	日語教授開始年月				
學系別	十一人	英法德俄人	華人	英語六小時	高級	學歷年學生數	十二年度計平均每年四〇〇		就任年月	地	學歷年學生數	十二年度計平均每年四〇〇	設立主旨	普通教育	創立年月日及沿革		設立者姓名	性別	年齡	原籍	上海震旦大學	地	老西開教堂前	育	英法德	教育	開始年月	日語教授開始年月		
學系別	十一人	英法德俄人	華人	英語六小時	高級	現 在 學 生 數	六二〇	性 別	男	地	現 在 學 生 數	六二〇	學歷年學生數	十二年度計平均每年四〇〇	設立主旨	普通教育	創立年月日及沿革		設立者姓名	性別	年齡	原籍	上海震旦大學	地	老西開教堂前	育	英法德	教育	開始年月	日語教授開始年月
學系別	十一人	英法德俄人	華人	英語六小時	高級	學生國籍分別人數	滿洲國籍	五	他 は 中 國 人	地	學生國籍分別人數	滿洲國籍	學歷年學生數	十二年度計平均每年四〇〇	設立主旨	普通教育	創立年月日及沿革		設立者姓名	性別	年齡	原籍	上海震旦大學	地	老西開教堂前	育	英法德	教育	開始年月	日語教授開始年月
學系別	十一人	英法德俄人	華人	英語六小時	高級	歷 年 卒 業 生 數	二十五年三五	二十六年三七	二十七年三九	二十八年四三	二九年四六	歷 年 卒 業 生 數	二十五年三五	二十六年三七	二十七年三九	二八年四三	二九年四六	歷 年 卒 業 生 數	二十五年三五	二六年三七	二七年三九	二八年四三	二九年四六	歷 年 卒 業 生 數	二十五年三五	二六年三七	二七年三九	二八年四三	二九年四六	

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

一八二

備考	概		名稱		天津特別市私立若瑟小學校		所屬		天主教		天津教區長		地 址		天津法租界西開文善里	
	校長	姓名	性別	年齡	原籍	出 身 學 校	經	歷	俸給	來華年月	就任年月	民國廿四年	二月	華人	佛	一五小時
中學部に同じ。	蘇 茗 田	女	四〇	天津 市	天津貢淑師範	曾任小學校員及	義務									
創立年月日及沿革	陸 惠 民	男	死亡			校長		歷		來華年月						
設立趣旨	社會の需要に應じ國民教育を普及す															
歷史	歷年學生數	二十五年一六八	二十六年一〇八	二十七年二五七	二十八年三五九	二十九年五一八										
學生	現在學生數	六三四	六四一	性別	男 一七二	女 四六一										
國籍	學生國籍分別人數	中國人														
別	學系	歷年卒業生數	二十五年二三	二十六年八	二十七年一三	二八年二一	二九年一六									

教語日	狀		學		教		備		設		人		職		總	
	經費	來源	圖書館	書籍數	體育	運動場	屋內體育場	禮堂	收容人員	教室	教員數	員數	職員	員數	男	女
授用教科書	使用教科書	教育總署編審會出版書	有二六九冊	一	無	四〇〇	二二	普通教室	特別教室							
修業年限	修業年限	四年制 每期學費 幼六 初八 中一〇 高一二元 每期雜費 二元 入學資格	教育要重んず													
授用語	授用語	中國國語														
教科書名	教科書名	初小學日語讀本卷一	級速成式標準日語讀本卷一													

天津特別市教育宗教の現況

二八四

英法德俄人數	高級	華人	日人	況狀育	
				日語教授開始年月	民國二十九年
每班每週教授時數	初級				
英法德俄人數					
校長姓名	智德小學校所屬	天津市伊租界工部局	地址	伊租界六馬路十五號	
性別	年齡	原籍	出身學校	經歷	
男	三四	河北灤縣	天津私立工商學院	備給	
性別	年齡	原籍	教育學院附中	來華年月	就任年月
略			一〇〇元		二六年九月
性別	年齡	原籍	歷	來華年月	
略					
設立者姓名	伊國工部局		來華年月		
創立年月日及沿革	民國二十年創設二十二年校董會成立				
設立趣旨	健全なる人格を養成し國民道德を發揚す				
歷年學生數	二十五年一四〇	二十六年二〇〇	二十七年二〇〇	二十八年二五〇	
現在學生數	三一〇	性別	男	一八五	
學生國籍分別人數	中國	女	二三五		
歷年卒業生數	二十五年一八	二六年二五	二七年三四	二八年三八	二九年

組別	學系	校務系統	大、中、小、幼附設	管理系統	教職人員數	總數	人數			教導主任			事務主任		
							男	女	外國人教員	(國籍別)	日、德、伊、英、美、法、俄	禮堂收容人員	普通教室	特別教室	數
經費來源	使用教科書	教授科目	教育方針	修業年限	無	有無書籍數	圖書館	運動場	屋內體育場	體育	一	七	八	七	外國人教員
伊國工部局	華語	伊國工部局	華語	六年	六	每期學費	初級一〇元	高級一五元	每期雜費	禮堂收容人員	七	七	八	七	外國人教員
天津特別市教育示教的現況	教育總署編審會編各種教科書	伊國工部局	華語	八年	八	每期學費	初級一〇元	高級一五元	每期雜費	普通教室	七	七	八	七	外國人教員
金額(年)	伊國工部局	天津特別市教育示教的現況	伊國工部局	八年	八	每期學費	初級一〇元	高級一五元	每期雜費	特別教室	七	七	八	七	外國人教員
歲出	伊國工部局	天津特別市教育示教的現況	伊國工部局	八年	八	每期學費	初級一〇元	高級一五元	每期雜費	數	七	七	八	七	外國人教員
基本金	伊國工部局	天津特別市教育示教的現況	伊國工部局	八年	八	每期學費	初級一〇元	高級一五元	每期雜費	數	七	七	八	七	外國人教員

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

二八六

備 考	育英法 教 師 數	育俄法 教 師 數	况狀育教語日								
			每班每週教授時數	初級	二時	必須	隨意	高級	二時	必須	隨意
日語教授開始年月	二十八年九月										
每班每週教授時數											
教 科 書 名	小學日本語讀本卷一										
日 語 教 師 數	日	人									
學 校 名	天津南關下頭										
校 長 姓 名	美以美會及校董會										
性 別	地 址										
年 齡	天津南關下頭										
原 籍											
出 身 學 校											
經 歷											
年 齡											
原 籍											
略											
華 北 美 以 美 會											
創立年月日及沿革	民國紀元前 一月河北省教育廳立案 十年初級小學創設、高級小學增設、紀元前一年中學開設										
設 立 趣 旨	曾任北京滙文及豫 縣滙文中學校長										
設 立 年 數	一三〇元										
現 在 學 生 數	十六年六月										
六四二	二十六年四七九										
性 別	二十七年二八二										
男	二十八年四四〇										
女	二十九年七二八										

學 校 名	組 合 數	員 數	歷 年 卒 業 生 數	生 生	
				學 系 別	學 系 別
天津私立滙文中學校	五	五	二十五年四八	二十六年五六	二十七年六七
所				二十八年六六	二九年六三
屬					
美以美會及校董會					
地					
址					
天津南關下頭					
校 長 姓 名	劉芳	男	六六	北京市	前北京滙文
性 別				大學校	曾任北京滙文及豫
年 齡				縣滙文中學校長	縣滙文中學校長
原 籍					
出 身 學 校					
經 歷					
年 齡					
原 籍					
略					
華 北 美 以 美 會					
創立年月日及沿革	民國紀元前 一月河北省教育廳立案 十年初級小學創設、高級小學增設、紀元前一年中學開設				
設 立 趣 旨					
設 立 年 數					
現 在 學 生 數					
六四二					
性 別					
男					
女					

天津特別市教育宗教の現況

二八七

天津特別市教育宗教の現況

二八八

教		備		設		人數		教職		級		組		歷年		學生數		學		
教育方針		有無		圖書館		三四		校務系統		管理系統		學系別		現在學生數		性別		現		
修業年限		七二九七冊		書籍數		七		大小中、小幼附設		大中小、幼附設		管		性別		性別		在		
培養女子高中生人材造成現代新青年爲方針		三年		每期學費		三〇元		每期雜費		五元		入學資格								
歷	年	學	生	數	二十五年	二四三	二十六年	二五〇	二十七年	八八	二八年	一八三	二九年	二六三	學	歷	年	學生數	設立趣旨	
現	在	學	生	數											生	現	在	學	生數	培養女子高中生人材爲題旨
學	生	國籍	分別人數	均係中國人											學	生	國籍	分別人數	均係中國人	
歷	年	卒	業	生	徒	二十五年	一六	二六年	二四	二七年	一〇	二八年	一一	二九年	二三一	歷	年	學生數	二十五年	二四三
現	在	學	生	數											現	在	學	生數	二六年	二五〇
學	生	性別	男	女	二四年六	二五六	二七年一〇	二八八年	二九一年	二九九年	二三一	二九年一八三	二九年二六三	學	生	性別	男	女	性別	男
學	生	普	通	科											學	生	普	通	科	
學	生	美	以	美	會	校	董	會	校	長					學	生	美	以	美	
學	生	體	體	育	育	育	育	育	育	育					學	生	體	體	育	
學	生	外	國	人	教	員	(國籍別)								學	生	外	國	人	
學	生	日	三	德	伊	英	美	四	法	俄					學	生	日	三	德	
學	生	禮	堂	收	容	人	員								學	生	禮	堂	收	
學	生	普	通	教	室	室									學	生	普	通	教	
學	生	特	別	教	室										學	生	特	別	教	
學	生	三	間												學	生	三	間		

天津特別市教育宗教の現況

二九〇

概 考		備 育		學 狀 態		語 教		經 費	
名	稱	教	育	授	科	授	來	教科書	語
設立者姓名	私立究真初級中學校	日語教師數	俄英法語教語	科目	科目	日語	來源	教科書	語
李清賢	所屬米國基督教公理會	每班每週教授時數	日語教授開始年月	初中學系	國文日文英文算學史地家政衛生修身音樂體育				
李清賢	地址天津河北星鑄路	初級	二十七年二月	高中學系	國文日文英文算學史地家政修身體音樂體育				
李清賢	經由新民印書館出版教科書	三小時							
李清賢	均為必須	必須隨意							
李清賢	高級	三小時							
李清賢	均為必須	必須隨意							
李清賢	略	略							
李清賢	來華年月	來華年月							
李清賢	就任年月	就任年月							
李清賢	十六年九月	十六年九月							

備 育
一、米人實權を有す(訓育主任、會計主任)。
二、米人四名校内に居住す。
三、アメリカ式の民主主義思想養成。
四、漢文中学と姊妹校也。

設 計		組 織		卒 生 態 況		學 生 態 況		山 嘉 利 男 死亡 米 國	
人 數	教 職	總 學 系	學 系 别	創立年月及開學年	學生國籍	歷 年 學 生 數	現 在 學 生 數	山 嘉 利 男 死亡 米 國	山 嘉 利 男 死亡 米 國
有 二、七〇〇餘	無	圖 書 館	體 育	前清同治五年創立。光緒三十二年天津柴竹林中華書局移入。民國十五年又河北新校舍に移る。十六年秋教育部立案。十九年天津市教育局立案。	華 人	二十五年三〇〇	四七三	性別男三三四女一二九	性別男三三四女一二九
有 二、七〇〇餘	有	管 理 系 統	大 中 小 幼 附 設	附設究真、仰山兩小學	米國基督教公理會	二十六年一四	二十六年一四	二十七年二九	二十八年六一
有 二、七〇〇餘	無	運動 場	屋 內 體 育 場	校長	禮堂收容人數	二九年一〇〇	日三、米一	外國人教員(國籍別)	教室數
普通初中人材養成					普通教室		一二	普通初中人材養成	特別教室

天津特別市教育宗教の現況

二九一

天津特別市教育宗教の現況

二九二

教 授 用 語		國語		經 費 來 源		學雜費及市公費補助費等		金額		修業年限		三 每期學費 男一八元 女一六元		四 每期雜費 男一〇元 女九元		五 入學資格		
英佛獨露教育狀況		日語		每班每週教授時數		初級		三時 必須		三級		約二八、五一七元 歲出		約二二、二四四元		基本金 無		
日語 教師 數		日語 教師 數		效果的速成式標準日本語		人		人		人		人		人		人		
教 授 用 語	國語	英佛獨露教育狀況	日語	日語 教師 數	日語 教師 數	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
教 授 開始年月	二十六年十二月	教科書名	英佛獨露人	英	日語教師數	英三	日語教師數	英一	日語教師數	華人	日語教師數	華人	日語教師數	華人	日語教師數	華人	日語教師數	華人
設立者姓名	劉馨庭	性別	米一	劉馨庭	性別	米一	劉馨庭	性別	米一	劉馨庭	性別	米一	劉馨庭	性別	米一	劉馨庭	性別	米一
性別	男	年齡	天津南關下頭	性別	男	年齡	天津南關下頭	性別	男	年齡	天津南關下頭	性別	男	年齡	天津南關下頭	性別	男	年齡
年齡	六六	原籍	天津	年齡	六六	原籍	天津	年齡	六六	原籍	天津	年齡	六六	原籍	天津	年齡	六六	原籍
性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫
年齡	一三〇	年齡	天津	年齡	一三〇	年齡	天津	年齡	一三〇	年齡	天津	年齡	一三〇	年齡	天津	年齡	一三〇	年齡
性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫
年齡	十六年六月	年齡	天津	年齡	十六年六月	年齡	天津	年齡	十六年六月	年齡	天津	年齡	十六年六月	年齡	天津	年齡	十六年六月	年齡
性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫	天津	性別	女	籍貫
年齡	二十六年十二月	年齡	天津	年齡	二十六年十二月	年齡	天津	年齡	二十六年十二月	年齡	天津	年齡	二十六年十二月	年齡	天津	年齡	二十六年十二月	年齡

二、校長李清賢は形式上の校長にして學校經營の實權は米國基督教公理會にあり。

備 設		組		學 生		學 生		華 北 美 以 美 會		華 北 美 以 美 會		華 北 美 以 美 會		華 北 美 以 美 會		華 北 美 以 美 會	
人 數	教 職	人 數	教 職	人 數	教 職	人 數	教 職	創立年月日及草創	創立年月日及草創	設立年學生數	設立年學生數	現 在 學 生 數	現 在 學 生 數	學 生 國 籍 分 別 人 數	學 生 國 籍 分 別 人 數	歷 年 卒 業 生 數	歷 年 卒 業 生 數
有	無	有	無	有	無	有	無	民國紀元前二十年初級小學創設	民國紀元前二十年初級小學創設	二十五年春二二九	二十五年秋二二八	五七〇	五七〇	全部中國	全部中國	二十五年四〇	二十六年四三
總	管 理 系 統	校 務 系 統	大 中 小 幼 附 設	圖 書 館	體 育	學 系 别	學 系 别	董事會—校長—主任—訓育會議	董事會—校長—主任—訓育會議	劉馨庭	劉馨庭	男	女	美以美會—校董會—校長—主任—訓育—級任—科任	美以美會—校董會—校長—主任—訓育—級任—科任	二十六年四三	二十七年二七
一、〇〇〇	一	一	無	一五	一一	四	日二	外國人教員(國舊別)	外國人教員(國舊別)	八	八	無	無	普通教室	特別教室	二七年二七	二八年四五
								禮堂收容人員	禮堂收容人員					教室	教室	二九年七四	二九年七四

天津特別市教育宗教的現況

二九三

天津特別市教育行政の現況

二九四

概 考		備 備		育俄英法德俄人		況狀育教語日		經 費 來 源		教 授 科 目		教 育 狀 況		修 業 年 限				
校 長	姓 名	名 稱	學 校	每 班	每 週 教授時數	教 科 書	教 師 數	日 語 教授開始年月	日 語 教師數	日 語 教師名	初 級	二 級	三 時	一八、〇〇〇	歲 出	一八、〇〇〇	基 本 金	
性 別	年 齡	天津 市 私 立 素 真	中 津 文 中 學	每 班	每 週 教授時數	英 法 德 俄 人	教 師 數	民 國 二十七年二月	英 法 德 俄 人	無	初 級	無	高 級	必 須 隨 意	一八、〇〇〇	歲 出	一八、〇〇〇	基 本 金
原 籍	出 生 學 校	天津 小 仰 山	中 西 女 子 中 學	教 科 書	教 師 數	另 表	日 語 教 師 數	人	華 人	人	二 級	華 人	人	必 須 隨 意	高 級	三 時	必 須 隨 意	
就 任 年 月	經 歷	地 址	天津 河 北 昆 錦 路	所 屬	米 國 基 育 教 公 理 會	校 長	名 稱	中 西 女 子 中 學	中 西 女 子 中 學	同 系 同 趣 旨 的 學 校	教 科 書	教 師 數	日 語 教 師 數	英 法 德 俄 人	教 師 數	每 班	每 週 教授時數	育 俄 英 法 德 俄 人

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

二九六

備 考 備	學 教 狀 況		學 教 狀 況		學 教 狀 況		學 教 狀 況	
	英 佛 獨 露 人	教 授 用 語	英 佛 獨 露 人	教 授 用 語	英 佛 獨 露 人	教 授 用 語	英 佛 獨 露 人	教 授 用 語
有		あり	なし	三〇〇餘	六	なし		
教 育 方 針								
修 業 年 限	初四年 小三年	普通教育實施	入學資格	初小 高小	初小 同等地力	初小 同等學力	初小 高小三年	初小 四年二年 五年
教 授 科 目	普通算術 國語 算術 史地		普通算術 國語 算術 史地		日語 自然 修身 衛生等			
使 用 教 科 書	新民印書館出版の教科書							
經 費 來 源	學雜費及零附等 金額年)	約六 八五四元	歲出	約六 八五四元	基本金	なし		
每 班 每 週 教 授 時 數	初 級	一時 必須	必 須	高 級	二時 必 須	必 須		
教 科 書 名	效果的速成式日本語讀本							
日 語 教 師 數	日 人 一			華 人 一				
日 語 教 授 開 始 年 月	二十六年九月							
教 師 數	英 佛 獨 露 人	無	高 級	無	華 人 無			
英 佛 獨 露 人								

學校の狀況究眞中學に同じ。

教職員	學 生 概 說								
	名 稱	校 長	姓 名	性 別	年 齡	原 籍	出 身 學 校	經 歷	俸 給
總 管 理 系 統	校 務 系 統	校 長	劉 慶 先	男	三七	河 北 省	徐水中學	校長三年本校六年	來 華 年 月
大、中、小、幼 附設	學生國籍分別人數	設立者 氏 名	狄 允 讓	男	六五	佛 國	天主教司鐸	○	就 任 年 月
學 系 別	歷 年 學 生 數	創 立 年 月 日 及 沿 革	設 立 趣 旨	清光緒三十二年二月初小成立、民國五年天津縣公署立案、民國七年高小加設、民國二十年天津教育局立案	清光緒三十一年七月	國 民 道 德 的 涵 養			
學生國籍分別人數	歷 年 學 生 數	設立年月日及沿革	設立趣旨	創立年月日及沿革	學生國籍分別人數	學生國籍分別人數	學生國籍分別人數	學生國籍分別人數	學生國籍分別人數
總 管 理 系 統	學 系 別	校 務 系 統	校 長	校 長	校 長	校 長	校 長	校 長	校 長
大、中、小、幼 附設			校 務 課 主 任	校 務 課 主 任	校 務 課 主 任	校 務 課 主 任	校 務 課 主 任	校 務 課 主 任	校 務 課 主 任
總 管 理 系 統	學 系 別	校 務 系 統	校 長	校 務 課 主 任	校 務 課 主 任	校 務 課 主 任	校 務 課 主 任	校 務 課 主 任	校 務 課 主 任
天津特別市教育宗教の現況	天津特別市教育宗教の現況	天津特別市教育宗教の現況	天津特別市教育宗教の現況	天津特別市教育宗教の現況	天津特別市教育宗教の現況	天津特別市教育宗教の現況	天津特別市教育宗教の現況	天津特別市教育宗教の現況	天津特別市教育宗教の現況

二九七

天活特別市教育宗教の現況

二九八

育俄英 狀語法 況教憲		況狀育教語日		經費來源		教學狀況		備設		人數	
教 師 數	每班每週教授時數	日語教師數	教科書名	每班每週教授時數	初級	教學狀況	備設	圖書館	體育場	教室數	
英法德俄人	民國二十八年三月	初級	華人	日語教授開始年月	日語教科書名	小學日語讀本一、二、三	授用語	華語	屋內體育場	禮堂收容人員	九
華人	高級	華人	高級	日語教授開始年月	日語教科書名	小學日語讀本一、二、三	授用語	華語	運動場	六	八
無	無	無	無	無	無	無	教方針	自學自習を奨励し普通の知識技能を授く	禮堂收容人員	無	一
有無	書籍數	高小四年	高小五年	高小六年	高小六年	高小五年	教育年限	修業年限	運動場	普通教室	日、德、伊、英、美、法、俄
無	書籍數	每期學費	每期學費	每期學費	每期學費	每期雜費	授科目	初級	屋內體育場	特別教室	人數
有	運動場	高小四年	高小四年	高小四年	高小四年	一元貧者免收	授科目	初級	禮堂收容人員	教室數	
無	屋內體育場	高小四年	高小四年	高小四年	高小四年	入學資格	授科目	初級	禮堂收容人員	教室數	
六	禮堂收容人員	六	禮堂收容人員	六	禮堂收容人員	六	授科目	初級	禮堂收容人員	教室數	
無	禮堂收容人員	無	禮堂收容人員	無	禮堂收容人員	無	授科目	初級	禮堂收容人員	教室數	
普通教室	普通教室	普通教室	普通教室	普通教室	普通教室	普通教室	授科目	初級	普通教室	教室數	
特別教室	特別教室	特別教室	特別教室	特別教室	特別教室	特別教室	授科目	初級	特別教室	教室數	
教室數	教室數	教室數	教室數	教室數	教室數	教室數	授科目	初級	教室數	教室數	

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

三〇〇

人數 教職	管理系統		天津基督教會 横長		外國人教員(國籍別)
	總數	男	女	育	
總數	一	二	三	八	日、德、伊、英、美、法、俄
有無	圖書館	體育			
無	書籍數	運動場	屋內體育場		
	有	無			
			禮堂收容人員	教室數	
			普通教室	特別教室	
六	每期學費	高小五元	初小二元	每期雜費	高小三元
修業年限				初小二元	入學資格
教育方針	自學自習を奨励し普通の知識技能を授く				
教授科目					
使用教科書	初小學系	算術國語常識日語修身珠算音樂體育工藝圖畫大小字範文			
教授用語	高小學系	算術國語自然日語修身珠算音樂體育範文工藝圖畫地理歷史作文大小字			
費用來源	天主堂補助及徵收學費	金額(年)	裁出	三、七八〇元	基本金
每班每週教授時數	初級	二時	必須隨意	必須	
教科書名	小學日語讀本一、二、三		高級	二時	必須隨意
日語教師數	日人				必須
日語教授開始年月	民國二十八年二月				

組	生 學 概 况										備 考	育英法學 教育狀況	
	名	稱	(グランマースクール) 天津英文學堂	所屬	英工部局	地址	英租界三四號路	教 師	每班每週教授時數	初 級	高 級		
學生國籍分別人數	校長姓名	性別	年齡	原籍	出身學校	經	歷	俸給	來華年月	就任年月			
米九、英二二六、露六一、支二一、波五、比律賓四、其他二四	烏ドオール	男	英	英國									
二十五年三六五	創立年月日及沿革	設立者姓名	性別	年齡	原籍	略	歷	來華年月					
二十六年三〇二	英工部局	設立年月											
二十七年三五〇	校務系統	趣旨											
二九年二三一	現在學生數	三三一	性別	男	一一九	女	一二二						
學生國籍分別人數	學生國籍分別人數	米九、英二二六、露六一、支二一、波五、比律賓四、其他二四											
二十九年二三一	校務系統	幼稚園、初級中學、高級中學											

天津特別市教育宗教の現況

三

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

三四

教職員數		組織		外國人教員(國籍別)			
人數		管理系統		校董會管理			
總數		男		女			
圖書館員	三	體育員	六	運動場員	七	禮堂收容人數	普通教室
有無	二三四〇〇	一	無	屋內體育場	伊一、英一、佛二、露九	普通教室	特別教室
圖書館員	書籍數	運動場員	屋內體育場	禮堂收容人數	普通教室	普通教室	特別教室
教育方針	修業年限	前期學費	三〇元一六〇元	每期雜費	入學資格	普通教室	特別教室
普通教育を授くるを以て本旨とし何等政治的意味なし	三ヶ年						
授教科目	教授科目	工、音楽、體操、英語、文學	ユダヤ史、ユダヤ文學、ロシヤ語、英語、地理、博物、圖畫、算術、代數、幾何、物理、手				
使用教科書	授用教科書	英國にて出版せられたるヘブリュウ語ロシヤ語及英語を用ひたる教科書	英語、ロシヤ語及ヘブリュウ語				
費用來源	金額(年)	四二、〇〇〇元	歲出	四二、〇〇〇元	基本金	無	
每週教授時數	初級	無	必須隨意	高級	無	必須隨意	
教科書名	日語	人					
日語教師數	日語教師開始年月	華人					

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

三〇六

組織	人員數	教職	大、中、小、幼附設		幼稚部附設	
			總數	男數	女數	外國人教員(國籍別)
	二		四	七	七	日二、獨一、露一、ボーランド一
	四〇〇〇		有	無	三〇〇	九

狀況	學科	教員	備設		備設	人員數	教職
			圖書館	體育			
教育方針	東亞を認識せしむるに主眼を置く						
修業年限	七年	定期學費	二二元一三〇元	每期雜費	二一五元	入學資格	四歳より入學(但幼稚園)
教授科目	小學系 算術 代數 幾何 三角 倫理 國語 英語 日語 華語 歷史 地理 理科 裁縫 體操	英佛獨露人 ボーランド人	露語七 英語二	高級	露語三 英語二 華語一	金額(年)	三六,〇〇〇
使用教科書	中學系 代數 幾何 三角 倫理 國語 英語 日語 華語 歷史 地理 化學 物理 倫理 以上教科書使用					歲出	三六,〇〇〇
教授用語	ロシヤ語					基本金	五,〇〇〇
經費來源	保護者會 防共委員會						
每班每週教授時數	初級 六時	必須隨意	必須	高級	三時	必須隨意	必須
教科書名	本校編纂日語教科書						
日語教師數	日人二						
	ロシヤ人一						

概況									
英佛獨露人教育の現況									
日語教授開始年月	昭和十三年九月								
每班每週教授時數	露語七 英語二								
教師數	英佛獨露人 ボーランド人一								
校長姓名	高級								
孟達那	露語三 英語二 華語一								
設立者姓名	露語三 英語二 華語一								
性別	露語三 英語二 華語一								
年齡	露語三 英語二 華語一								
原籍	露語三 英語二 華語一								
略	露語三 英語二 華語一								
創立年月日及沿革	一九一四年七月二十六日佛界十四號路に設立。一九二一年十月七日現在の處に移転。								
設立趣旨	青年女性教育のため								
歷年學生數	一九一四年七〇 一九二四年三五 以後三三五								
現在學生數	二九〇 性別 男 無 女 二九〇								
學生國籍分別人數	獨四、米八、英二、アルマニヤ一、白一〇、華一四五、日四、埃及一、西班牙一、佛一四 希臘一、米八、英二、アルマニヤ一、白一〇、華一四五、日四、埃及一、西班牙一、佛一四 マニヤ一、オランダ四、伊三、猶太一〇、リスアニア一、比律賓一、波五、葡三、土三、ル一 露五〇								
歷年卒業生數	二十五年四七 二十六年五一 二十七年五三 二十八年四〇 二十九年二二								

天津特別市教育宗教の現況

三〇七

天津特別市教育宗教の現況

三〇八

語日	學 系 别		劍橋大學入學準備	
	學系系統	校務系統	大、中、小、幼附設	佛文小學及中學
教 課	人員數	教職	總數	女
授用語	備 設	圖書館	運動場	白、獨一、佛一、英一、米二、佛一、加奈多四、葡一、蘇格蘭一
授用語	有無	書籍數	屋內體育場	禮堂收容人數
授用語	七〇〇	有	三五〇	普通教室
授用語	教育方針	西文	一〇	特別教室
授用語	修業年限	一〇	四九、八〇〇元	教室數
授用語	授課科目	劍橋大學入學準備	歲出	四九、八〇〇元
授用語	使用教科書	劍橋大學準備的書籍	基本金	
授用語	授用語	英佛語		
授用語	經費來源	金額(年)		
授用語	每班每週教授時數	初級	四九、八〇〇元	
授用語	每班每週教授時數	英、佛、獨	歲出	
授用語	每班每週教授時數	二六	四九、八〇〇元	
授用語	每班每週教授時數	高級	基本金	

考 備	況 狀 育									
	育 練 英 佛 國 語 教 學 情 況									
名 称	(セントルイススクール)佛國公學	所 屬	聖母會	地 址	佛界十二號路一九五					
校 長 姓 名	安 祥	性 別	男	年 齡	六 九	原 籍	英 佛	初 級	英、佛、獨	二 六
設 立 者 姓 名	安 国	性 別	男	年 齡	六 九	原 籍	佛 國	英 九	佛 四	高 級
天津公教會	創立年月日及沿革	設立年學生數	天津	學生數	一八八〇	學生數	二十四ヶ國人(露五六、華三三、猶二二、佛二一、其他)	現 在 學 生	一八〇	性 別
								男	一八〇	女
										無

天津特別市教育宗教の現況

三〇

教語日	教科書名	學 狀 紋				教 訓		組 織	
		人數	總數	男	女	外國人教員(國籍別)	教職員	大中小幼附設	校務系統
教 科 書 名	教 科 書 名	圖 書 館	圖 書 館	圖 書 館	圖 書 館	圖 書 館	圖 書 館	圖 書 館	圖 書 館
每班 每週 教授時數	必 須隨 意	有 無	書 籍 數	運 動 場	屋 內 體 育 場	禮 堂 收 容 人 數	普 通 教 室	教 室	獨 四、 西 班 牙 一、 華 一、 佛 五
經 費 來 源	教 授 用 語	七 〇 〇	七 〇 〇	七 〇 〇	七 〇 〇	七 〇 〇	八 八	二 二	七 〇 〇
教 授 科 目	使 用 教 科 書	私 人	金 額 (年)	歲 出	基 本 金	入 學 資 格	七 歲 以 下	入 學 資 格	七 歲 以 上
修 業 年 限	佛 英 教 科 書	劍 橋 大 學 天 津 科 目	八 年 十 年	每 期 學 費	別 紙	每 期 雜 費	別 紙	入 學 資 格	七 歲 以 上
初 級	必 須隨 意	高 級	必 須隨 意						

備 考	英佛獨露語狀況		日語教授開始年月		現狀	
	教 師 數	每班每週教授時數	初 級	四	日 語 教 師 數	華 人
一、設備良。	英佛獨露人					
二、中國人子弟にして在學せる者相當數あり。			高 級	四		
			華 人	四		

五 試驗研究機關

組 織	市立農事試驗場	所屬	市立	場址	宜興埠
試辦研究事項					
內分事務技術兩		職員數	五人		
全年經費	一七四〇〇〇〇				
本場は初創に係り目下準備中なる故職員は僅か五人しか居らず。		來源	市款		
農藝類(食用作物工藝作物)	園藝類(蔬菜果樹園賞植物)	畜產病蟲害蟲			

第一、宗教の現況

天井にて垂れ下る扇子二本垂枝、其の各所に文、天里文、三文字文、三葉文等。

新教四、天理教五、金光教一、生長の家一、合計二二有り。別に佛教聯合會一及び神社二有り。其の各處の狀況は次
天主特判市教育局改の見兄

第一、宗教の現況

一、日本側宗教の現況

三

表の如し

天津特別市教育宗教の現況

天津市日本宗敎現況一覽表(昭和十七年五月大吏宿閣調查)

天津特別市教育宗教の現況

天津理教一誠 天理教

仁壽里九二路

昭二、二、〇

三三人

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

天津特別市教育宗教の現況

三一六

性同五靜老關玉龍城靜玉帝天水
名善尊修君帝皇王隍業皇君后月
稱道佛道佛
堂房房堂廟廟廟廟廟廟宮卷
韓高鴻馮李丁高呂李養胡陳方張黎
玉永忠玉省信文信智靜省省修明
麟祥順誠才三榮瑞寬深子欽銘吾華慧
主持姓名
第五分局 第一分局 第二分局 第八分局
第六分局 第九分局 第七分局 第六分局
第三分局 第四分局 第五分局 第三分局
第一分局 第二分局 第三分局 第四分局
区域 地點 備考

圓土黃白裏碧藥孫娘々々普普掛極大朝王藥北紅募普
衣通地姑王霞王雲娘薩濟甲寺悲陽王極興安渡
禪寺廟卷林廟宮廟寺廟廟卷寺廟卷寺廟卷
王楊昌呂王曾李高李孫劉孫王妙王芳張邢隆仁圓王隆
成聘桂廣度兆玉楊鳳鴻有福壁起
義卿喜德來蘇祥永茂氏義濱興法祥源臣鳳元保明元元
大北關東河治七號
大街南
西寧路大街六號
儘樓三合里四號
橋東抄家胡同十四號
小孫莊南北街一號
賈家沽道通西道街四號
張大達莊永華大街一號
汪家老中山大街八號
大畢莊前街二十二號
白廟村前
東于莊村頭
宜興埠村碧霞宮街一號
丹華公司派出所所藥王廟後一號
丁字沽南大街
黃姑卷一條胡同
西園西單家面鋪胡同八號
如意處東前道五號

市立第四十一小學校

宜興埠派出所

長年月に亘りたるため調査し難し

(二) 天津特別市道教寺廟調查表(昭和十六年十月天津市公署調査)

区域	地點	備考
第一分局	塘子胡同十八號	私立耐陽小學校
第二分局	西北城隍廟內八號城角	西北城角派出所 消防隊第四分隊警察
第三分局	玉皇廟後胡同七號	局第三箭易學校 第二出張所 市立第十小學校 新民會第二地區分會 龍王廟派出所
第四分局	水梯子大街關帝廟大街十八號	玉皇廟派出所 市立第十七小學校
第五分局	小劉庄鮑子里增十一號	私立秀山小學校佔用一部
第六分局	河沿小街五號	
第七分局	吳窑村興胡同九號	

天津特別市教育宗教の現況

三一七

天津特別市教育宗教の現況

三一八

(三) 天津特別市清真寺調査表(昭和十六年十月天津市公署調査)

回教		別教		(三) 天津特別市清真寺調查表(昭和十六年十月天津市公署調査)	
名	稱	地	址	大直沽趙家胡同十九號 鄭家莊秦家胡同二號 徐莊子	何家胡同十五號
清真寺	寺會	沈家台大街清真寺胡同七號	沈家台大街清真寺胡同七號	沈家台大街清真寺胡同七號	沈家台大街清真寺胡同七號
清真寺	寺會	清真寺大街一號	清真寺大街一號	清真寺大街一號	清真寺大街一號
清真寺	寺會	海會寺南街三十號	海會寺南街三十號	海會寺南街三十號	海會寺南街三十號
清真寺	寺會	石橋西街十號	石橋西街十號	石橋西街十號	石橋西街十號
清真寺	寺會	楊莊大街二十八號	楊莊大街二十八號	楊莊大街二十八號	楊莊大街二十八號
清真寺	寺會	金家廟大街禮拜寺胡同	金家廟大街禮拜寺胡同	金家廟大街禮拜寺胡同	金家廟大街禮拜寺胡同
清真寺	寺會	娘娘廟大街清真寺胡同	娘娘廟大街清真寺胡同	娘娘廟大街清真寺胡同	娘娘廟大街清真寺胡同
清真寺	寺會	南華里派出所厚德里二十六號	南華里派出所厚德里二十六號	南華里派出所厚德里二十六號	南華里派出所厚德里二十六號
清真寺	寺會	北街增字二號	北街增字二號	北街增字二號	北街增字二號
清真寺	寺會	穆家莊清真寺大街	穆家莊清真寺大街	穆家莊清真寺大街	穆家莊清真寺大街
清真寺	寺會	大紅橋北清真里九號	大紅橋北清真里九號	大紅橋北清真里九號	大紅橋北清真里九號
天齊廟	寺會	清真寺前街一八號	清真寺前街一八號	清真寺前街一八號	清真寺前街一八號
清真寺	分會	李承璽	李承璽	李承璽	李承璽
清真寺	聯合會	孫學增	孫學增	孫學增	孫學增
清真寺	聯合會	徐振鵠	徐振鵠	徐振鵠	徐振鵠
清真寺	聯合會	李智遠	第九分局	第九分局	第九分局

(四) 天津特別市自立基督教調查表(昭和十六年十月天津市公署調于廣街一六四號 淸真寺)

(四) 天津特別市自立基督教調查表(昭和十六年十月天津市公署調)		教會名稱	場所	教會系別	責任者氏名
中華基督教會倉門口堂	中華基督教會自立會	該樓東倉門口	鼓樓東倉門口	完全華人自立自養之教會	聚德里三九號
基 督 徒 聖 會 所	基 督 徒 佈 道 所	特別行政區六二號路二十四號	特別行政區二十一號路	營盤路一二四號	清 真 寺
基 督 徒 聚 會 所	基 督 徒 聚 會 所	南市建物大街一二六號	北門東一〇六號	于廢街一六四號	真 寺
基 督 徒 聚 會 處	基 督 徒 聚 會 處	大直沽前街	大直沽前街		
一 位 神 召 會	一 位 神 召 會	特一區致安里十四號	特一區致安里十四號		
天 津 耶 蘇 崔 庭	天 津 耶 蘇 崔 庭	特政區耀華里八十二號	南門外懷慶里四條胡同		
耶 蘇 崔 庭 基 督 會 堂	耶 蘇 崔 庭 基 督 會 堂	特一區管理局街	南門外懷慶里四條胡同		
聖 城 新 教 會	聖 城 新 教 會	西頭如意巷西	南門外懷慶里四條胡同		
耶 蘇 宿 庭 支 會	耶 蘇 宿 庭 支 會	南門西姚家下廠西	南門外懷慶里四條胡同		
中華基督教會沈王莊堂	中華基督教會沈王莊堂	東門內	南門西三三號樓上		
天津 神 召 會	天津 神 召 會	河東沈王莊	河東沈王莊		
中華基督教衛理公會	中華基督教衛理公會	西門內	河北大經路七六號		
與美國有關係之教會					
紀于李劉范戴王李劉夏	新曉顯潤子大約永	劉席錫	周鈞	張周	劉德清
薪傳帆之田炎同翰信	傳帆之田炎同翰信	齊齡	新濤	雍元	德元

天津特別市教育宗教の現況

衛理公會維斯理堂	法租界二十六號路
中華基督教衛理公會	特一區山西路
華北基督教公理會西沽教會	南關大街
華北基督教公理會岡津路	南馬路晒米廠
基督復臨安息日會	西沽
華北基督教公理會西沽教會	河北岡津路
中華基督教青年會	一、東馬路 二、法租界巴黎路
中華基督教女青年會	特政區海大道
中華基督教迦南會聖經學院	特一區中街一〇一增一號
海大道中華基督教會	法租界海大道
鼓樓西中華基督教會	鼓樓西
天津聖經公會	特政區十一號路一八一號
救世軍河東隊	六玉莊八路經
救世軍南隊	北馬路西頭
救世軍中隊	南門外寧家大橋
中華基督教循道公會	南馬路南門西二十八號
中華聖公會救主堂	東馬路
	特一區營 路北首

(五) 天津特別市類似宗教調查表(昭和十六年十月天津市公署調)

教別
名稱
地址

備考

何鄭又	李高楊	馬吳主劉潘鄭楊王	王宗孫王	三一〇
質錫	德道振	國書管修子汝肖子	霍培	
夫三生	廉平川	楨翰齊齊豐銓彭英	圓臯林之	

理 教	公議堂	官濟大街一八八號
	善水處公所	土地廟二三號
	善茶公所	東門內西箭道二號
	善戒烟公所	開口大街二六號
	善戒酒公所	貢院東胡同五一號
	善福堂	頭道胡同十八號
	善修堂	頭道胡同二六號
	善修堂	公所前胡同六號
	善修堂	張家大院七號
	善修堂	九道胡同五號
	善修堂	大木溝六十七號
	善修堂	南門西馬路一三九號
	善修堂	南門西部家胡同三號
	善修堂	西河沿十三號
	善修堂	慧善胡同十二號
	善修堂	李夫房胡同三十三號
	善修堂	劉家大樓三條十三號
	善修堂	南開塘子胡同十一號
	善修堂	西關外南大道百祥里內

天津特別市教育宗教の現況

三

德復公忠誠一修崇心積敬復平清惠公修理真堂順理善修堂福德堂香善堂元運株福仁真堂

南大道李家樓四十三號	永明寺大街二十三號	永明寺南街三十號	海會寺大街二十八號
小宜門口九號	天聚里三十一號	小關大街七十九號	電燈房大街八十四號
河北小于莊	小劉庄大街一號	賀家口後莊大街	楊莊子東西小街五十六號
		楊莊子隔家胡同十九號	西樓學堂路二號
		東樓派出所于家胡同五號	信德里一六九號
		慧知靈二十六號	大畢莊公所胡同九號
崇德里增一號	小郭莊惠善堂胡同增字一號	王莊大街增四號	李家台街
王莊大街增四號	公所胡同五一號		

七七七七七七六六六六六六五五五二二二二二

二清東思理清福修扶同明修天孝正志德悟靜正樂
衆一善意一堂善瑞津義仁本安心善
清善堂堂堂理身和堂株理堂德信修堂堂德堂堂
株堂公門公公聯公公公公公公公公
公公公公公公公公公公公公公公
所所有所有所堂所堂所堂會所堂堂堂所所有所堂所

大直沽中街六十七號	旺道莊大街八十五號	唐家口派出所唐四大街四六號	賈沽道通西道街八號
大直沽約王庄義和街六十八號	芥園大堤十四號	廣開中街五十三號	首善東里十一號
水豐市西老公所	南大道街一〇五號	南大道街一〇五號	德安里八號
廣濟胡同	石橋胡同四號	韓家店大街三十三號	
	如意棲後街三十九號	墳子河路十七號	
	福瑞胡同一號	小鹽店八號	
	屠家胡同十號	屠家胡同十號	
	公議三條胡同一號	公議三條胡同一號	
	東善公所四號	東善公所四號	
	大口胡同二十一號	白衣巷東胡同十一號	

特特特特特特特特

天津特別市教育宗教の現況

青龍橋胡同六號
霍家號
楊家花園東西大街四十七號
項家胡同三十五號

三、第三國系宗教及大東亞戰爭の影響

天津に於ける第三國系宗教には從來天主教及び基督新教に屬する衛理公會、公理會、倫敦會、通聖會、救世軍、循道公會、安息日會、聖公會、聖經公會有り。而て新教各派は敵國英米ノルウェー人の經營に係りしを以て、大東亞戰爭の勃發と共に布教を停止せしめられたり。是等敵國人宣教師は布教出來ざるに至りしを以て、外交使節の歸國と同時に歸國の豫定なり。而て敵國系教會財產は政府の認可を得て、全て華人佈教者に移讓することとなり、天津市にては已に移讓を完了せり。敵國人宣教師の驅逐と共に、中國人獨自の教團結成の氣運生じて已に北京に華北基督教聯合促進會が結成されしが、本市に於ては昭和十七年六月五日之に應じて同天津分會を結成して合流せり。同發會式は五馬路基督教青年會館に於て舉行されたり。

の天主教の状況は左表の如し。

天名主數、稱堂地三才

一、本報告は昭和十六年夏季に引き続き昭和十七年一月より二月に亘り中央醫學院附屬醫院長、醫學博士宮本田守に委嘱調査したる蒙疆主要都市に於ける各冬季食物調査中間報告なり。

二、本報告は昭和十七年十月元興亞院蒙疆通絡部より蒙疆調査資料第六一號として送付されたり。

緒 言

本調査は昭和十六年夏季に蒙疆鐵道沿線の食物調査を行つたのに引き続き、同じ目的によつて冬季に於ける食物調査を施行したものである。正月には特別な料理が用ひられるので之を避ける爲めに一月末から二月に掛けて行つた。張家口では支那正月に掛り現地系の食物調査には不適當な時期になつた爲めに張家口に於ける現地系の調査が不能に終つた事を遺憾に思ふ次第である。

調査方法

夏季に於けると同じ目的による冬季調査であるから其の方法も夏季に於けると全く同様に行つた。各地方別に一戸一戸を訪問して前日又は當日實際攝取した食物の種類及び量を戸別的に聽取し、其の材料に就て分析表から攝取した食物中に含有されて居る各種養素及びビタミンに就て觀察し、其の可否を決定するのである。

調査地域及び調査數（第一表参照）

調査した地域は前回と同様張家口、大同、厚和、包頭の四都市である。

一、張家口に於てはたまく支那正月にかゝつた爲めに現地系に就ては調査不能となり甚だ遺憾である。

目系に就ては第一表に示す如く一二〇戸、五三八名に就て調査をなした。

二、大同に於ては現地系一五二戸、日系一三〇戸、合計二八二戸である。人數にすれば現地系六八三名、日系五三

四名、合計一、二一七名に就て調査を行つた。

三、厚和に於ては現地系一三二戸、日系一八戸である。人數にすれば現地系五六二名、日系四五七名、合計一〇

一九名に就て調査を行つた。

四、包頭に於ては現地系一五〇戸、日系一二〇戸、合計二七〇戸である。人數にすれば現地系五八六名、日系四三

六名、合計一、〇二二名に就て調査を行つた。

全地域を合計すれば現地系四三四戸、日系四八八戸で合計九三三戸である。人數にすれば現地系一、八三一名、日

系一、九六五名で總計三、七九六名に就て調査を行つたのである。

調査成績（第二及第三表参照）

張家口に於ける現地系に對する調査は支那正月に掛つた爲めに調査不能であつた。日系の用ひた食品數は一四一種類である。之は夏季調査よりも種類が多い様であるが蔓子或は罐詰類が多くなつた爲めである。動物性食品は牛内が一番多く次は魚類である。その他豚肉、鶏肉、鶏卵等で分析表による詳細な計算に依らねば斷言は出来ないが大體充分であらうと思はれる。生野菜は大根が第一位で之は夏季と同じである。其他白菜、馬鈴薯、萌、葱、山芋、玉米、

牛蒡、蓮根、里芋、韭、胡瓜、菠菜草、春菊、蕪の十五種類である。子供を半人前として大人一人に對する平均量は二〇七瓦となり、必要量の半分に過ぎない。

大同に於ける現地系の食品は二七種類で夏季よりも三種類少ない。主食は莜麵、粟、饅頭、白麵、高粱、餛飩、白米の順で少量ではあるが白米を食つて居る者もある。夏季には粟、莜麵、白麵の順であった。動物性食品は主として牛肉を用ひ少量の豚肉があるのみで羊肉、鶏肉等は全くない。之は第四表に示す如くである。大人一人に對する平均量を計算すると四・二瓦となり之では不充分である。生野菜類は馬鈴薯が最も多く玉頭、葱、萌、菠菜の五種類で大人一人に對する平均量は二九六瓦でも之も充分ではない。

大同に於ける日系の食品數は一二六種で夏季に於けるよりも多いが菓子、罐詰類が多くなつて居るためである。動物性食品は牛肉、魚類を初め豚肉、鶏肉、鶏卵等多量にあらうと思はれる。併しながら分析表による詳細の計算の結果を得たねば斷言は出來ない。生野菜類は馬鈴薯、白菜、萌、葱、大根、山芋、玉米、牛蒡、蓮根、里芋、胡瓜、菠菜草、蕪の十四種で大人一人に對する平均量は二七〇瓦で張家口に於けるよりも稍々多いが尙ほ不充分である。

厚和に於ける現地系の食品數は二七種類で夏季に於けるよりも四種類少ない。主食は粟、玉米麵(蜀黍粉)、白麵、饅頭、莜麵、炒餅、高粱の順である。夏季には白麵、粟、莜麵の順で白麵の食量が非常に減少して居る事が目に付く。

動物性食品は第四表に示す如く牛肉が大部分で少量の魚肉、豚肉を用ひて居るのみである。大人一人に平均して見ると八・一瓦で大同に於けるよりは稍々多いが不充分である。夏、冬共厚和現地系は大同現地系よりも動物性食品を多く取つて居る。生野菜は馬鈴薯、玉頭、白菜、葱、萌の五種類で大人一人に對する平均量は三四六瓦で大同より稍々良好である。

ある。

厚和に於ける日系の食品數は一一七種類で夏季調査の分よりも多いが菓子、罐詰類の種類が多くなつて居る爲である。日系の動物性食品は牛肉を初め魚介類、豚、鶏、鶏卵等大量に用ひて居るから十分であらうと思はれる。併しながら之も分析表に依る詳細な計算を待たねば斷言は出來ない。生野菜類は馬鈴薯、白菜、萌、葱、大根、山芋、玉米、牛蒡、胡瓜、菠菜草の十種類で張家口、大同よりも種類は少い。大人一人に對する平均量は二四八瓦で量から言へば大同よりも少いが張家口よりも多い。一人當りの野菜の量は日系よりも現地系の方が却て多い。

包頭に於ける現地系の食品數は二六種類で大同、厚和より一種類少ない。夏季に於けるよりも二種類少い。主食は粟、莜麵、饅頭、高粱、饅頭、白麵、玉米麵、炒餅、糜米の順である。夏季には白麵、粟、莜麵、糜米、白菜の順であるが包頭に於ても白麵の量が非常に減少して居る。動物性食品は第四表に示す如く牛肉及びその半量の豚肉とで其の他に極少量の羊肉を用ひて居る。大人一人に對する平均量は七・八瓦である。大同よりも多いが厚和よりも少い。夏季に比すれば多いが充分ではない。生野菜は馬鈴薯、玉頭、白菜、葱、人蔘、萌の六種類で大人一人に對する平均量は一九〇瓦である。三都市中最も少い。

包頭に於ける日系の食品數は一二三種類で之も夏季よりは多いが菓子、罐詰類が多い爲である。動物性食品は牛肉、魚介類、豚肉、鶏肉、鶏卵等多量に用ひて居るから充分であらうと思はれる。併しながら分析表による詳細な計算に依らないと斷言は出來ない。生野菜は馬鈴薯、白菜、萌、葱、大根、山芋、玉米、牛蒡、里芋、韭、胡瓜、菠菜草、春菊、茄子の十四種類である。大人一人に對する平均量は二三三瓦で大同、厚和よりも少く張家口よりも多い。之

では充分とは云はない。

四都市を総合して考察するに現地系四三四戸、一、八三一名に就ての調査成績は第二表合計の部に示す如くであつて食品數は三六種類である。各地方別に見ても食品數が夏季よりも一割以上減少して居る。

主食に就て特に目に付くのは白麵の量が非常に減少して居る事である。之は白麵の入手困難が調査の結果に現れたものである。冬季調査に於ける主食物の用ひられて居る順序は粟、莜麵、饅頭、白麵、高粱、玉米麪、餛飩、白米の順序である。副食物中最大量用ひられて居るものは馬鈴薯で、寧ろ之も主食の感があるが馬鈴薯は生野菜とも考へられるので之を副食物として扱ふことにした。次は玉頭、萌、白菜、大根漬の順である。動物性食品は牛肉が大部分を占め、豚肉、魚肉、羊肉が少量用ひられて居る事は第四表に示す如くである。大人一人に對する平均量は六・六瓦にしか當らない。生野菜は馬鈴薯、玉頭、萌、白菜、葱、人蔥、玉菜、菠菜の八種類で大人一人に對する平均量一七七・三瓦で大體生野菜の必要量を四〇〇瓦としても其の七割にしか當らない。

現地系の食品を見ると熱量に就ては分析表による詳細な計算を待たねば何とも言へないが動物性食品及び生野菜は充分でない事は大體想像が出来る。

日系に就て之を考察すると調査數は四八八戸、一、九六五名である。食品數は一九一種類で夏季調査の場合より多い様であるが菓子、罐詰及び乾物が多い爲めに斯かる結果になつて居る。主食物は米で之に少量の櫻麥を混入して居る。多くの家庭で味噌を使用して居る。副食物中白菜が一番多く用ひられ馬鈴薯、豆腐、大根、牛肉、澤庵漬、白麵、赤味噌、人蔥、葱、萌、魚、蒟蒻、山芋、牛蒡の順である。

結語

動物性食品は牛肉が最大で魚介類、豚肉、鶏卵、鶏肉等多量に使用されて居るから充分であらうと思はれる。但し之も分析表に依る詳細な計算に依らねば明言は出來ない。生野菜を見るに白菜を第一として馬鈴薯、大根、人蔥、葱、萌、山芋、牛蒡、菠蘿草、玉米、蓮根、里芋、胡瓜、韭、茄子、蕪、春菊の一七種類である。大人一人に對する平均量は二四五・八瓦で大體の必要量を四〇〇瓦とすると六割強にしか當らない。生野菜類は日系よりも現地系の方が多く摂取して居る事になる。

一、一月末から二月にかけて蒙疆鐵道沿線の張家口、大同、厚和、包頭の四大都市に於て現地系、日系に就て日々摂取して居る食物の種類及び量の調査を行つた。

二、一日に一人が摂取する全熱量に就ては分析表に依つた詳細な計算の結果を待たねば分らない。

三、各種栄養素及びビタミンに就ても分析表に依つた詳細な計算の結果を待たねば何とも斷定出来ない。

四、摂取した量のみから考察すると現地系は主として穀類を多く用ひ副食としての動物性食品量が少く又生野菜類の量が少いからビタミン類特にA、Cの不足が起りはせぬかと思はれる。

日系は主食は白米で副食の種類は多いが生野菜が少いからビタミンB、Cの不足を來す恐れがある。事實病院の外來で脚氣患者を診察する場合が非常に多い。特に冬季に於ける生野菜類の一人當りの量の少いのが目立つて居る。

五、現地系には動物性食品の量が極めて少い。日系の動物性食品は多量に用ひられて居るから充分であらうと思は

魏晉書

れるが之も分析表に依つた詳細な計算の結果を待たないと断言は出來ない。

尙ほ此の結果に對する對策に就ては分析表に依る詳細な計算が終つた上で詳細に亘つて批評を下し、且つ其の對策

第一表 調查戶數及人數表

蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

橘明梨ネ片が牛落鮎干餡林干批蜜煎羊十アグド
太 一 ん も 花 大 柚 柚
の プ ド (カ)ン
米子 ル 栗き肝生 根 榆 柿
寸 寸 餅 糜 レ コ ッ
太 一 ラ リ ナ ツ
の プ バイソップル

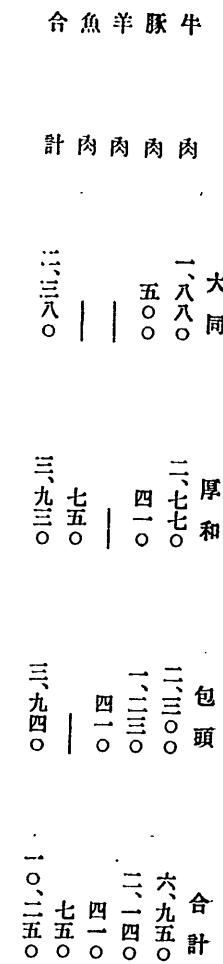
水羊白鯨鮑玉な金うかお蛇柿ハ鰐鹽と鹽キヤラメ
 菜味ま時のりんこ佃（カシ）昆鯖（カシ）布干鰐（カシ）
 子肉漬増頭こ豆花糖し煮ム
 菜味ま時のりんこ佃（カシ）昆鯖（カシ）布干鰐（カシ）
 子肉漬増頭こ豆花糖し煮ム

蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

三四

蒙疆における冬季食物調査中間報告
納豆

鰯 蒜 葡 肉 煎 飯 卷 鮑 茄 菓 目 栗 あ 深 き 鈴 ナ プ モ タ
元 佃 章壽 (カ) 子 じ を 草 く ツ
子 豆 萸 煮 豆 魚 司 之 子 漬 柱 き 刺 さ 苞 げ 子 メ



合魚羊豚

計肉肉肉

一八八〇

二七〇
四一〇

一一三〇〇
一一一〇〇
四一〇

六、九五〇
二、一四〇
四一〇
七五〇
○二五〇

大東亞戰爭關係重要日誌

(自昭和十七年十一月二十一日至昭和十八年二月二十八日)

月日 / 事項	日 本 及 满 洲	支 邦 及 南 方	敵 國 及 第 三 國
十一月二十一日			中支物價對策要綱及地方物價委員會組織要綱審議可決す
十一月二十二日			インド自由聯盟總裁バハツール・サブルーはリンリスゴー總督を訪問、インド各派合同會議開催を申入る
十一月二十四日	前に鐵錆以下二十五工業原價計算要綱決定されたるに引續き更に鐵業原價計算要綱及其他七種工業原價計算準則決定す		英日相チヤーチル内閣改造發表ボリビヤ新聯立内閣成立
十一月二十五日		初期半年中の中共内部事情を發表す	
十一月二十六日	大政翼賛會及翼賛政治會の招待席上來栖大使日米交渉經過に關し講演す	和平陣營に參加したる沈田夫日本年	重慶國民黨第十中全會は十二日閉會以來第十二次大會を經過し本日閉會
十一月二十七日	第三次ソロモン海戦擴大結果日本營發表	日本華蒙關係五百餘名參加、東亞經濟懇談會第四回大會開催	獨逸軍佛羅軍港進駐
十一月二十八日	第六大都市百貨店賣場供出に引續き更に全國百貨店賣場供出具體案發任	宋美齡華盛頓直に某病院入院、治療後はホワイト・ハウス滞在の旨發表	英軍佛領レユニオン島上陸
十一月三十日	ガダルカナル沖ルンガ海戦	初代滿洲國駐泰公使翁萬氏盛谷清任	獨逸軍佛羅軍港進駐
十二月一日	標題漢字表二千六百六十九字決定	第一回華北建設青年會議開催、日泰文化協定御批准	獨逸軍司令部十一月中擊沈敵船一〇三萬噸と發表
十二月二日	敵將バーシバル「マレー作戦回顧」十四章發表	新疆猩々族・蘭州・西安・成都・重慶・昆明間三千公里新雲公路設置案確定、南段北段に分ら夫々段長任命發表	
十二月三日	比島攻撃實質的解消	米國真珠灣の損害發表	
十二月四日		川西考密園が發見せる四川雷波縣鐵礦は品位四十八パーセント、埋	
十二月五日			
十二月六日			
十二月七日			

十二月八日	滿洲國基本國策大綱發表滿洲國國訓制定
十二月九日	開議明年度總預算九十九億九千五百萬圓決定
十二月十日	滿洲國主席兼行政院長汪精衛外交部部長褚民誼以下十餘名從入京
十二月十一日	國府主席兼行政院長汪精衛外交部部長褚民誼以下十餘名從入京
十二月十四日	華北第五次治安強化運動終了
十二月十五日	日佛印經濟協定第一回會議開始
十二月十六日	蒙古政府明年度一般會計經常費臨時費歲出八千二百八十四萬圓、特別會計歲出一億五千二百三十三萬圓決定
十二月十七日	蒙古政府是察南晉北兩政廳を明年一月より宣化大同の兩省に改組方
十二月十八日	定

蒙古政府は察南晉北兩政廳を明年一月より宣化大同の兩省に改組方
定

華北第五次治安強化運動終了

日佛印經濟協定第一回會議開始

蒙古政府明年度一般會計經常費臨時費歲出八千二百八十四萬圓、特別會計歲出一億五千二百三十三萬圓決定

蒙古政府は察南晉北兩政廳を明年一月より宣化大同の兩省に改組方
定

本年夏來逮捕監禁中のガンデー祕書マハデブ・デザイの死去發せられ孟買地方に暴動起る

重慶は第九集團軍司令關麟徵を龍雲の後任として雲南省主席に任命

十二月三十日	大東亞要員鍊成第一回委員會開催
十二月二十九日	南洋學院野村院長以下教授學生六十名西賓居
十二月二十八日	十七年十月二十八日東京にて署名調印したる日泰文化協定本日盤谷にて批准交換を了し效力を發生す
十二月二十七日	汪主席參內、陛下に謁見
十二月二十六日	三井第一兩銀行、三菱第一兩銀行、安田、日本晝夜兩銀行夫々合併決
十二月二十七日	華北政務委員會建設設置督辦股同
十二月二十八日	滿洲國駐泰大使館開館式舉行
十二月二十九日	雲南省主席龍雲軍事參議院副院長兼滇西軍總指揮官任命の報あり元駐日公使蔣作賓死去
十二月三十日	英の傀儡政權ダルラン本日アルジエリー高等辦務官事務所にて暗殺される

十二月三十一日

朝鮮電力國家管理決定

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月一日

三井第一兩銀行合併 帝國銀行と名稱し、明年四月一日營業開始豫定

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月二日

ハインリッヒ・スター・マーチ駐日大使任命、二十八日入京

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月三日

使任命、二十八日入京

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月四日

株稅行政組織を改組し蘇浙皖三省に稅務局印花、菸酒稅局を設置し、更に二月一日より重要客特稅を從價稅に改む

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月五日

中國參戰に關する日華共同宣言、及租界邊付治外法權擴張協定成立

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月六日

中國農業第六期中央執行委員會第五次全體會議(五中全會)開會

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月七日

最高國防會議第一次會議に於て行

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月八日

戰時行政職權特例及戰時行政特例法案發表

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月九日

農科切符基準點數引上げ斷行

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月十日

大學令、高等學校令、專門學校令、中等學校令等改正四勅令案發表

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月十一日

中支軍管理八工場返還式舉行

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月十二日

省政府機構改正決定

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月十三日

英米カサブランカ會議開始二十日終了

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月十四日

新疆省國民黨都道化に成立式舉行

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月十五日

日佛印經濟協力協定成立

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月十六日

日本・伊爾經濟協力協定成立

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月十七日

ソロモン群島レンネル島沖海戰

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月十八日

三戰艦四巡洋艦擊沈破

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

十二月十九日

獨逸海軍最高司令官レーマーを海軍最高監察官に、潜水艦隊司令官

華北政務委員會民國三十一年度歲出豫算四億二千萬圓決定

チモア米國戰時情報局桑港支局長任命

一月三十一日	ソロモン群島イサベル島沖海戦 林銑十郎大將の薨去により水野鍊 太郎與亞同盟總裁に昇任す スターマー獨大使親任狀捧呈
二月一日	華北政務委員會暫行組織條例公布
二月二日	中華民國々族の和平反共三角旗撤去
二月三日	在華敵產千餘件國府へ移管
二月四日	朱深氏華北政務委員會委員長任命 同時に新國民運動促進委員會委員 及全國經濟委員會副委員長兼任
二月五日	陳濟成兵駐満入使任命
二月六日	カール・デニッ其後任に補せらる スター・リングラード守備獨軍の抗戰 終了、第六軍團長バウルス元帥以 下全滅
二月七日	ニューギニア島ブナ、ガダルカナ ル島上陸作戦中の陸軍部隊は一月 下旬二月上旬他に轉進したること 發表
二月八日	イタリヤ内閣大改造斷行
二月九日	新任駐ソ大使傅秉常重慶出發赴任
二月十日	反英運動の爲めガシンチー翁二十一 日間の斷食開始
二月十一日	獨軍クラスノダール撤收、 獨軍ロストフ撤收
二月十二日	獨軍ハリコフ撤收
二月十三日	二月中旬チュニシア戰線の米軍損 害約一萬と獨軍發表
二月十四日	宋美齡米國訪問を終りブラジル國 ナタール着直に出发
二月十五日	重慶軍事使節團熊式煙等米國より 倫敦飛
二月十六日	湖北漢水方面の作戦中沔陽に於て 敵將王勁哉以下捕虜となる 國府勳章令制定、三月三十日同光 勳章頒布と決定す 中國青少年團總章公布 國府第三回全國教育行政會議開催

第一卷 第一號

◇調査◇

蒙疆察哈爾盟内主要產鹽地調查

昌平實習縣學生調查報告

中支麻調查(昭和十六年度)

◇資料◇

滿洲開拓民入植調查

青島と南方との經濟關係調查

杭州附近木材調查

第一卷 第二號

◇調査◇

華北に於ける春期耕作貸付金の綜合的
觀察

巴彥塔拉盟豐鎮縣渾源窯燒灰石鑄床調
查報告

中支に於ける小麥生產費調查中間報告

華北蓖麻子需給調查

◇資料◇

晉北朔縣恢河右岸農業水利改良事業計
畫書

察南晉北境界桑乾河沿岸農業水利改良
事業計畫書

